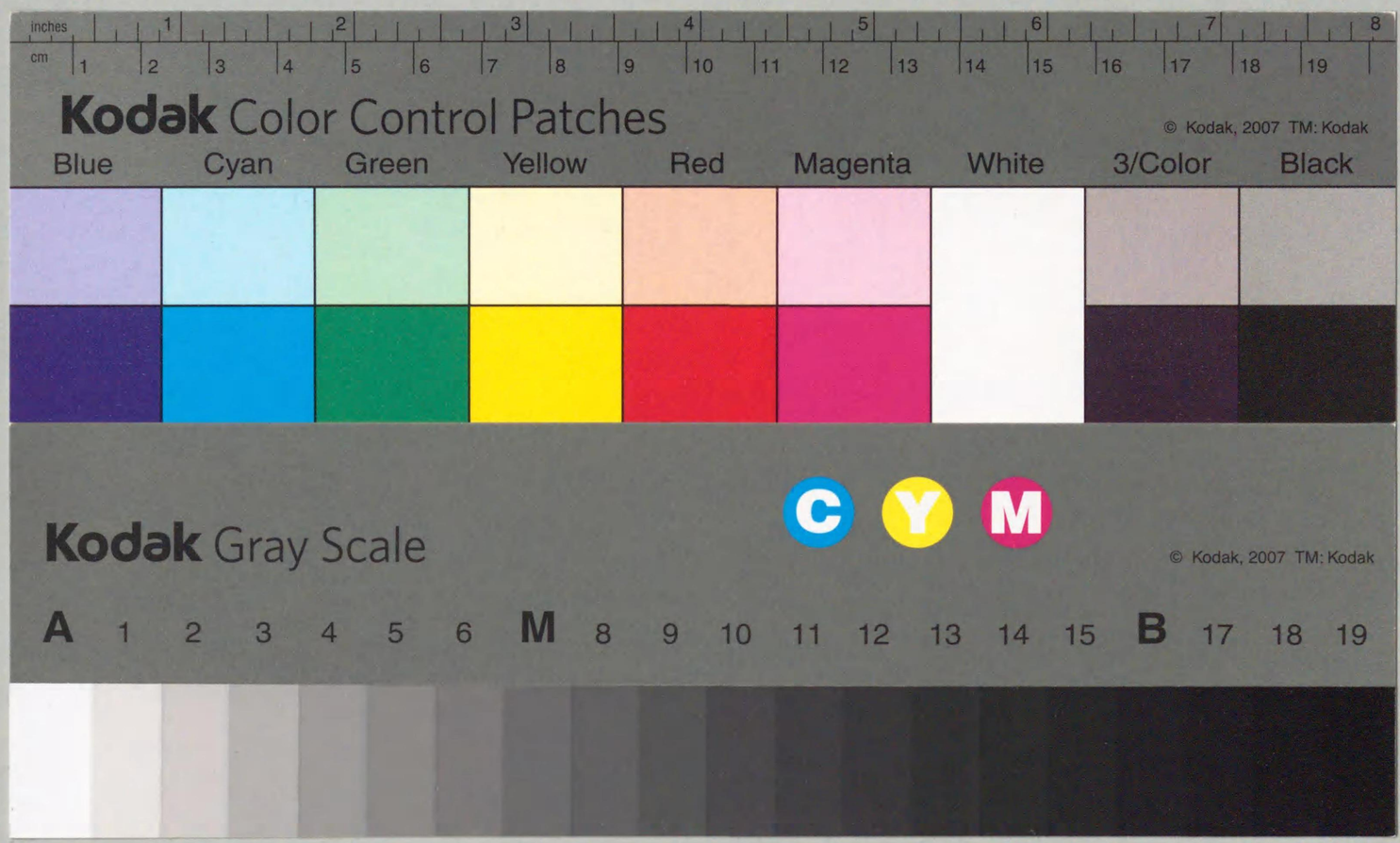

DM691-H20
1200700543302

念記禮大御

班一善改業鹽出坂

昭和三年十一月

坂出地方專賣局

（非賣品）

DM691-H20

序

鹽專賣法施行以來、已に二十有五年その間、內地鹽業の改善相當見るべきものなくんばあらず。本書は坂出地方專賣局管內に多年勤續し、鹽業者指導の任に當りたる專賣局技師岩井龜治氏が主として同管內に於ける鹽業改善の事蹟を編述せられたるものにして、實に本邦製鹽地中の代表的主產地たる香川、愛媛兩縣下に於ける鹽業改善施設の全班を窺ふに足る。

今や內地鹽業の改善は益々緊要の時機に際會し、各地相競うて日に月に面目一新の實蹟を示しつつありて、昨年の先驅者或は明年の列外者たらずと謂ふべからず。今後一層斯業の改善を促し以て鹽生產費の低減を圖り、內地鹽業の基礎確立に精進せざるべけんや。この時に當り本書の發刊を見るは洵に欣ばしきことにして製鹽改良上蓋し好箇の參考資料となすに足らむ。

專賣局長官　平野亮平

I種
W
1200700543302

坂出鹽業改善一班

卷頭寫眞

一、攝政宮殿下鹽田作業臺覽
二、攝政宮殿下鹽田行啓並に御還啓
三、同献上鹽
四、久邇宮殿下御一行臺覽鹽田作業豫行
五、同鹽田作業臺覽
六、北白川宮大妃殿下臺覽鹽田作業豫行
七、同臺覽場所設備
八、北白川宮大妃殿下献上油繪
九、坂出鹽田全景
一〇、坂出地方專賣局全景
一一、累代局長
一二、坂出地方專賣局員記念撮影

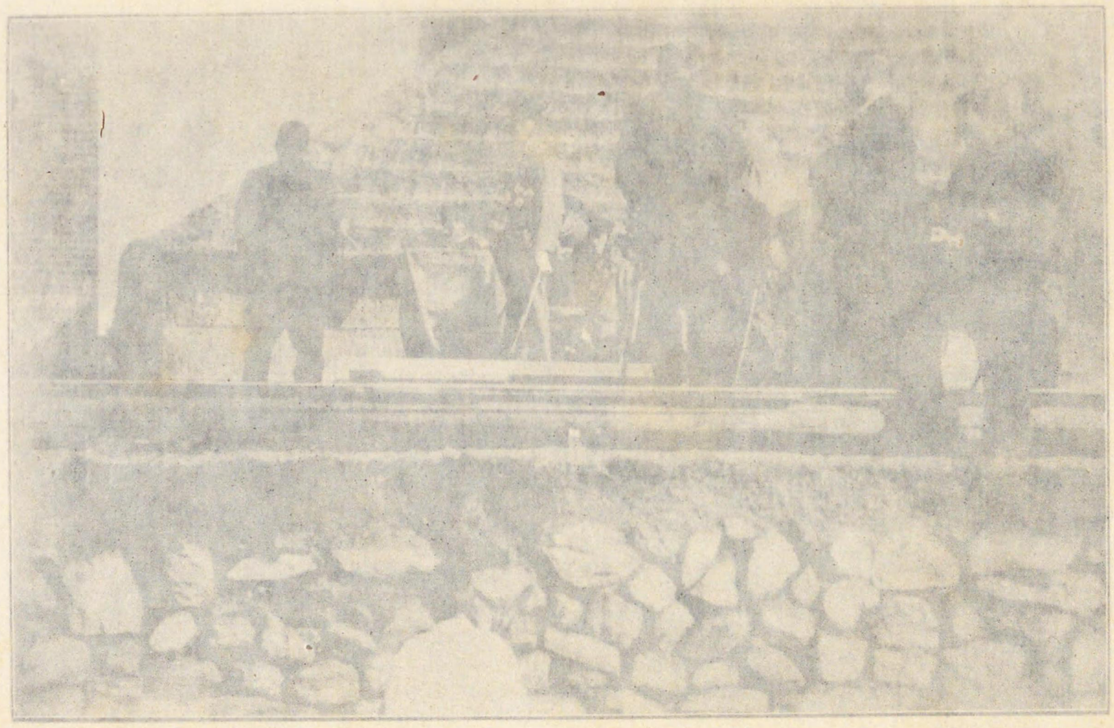

摂政宮殿下鹽田作業臺覽
（坂出四大濱十九番鹽田）
大正十一年十一月二十日

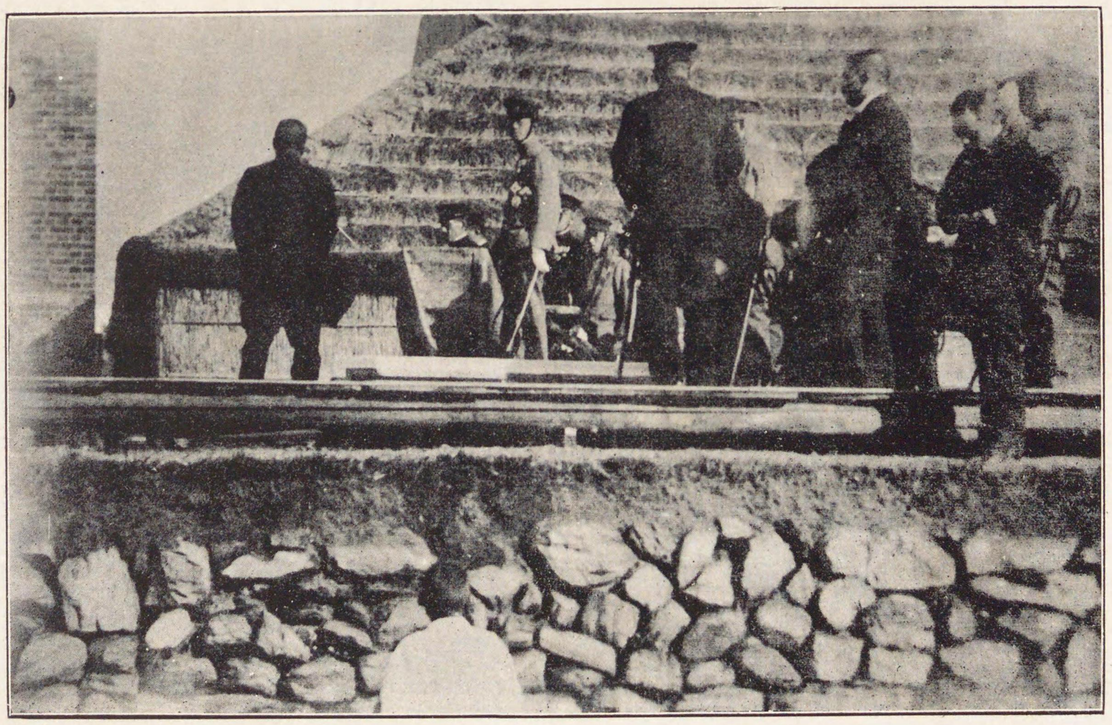

攝政宮殿下鹽田作業臺覽
（坂出西大濱十九番鹽田）
大正十一年十一月二十日

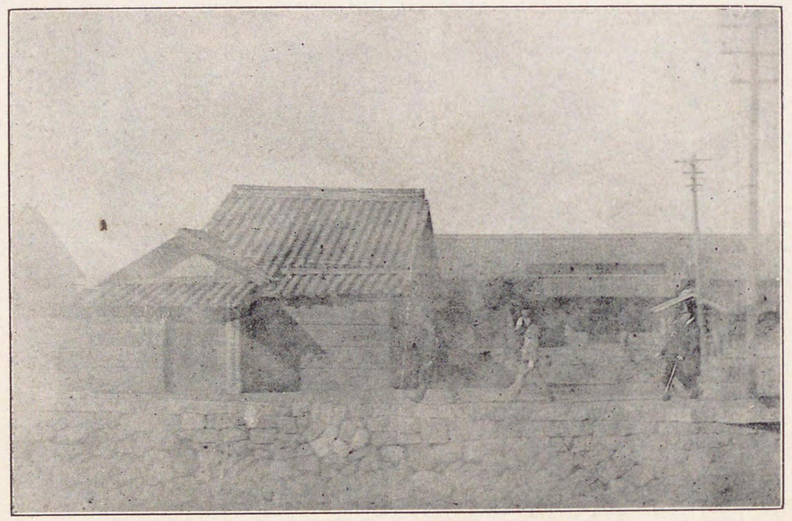

攝政宮殿下鹽田行啓

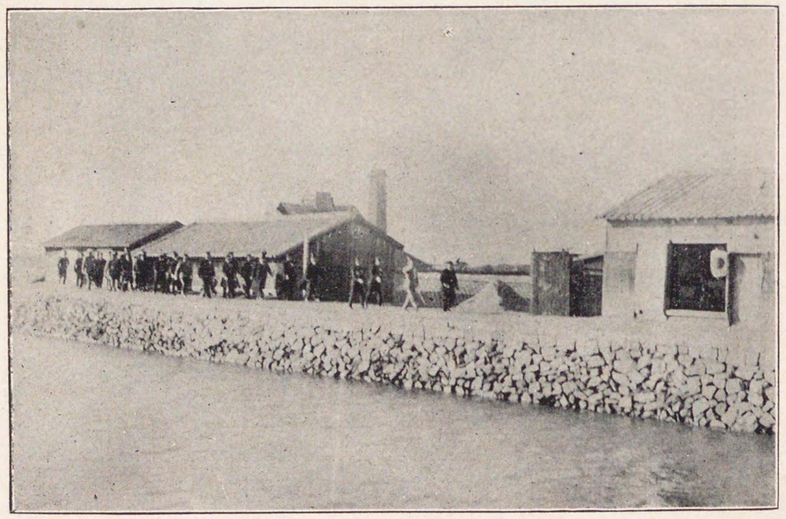

同上御還啓

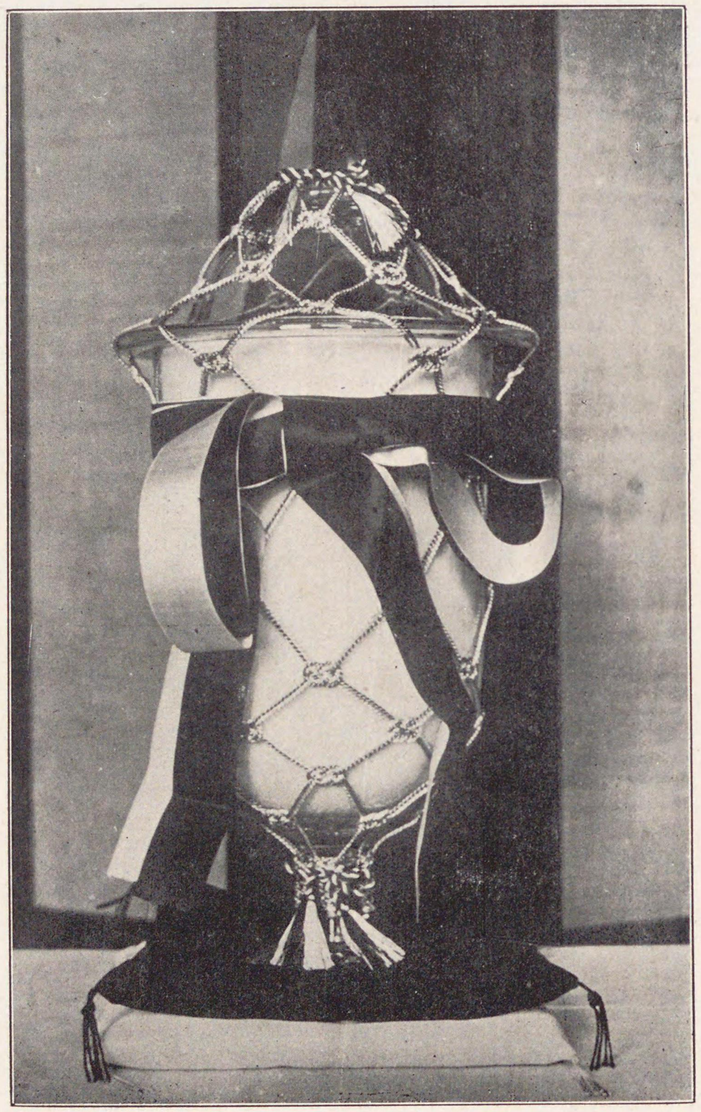

攝政宮殿下献上食鹽

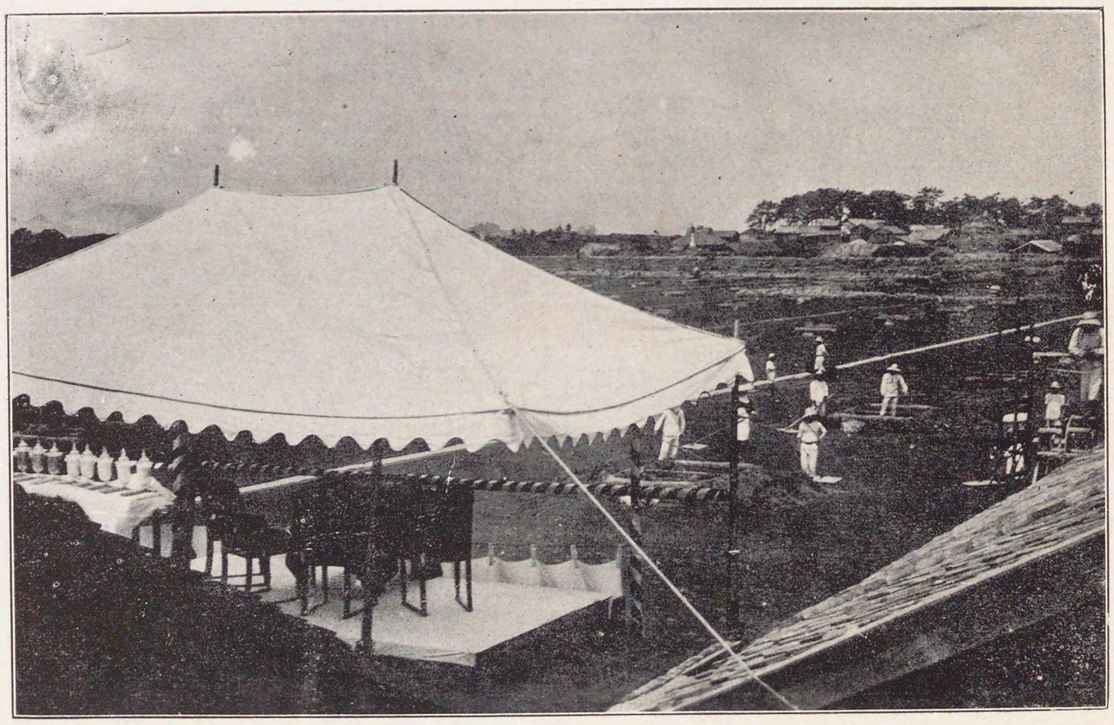

久邇宮殿下御一行臺覽鹽田豫行作業

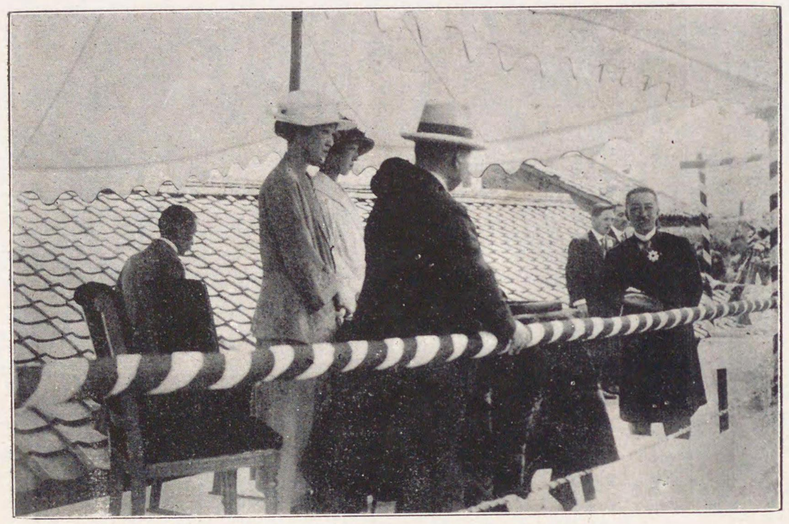

久邇宮殿下御一行鹽田作業臺覽
（田鹽番九十濱大西出坂）
大正十二年五月十日

北白川宮大妃殿下臺覽鹽田豫行作業
（丸龜中開鹽田）

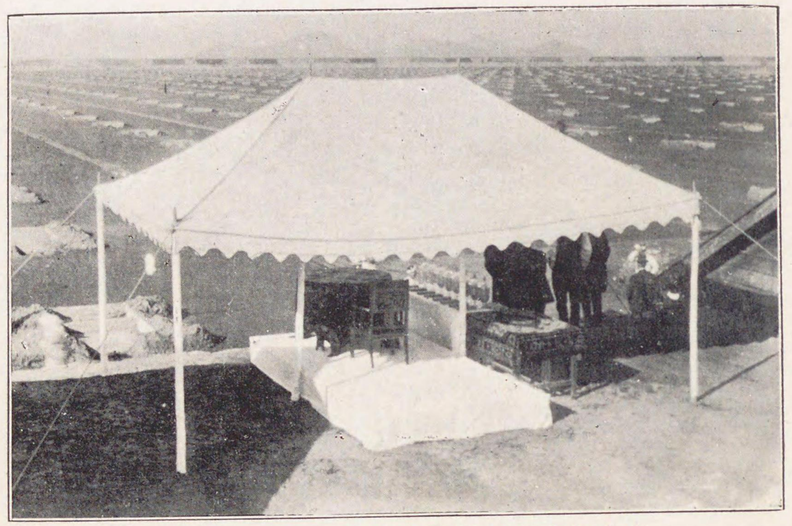

北白川宮大妃殿下臺覽鹽田臺覽場所設備
大正十四年十二月九日臺覽

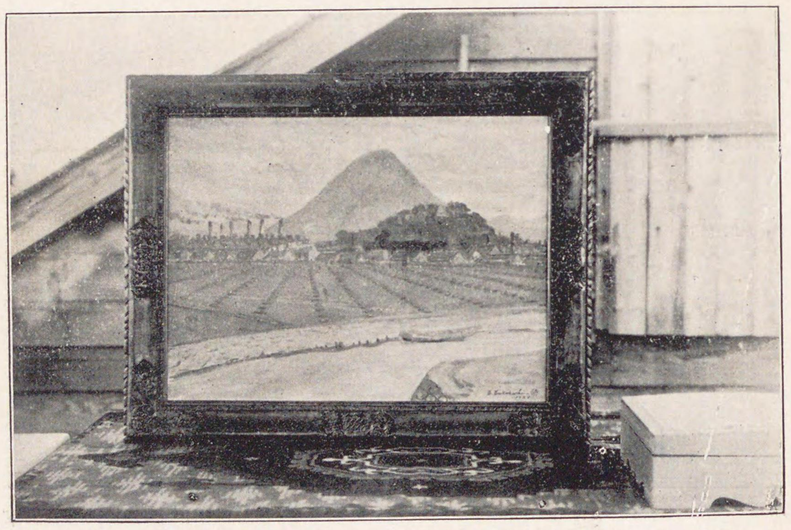

北白川宮大妃殿下献上油繪
(高橋虎之助氏謹畫)

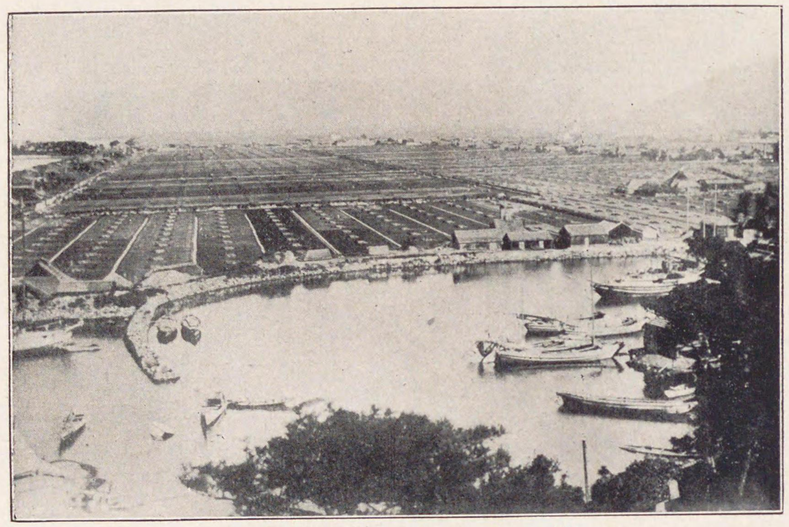

坂出鹽田全景

坂出地方專賣局全景

坂出地方專賣局累代局長

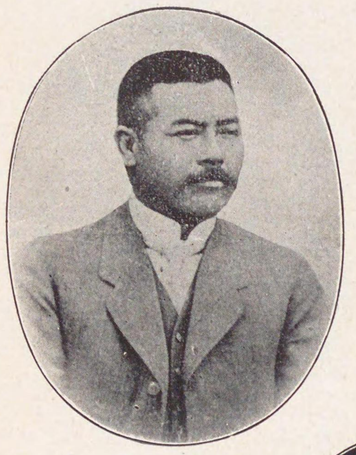

第二代
賀來權三郎氏

初代
加藤正誼氏

第三代
岡本實太郎氏

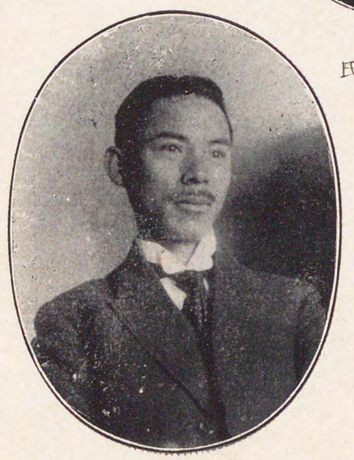

第五代
福井乙丸氏

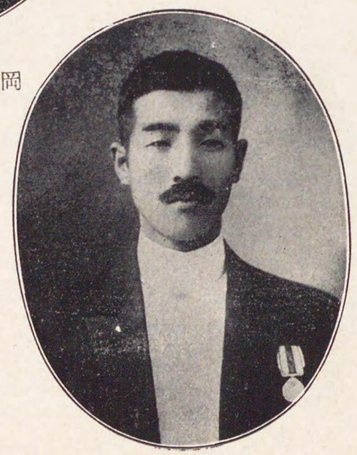

第四代
華山儀一郎氏

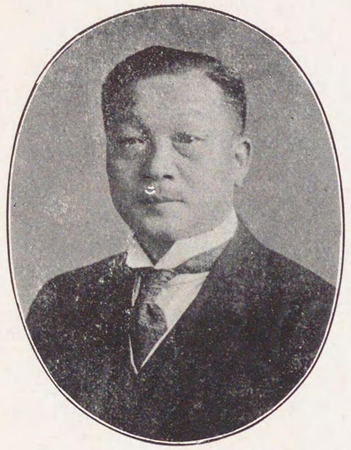

第七代
今西忠世氏

第六代
宇賀四郎氏

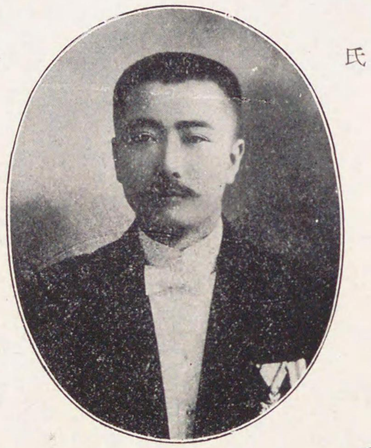

第八代
安部榮氏

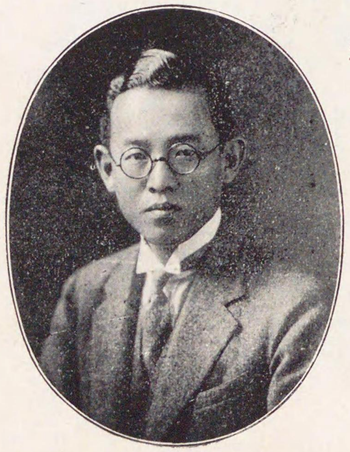

第十代
花田政春氏

第九代
高木千尋氏

代二十第
氏貞盛山光

代一十第
氏彦健上井

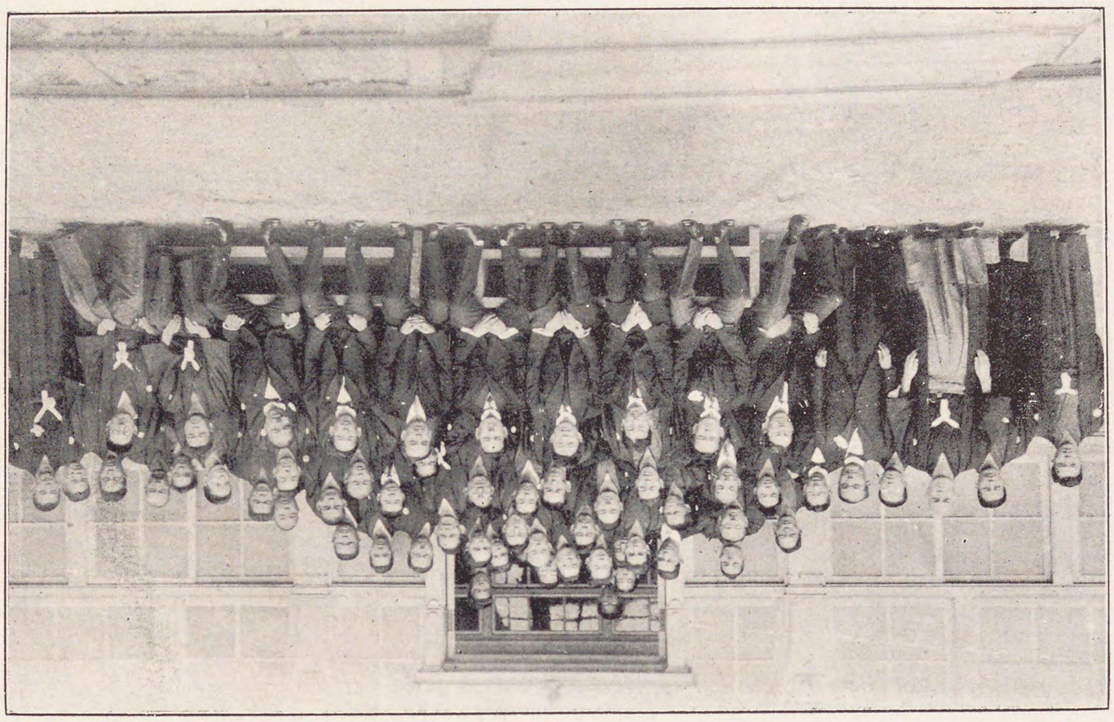

貞 局 賞 尊 方 地 出 坂
影 撮 念 記 禮 大 御
日 十 月 一 十 年 三 和 昭

緒言

畏くも　今上陛下攝政の宮にて在しませる大正十一年の秋、四國に行はれたる特別陸軍大演習御統監後地方御巡遊の砌り、坂出鹽田に成らせられ親しく製鹽の實況を臺覽あらせらる。

超へて翌十二年五月久邇宮同妃兩殿下は現　皇后陛下に在しまさる良子女王殿下御同伴にて同鹽田に臺覽遊ばさる。是れ實に我が內地鹽業界に取りて空前の光榮なりとす。而して其の前年には當時坂出地方專賣局長今西忠世氏、次年には同故安部榮氏製鹽方法實地說明の光榮を辱ふす。本書の編纂者たる當局鑑定課長專賣局技師岩井龜治氏は畏れ多くも前後兩回共扈從を許され臺覽鹽田に於ける實地作業の指揮監督の榮任を果され、局員一同亦咫尺の間に奉送迎を全ふすることを得たり。何の光榮か之れに如かん。

今畏くも御即位の御大禮を擧げさせらるゝに當り本書の編纂成るや刊行の上奉祝の微衷を表し併せて我が鹽業界に於ける曠古の光榮を記念せんとす。

我が坂出地方專賣局管內鹽業は內地鹽業の中樞地たり。而して編纂者は當局管內に職を奉ずること將に十有

八年に及ぶ。從つて本書收むる所主として當地方局管内に於ける製鹽改良の事蹟に止まれども據て以て内地鹽業改善の趨勢をも大要窺知することを得べしと信ず。

若し夫れ卷末に附錄として當局に前後二回奉職せられたる故安部局長の鹽業組織改善に關する遺稿、宇賀、高木兩局長の内地鹽業改善に關する當時の高見、並に醫學博士岸一太氏の我が國製鹽法の燃料學的觀察及鹽田作業改良に關する論文等夫々快諾を得掲載することを得たるは洵に幸甚とする處なり。就中故安部局長の遺稿の如きは當時管内製鹽者のみならず地主を全部召集の上公開し鹽業組織改善の必要と其の方途を指示したるものにして爾來幾星霜を經るも未だ改善を見る能はざるの現狀に鑑み極めて有益なる論文たるを失はず。其の他諸氏の論說何れも最近の草稿なり大いに參考とするに足るや論を俟たず。本書に光彩を添へられたることを謹んで感謝す。

昭和三年中秋

坂出地方專賣局

坂出鹽業改善一班目次

第一編　皇族鹽田臺覽

第一節　東宮殿下坂出鹽田行啓……一
一、東宮殿下坂出鹽田行啓報告書……二
二、特別大演習並に地方行啓記錄の一節……三
三、製鹽方法の御前講演錄……三
四、臺覽鹽田製鹽作業心得……六
五、東宮殿下行啓に關する東宮大夫通牒……七
六、東宮殿下奉迎送心得……八
七、東宮殿下行啓事務從事職員……九
八、獻上鹽及御料用鹽……一一
(一)獻上鹽及御料鹽製造順序方法　(二)獻上鹽及御料鹽收納賣渡順序方法　(三)獻上鹽の容器裝飾及處理方法
九、獻納鹽田作業寫眞帖……一五
十、行啓記念寫眞撮影……一六
第二節　久邇宮殿下御一行坂出鹽田行啓……一九

一、行啓報告書……二〇
二、奉迎送に關する心得……二〇
三、奉迎送委員……二三
第三節　北白川宮大妃殿下鹽田作業臺覽……二三

第二編　鹽業改善に關する諸施設

第一節　製鹽方法改良施設及實蹟……二三
一、鹹水濾過器の創設……二三
二、鹹水濾過器設備改善に關する通牒……二五
三、製鹽に漂白劑使用の沿革並に鹹水濾過施設に及したる影響……二五
四、漂白劑使用取締に關する例規……二七
五、鹽田に揚排水機の施設……三〇
(一)鹽田排水機の創設と其の効果　(二)鹽田排水機効果調　(三)鹽田揚排水機設置の趨勢　(四)鹽田揚排水機現在調査
(五)鹽田排水動力電氣料金調
六、混凝土沼井の改造狀況……三七
第二節　製鹽品質の改善、產鹽等級の上進……三七
一、三等製鹽造奬勵……三七

(一)大正元年以降產鹽等級步合表　(二)三等鹽製造奬勵事情　(イ)等外鹽の根絶及四等鹽の減少　(ロ)三等鹽焚及五等鹽焚比較試驗成績　(三)三等鹽焚改良重要設備……五一
二、二等鹽製造奬勵……五一
(一)二等鹽製造方法及設備に就て　(二)二等鹽焚と三等鹽焚と製鹽經濟關係　(三)大正十二年度に於ける二等鹽の生產及需給變化　(四)大正十五年度二等鹽奬勵狀況　(五)上級鹽製造上ST式釜施設奬勵　(六)ST式製鹽方法大略　(七)ST式釜設置狀況　(八)二等鹽の生產狀況……六九
三、一等鹽製造奬勵……六九
(一)一等鹽製造に關する方針
四、製鹽品質と注加苦汁量關係調……七〇
(一)最下低各等級鹽製造上除去すべき最少苦汁量調……七三
第三節　鹽納付事故防止並標語募集……七三
一、製鹽納付に關する規約……七三
(一)鹽納付に關する覺書　(二)製鹽納付等に關する標準申合規約　(三)宇多津鹽業革進會事業　(四)鹽納付等に關する申合規約　(五)鹽納付事故防止申合組合規約
二、鹽納付事故防止標語募集……八四
(一)鹽納付事故防止標語
三、製鹽標語募集……八六
(一)製鹽標語募集要項　(二)選拔標語と作者
第四節　鹽業調査會の設置……九〇

一、鹽業調査會規則……九〇
二、鹽業調査會委員執務心得……九一
三、鹽業改善策調査研究方法……九一
四、鹽業調査會研究事蹟の一部……九四
五、鹽業調査會決議事項一覽表……九九

第五節　製鹽研究會の設置……一〇二
一、製鹽研究會規約……一〇四
(一)坂出製鹽研究會研究講話會綱要　(二)坂出地方專賣局直轉製鹽研究會規約　(三)東讃鹽田同業組合鹽業研究規定
二、坂出鹽業同志會と製鹽講習會開設……一〇八

第六節　地方廳の鹽業改善施設……一一一
一、地方廳と專賣局と協議事項……一一一
二、西讃鹽田同業組合試驗鹽田施設……一一三

第七節　鹽製造人注意事項……一一五
一、鹽製造人注意事項趣意書……一一六
二、鹽製造人注意事項目次及內容……一一七
(一)通則　(二)許可申請　(三)鹽製造附鹹水混和再製　(四)納付附再鑑定　(五)記帳整理

第八節　持濱時刻の改善……一二七
一、持濱當日曝露鹹砂附着鹽分量變化表……一三八
二、持濱時刻勵行方法……一三九
(一)持濱ニ關スル申合規約　(二)採鹹作業着手時刻規定

第九節　鹽業組織に就て……一三二
一、坂出地方專賣局管內製鹽業態一覽表(其の一)……一三三
二、同　(其の二)……一三六

第十節　新規鹽田の製鹽業態……一四一
一、仁尾鹽田株式會社製鹽狀態……一四一
二、中開鹽田製鹽狀態……一四八
三、金山新鹽田製鹽狀態……一五八

第十一節　製鹽場の併合……一六三
一、製鹽場合併の必要及其程度……一六三
二、鹽田の合併經營及機械製鹽奬勵方法……一六四
三、製鹽場の合併實行……一六五
(一)津島製鹽所施設概要　(二)野口合同製鹽場施設概要

第十二節　製鹽改良施設狀況並に製鹽囑託試驗事項一覽表……一八〇
一、大正十年以降改良指導事項並に改良施設投資額一覽表……一八〇

二、累年製鹽設備改良事蹟一覽表……一八四
三、大正三年以降坂出地方專賣局管內に於ける製鹽囑託試驗事項一覽表……一八五
第十三節　製鹽副產物苦汁利用狀況……一八八
一、苦汁利用製藥事業保護請願……一八九
(一)苦汁製藥業保護に關する請願書　(二)保護に關する希望事項
二、苦汁利用製藥會社狀況一覽表……一九〇
三、副產鹽製造許可製藥場調……一九五
四、苦汁採收設備狀況調……一九六
五、鹽化加里製造狀況……一九七
六、苦汁利用事業調查……一九八
(一)苦汁利用製藥場所主製品及副產鹽許可狀況　(二)地方別苦汁利用事業盛衰の狀況及其の原因並に將來の豫想
(三)苦汁利用製藥所の興廢
七、原料苦汁の爭奪と苦汁工業會社の協約……二〇三
八、十州苦汁利用製藥業者組合組織其の他協定事項……二〇四
九、香川縣苦汁工業組合定款……二一〇
十、苦汁利用製藥に關する講習會……二一一
十一、苦汁利用の鹽の生產に及ぼしたる影響……二一二
十二、一鹽戶一晝夜當苦汁生產額……二一三

十三、大正六年以降苦汁利用製藥品及副產苦汁固形物生產額調……二二四
第十四節　御大典記念事業施設計畫……二二九
一、御大典記念事業施設打合會……二三〇
(一)局長訓示　(二)鹽業者答申概要　(三)局長指示

第三編　鹽生產調節

第一節　移輸入鹽鹹水混和委托再製施設……二三六
一、移輸入鹽鹹水混和再製方法注意事項……二三七
二、移輸入鹽鹹水混和再製鹽納付步合及再製費……二三八
三、移輸入鹽鹹水混和再製に關する諸試驗成績……二四三
(一)原鹽百斤當鹹水混和再製試驗成績表　(二)鹹水混和再製鹽生產費調查成績表
第二節　製鹽應急施設……二四六
一、製鹽應急施設事項……二四七
第三節　鹽の生產制限……二五一
一、鹽生產制度の必要……二五一
二、合理的鹽生產調節方法……二五二

附錄

一、財政經濟調査會決議の鹽專賣に對する根本方策……二五五
二、內地鹽業改善に關する諸研究考察……二五七
　一、鹽專賣は果して鹽業の發達を阻害するか……元局長　宇賀四郎……二五七
　二、我國製鹽法の燃料學的觀察……醫學博士　岸一太……二六一
　三、鹽田作業改善に關する卑見……同　同　人……二六八
　四、鹽業組織の改善に就て……元局長　安部榮……二九〇
　五、管外鹽產地視察に基く內地鹽業改善に關する考察……鑑定課長　岩井龜治……三三〇
　六、內地鹽業改善策……元局長　高木千壽……三三七
三、久米通賢翁小傳附肖像……三五九
四、坂出地方專賣局管內鹽田年紀一覽表……三六三
五、內地收納鹽賠償價格沿革……三七三
六、坂出地方專賣局主要職員歷代一覽表……三七八

坂出鹽業改善一班

第一編　皇族鹽田臺覽

第一節　東宮殿下坂出鹽田行啓

大正十一年秋香川縣に陸軍特別大演習行はるゝや時の　皇太子殿下攝政の宮にておはしまし親しく三軍を統監遊ばさる。而して大演習終了を告ぐるや十一月十九日を以て善通寺第十一師團練兵場に壯嚴なる觀兵式を擧げさせられ御統裁の御重任を芽出度終らせ給ひたり。其の翌日より東宮殿下の御資格にて縣下各地に御巡啓遊ばさるや二十日には製鹽狀況實地御臺覽の爲坂出西大濱十九番濱に龍駕を運ばさる。當時畏くも坂出地方專賣局長今西忠世氏は說明の重命を忝ふし、同局鑑定課長岩井技師扈從製鹽作業指揮監督の光榮を擔ひ關係製鹽業者亦局員一同と共に奉迎の列に加はる、何の光榮か之れに如くものあらんや。謹んで案ずるに我國に於て鹽田に駕を奉迎せしことは恐らくは有史以來未だあらざる處にして實に之れを以て嚆矢とす可し。されば此の聖代に生れ此の光榮に遭遇したる吾人は更らなり、我が國鹽業者は直接其の光榮に浴したると否と土地の遠近とを問はず實に我が內地鹽業界に取りて最大の光榮たることを思はざるはなし。

吾人は此の感激を永遠に忘るゝことなく至尊の大御心の存する所を拜察し將來の使命を悟り今後に處すべき道を計り

本日の行啓を萬代に有意義たらしむ可きなり。我が內地鹽業の改善は革新を叫ぶや久しくして進歩發達の遲きこと他に其の類を見ず、官民共に奮勵努力以て內地鹽業の改善を企圖すべく今日より急務なかるべし。

這般特に殿下行啓の大御心一は茲にあらせ給ふことを拜察し得べし。果して然らば此の思召を奉戴し感奮一番我が鹽業の一大轉機を造る可く大なる覺悟を以て進歩改善を期し大御心と聖恩に報ぜざるべからざるなり。以下當時の光景並に關係記錄の大部分を揭記し以て行啓の狀況並に光榮を永久に頒ち傳へむとす。

一、東宮殿下坂出鹽田行啓報告書（大正十一年十一月二十二日今北專賣局長官宛）（今西坂出地方賣專局長報告）

皇太子殿下鹽田臺覽狀況左記の通り及報告候也

皇太子殿下には豫て御治定の如く本月二十日當局管下坂出西大濱十九番鹽田に行啓あらせらる小官は御下乘場所の前側面に於て他局員は堺田事業課長引率の下に御車寄北側に整列奉迎の準備成るの時午後二時二十分東宮侍從長宮內大臣其の他各供奉員を從へさせられ自動車にて御着夫れより小官御先導御野立所へ御案內申上げ先づ別冊坂出地方專賣局事業一覽を奉呈し直に製鹽の概念に付申上げ續きて鹽田實地に於て十三名の採鹹夫をして採鹹作業を開始せしめ撒砂、濱曳、撒潮、集砂、沼井踏、鹹水の浸出、鹹水の輸送（附濱田堀）、鹹水貯藏と順序を追ひ申上げ更に釜屋內に成らせられては鹹水溜と內田堀との連絡より鹹水溜に於ける濾過裝置、釜屋內濾過器、溫め釜、煎熬釜、竈（附燃料）、煎熬方法、製鹽貯藏と乾燥關係包裝、納付に至るまで之亦順次實地を說明申上げ尙參考品として釜屋外に陳列したる標本鹽並に鹽田、釜屋、竈の模型を臺覽に供し實地說明の補足をなし終りに管內に於ける製鹽の概況を說明申上げたり。當日は折柄西北風烈しく寒氣も强かりしにも拘はらず、更に御厭ひの御氣色なく終始御熱心に聽取せられ幾回となく首肯せられ能く御了解せらる旨宣せられ御臺覽を了らせらる依て小官御先導申上げ御機嫌麗はしく局員奉送中を御還啓あらせられたり。戶田東宮職事務官より說明に頗る御滿足あらせられたる旨傳へさせられたるは誠に恐懼に堪へざるところなり。

臺覽中は岩井技師をして諸般の奉仕を助けしめ又採鹹及煎熬操作は別項御臺覽鹽田作業心得に依り之を行はしめ技手一名をして採鹹夫の指揮に充らしめたり。而して總ての設備及準備等も毫も齟齬する所無く又諸事不行屆の廉も有らざりしなるべしと信ず。御野立所附近の見取圖及寫眞並局員奉送迎心得別紙の通りに有之候。

二、特別大演習並に地方行啓記錄（香川縣出版）の一節

大正十一年十一月二十日鎌田圖書館を出でさせ給ひし　殿下には坂出西大濱十九番鹽田に成らせられたり、此の日天寒く强烈なる西風さへ吹き荒みたれば濱邊の鹽田附近にては殊更なりしも　殿下には些の御厭ひの色も在らせ給はず玉歩を御野立所に進ませられたり、御野立所に御着あらせらるゝや、今西坂出地方專賣局長は御前に坂出地方專賣局事業一覽を捧呈し、續いて製鹽法の概畧に就き言上する所ありたり。軈て同局岩井鑑定課長監督の下に十三名の採鹹夫をして採鹹作業を開始し噬砂より鹹水輸送に至る各種作業の實況を臺覽に供し御說明を言上せり、夫れより釜屋に御案內申上げ鹹水溜と內田堀との連絡より鹹水濾過、煎熬方法、製鹽貯藏方法、包裝、納付に至る作業の順序を實地御說明申上げたるに　殿下には終始御興味深く御熱心に聞召され最も御滿足の御模樣を御察し奉れり。

三、製鹽方法の御前講演錄（香川縣內務部長宛　當專賣局長報告）

一、皇太子殿下行啓年月日　大正十一年十一月二十日

二、臺覽に供せし鹽田　坂出地方專賣局管內香川縣綾歌郡坂出町西大濱第十九番鹽田

三、製鹽法說明者　坂出地方專賣局長專賣局參事今西忠世

四、說明順序並事項　先づ坂出鹽田に於ける製鹽法を概說し續きて採鹹煎熬の實地操作に就き御說明申上げたり梗要左の如し。

(1)　鹽田製鹽の概念　現在我國內地に於ける製鹽は年額約十億萬斤を以て計上せられ其の殆ど全部は鹽田製鹽なり。鹽田製鹽は海水を濃厚ならしめて之を煎熬する方法にして海水を濃厚ならしむることは海水直煮に比し時間と燃料とを節約するを得るに由る。

又坂出鹽田は勿論全國の主要なる鹽田は入濱と稱する築造法にして鹽田地盤面が海水面よりも低し、是れ潮汲みとて海水を汲み揚ぐる勞力を省くが爲に工夫せられたるものにして地盤面は大潮の時に五尺乃至八、九尺小潮の時にても尙二、三尺低し、故に鹽田の周圍には海潮の浸入を防禦するに足る丈けの堤防を築き堤防の一部に海水を自由に誘導することを得べき水閘を設け潮の差し來れる時水閘を開けば新しき海水は此處より鹽田の溝渠に流入す。而して鹽田地盤は細砂を以て構成せらるゝにより海水は漸次之に滲透し地盤の下には常に海水を含蓄するなり。故に地盤面に細砂を撒布するときは物理學上の毛細管引力の現象を作こし地盤の下に在る海水は漸々昇騰し散布せられたる細砂に吸收せられ、其の儘日光及風力にて乾燥濃縮せられつゝ凝結するなり。

此鹽分の凝結せる細砂を一所に集め之に海水を注ぎて鹽分を溶解せしむる時は濃厚なる海水となりて浸出す、初め海水の比重は通常三度なるも地盤の下に含蓄せらるゝものは五度內外に昇り斯くして得たる海水は十七度前後に達す之を鹹水と稱し俗には「トリミヅ」と呼ぶ、鹽田製鹽法は此鹹水を煎熬するものなり。

(2)　鹽田に於ける採鹹　採鹹夫十三名をして日常の如く採鹹作業を執らしめ撒砂、濱持、鹹水輸送と順序を追て說明す。

(イ)撒砂　撒砂に鹽分を附着せしむる爲之を鹽田地盤へ撒布し日光及風力に曝晒す、其日數は季節により異なるも通常夏季は一、二日冬季は三、四日とす、若し散布後降雨ありて撒砂の地面に硬化密着したるときは之を爬起し散布狀態に復せしむ。

(ロ)濱持　撒砂に充分鹽分の附着したるとき、砂寄せを爲して之を沼井臺の中に入れ、密度を平等ならしむる爲蹈み均し、之に潮水を注加し、撒砂に附着せる鹽分を溶解滴下せしむ。

撒砂後濱持に至る間に於て地盤面の撒砂を一日數回搔き均し、鹽分の附着を多からしむ、之を濱曳と稱へ、又撒砂の乾燥度を過ぐるときは毛細管作用を停止するを以て、之を促進せしむる爲適度に潮水を散布す、之を濱飼と云ふ。

(ハ)鹹水輸送　採取した鹹水は樋にて田堀に集め、蹈車又は桔槔にて汲み上げ鹹水溜に注入貯藏す。

右採鹹作業は燥風烈日共に好適なるも、雨雪の日に在りては從事する能はざるを以て、一箇年作業日數は百五十日前後に止まる、又採取鹹水は濃度常に一樣ならざるも、平均比重十七度、一戶前年額八千石を採取するを普通とす。

(3)　釜屋に於ける煎熬　鹹水溜より釜屋內田堀に流入の仕掛、釜屋內濾過器、溫目釜、煎熬釜、煎熬方法、製鹽貯藏及包裝納付に關し說明

(イ)鹹水溜より釜屋田堀へ鹹水流入の狀態及濾過、鹹水溜に貯藏せられたる鹹水は地中に設けられたる樋を通し樋口に在る砂籠にて一旦濾過せられたる上、釜屋內田堀に流入す、之を喞筒にて更に濾過器に汲み込み濾過淸澄せしむ。

(ロ)蒸發濃縮　濾過したる鹹水は溫目釜に注入せられ、煎熬餘熱を利用して蒸發濃縮せしむ。

(ハ)煎熬方法　溫釜にて濃縮したる鹹水を煎熬釜に移入し、之を煮沸すれば一釜約三時間にして鹽の結晶析出す。煎熬釜は大小異なるものあるも、多くは六、七石入のものを使用し、一晝夜六釜乃至八釜の焚き上をなし、約二千斤の製鹽を得るなり。

竈は其の樣式一樣ならざるも、赤粘土を以て築造し、燃料の石炭は多く長州元山及九州三池、平戸炭を使用す。

(ニ)貯藏　焚き上げたる鹽は十日乃至二十日間釜屋内居出場に堆積貯藏し苦汁及水分を脫却せしむ。

(ホ)包裝、納付　適度に乾燥したる鹽は政府の指示に遵ひ五十斤入又は八十斤入叺に包裝納付す、納付に方りては專賣局は其の數量を檢査し品質を鑑定して之を收納す、其の品質は含有鹽化曹達の量に依り一等より五等に區分す。

前說明の終りたる後釜屋外に陳列せし標本鹽並鹽田、釜屋、竈の模型に就き鹽田の排水其他實地說明の補足をなせり

四、臺灣鹽田製鹽作業心得

一、東宮殿下自動車御降下場所より局長御先導御案内申上げ、扈從技師は捧呈すべき書類を持ち最初西鹹水溜前の空地に作業指揮の技手は臺灣場所下、地場右方に控へ居ること。

一、事業統計及製鹽法書類は御說明前局長の手を經て捧呈すること。

一、臺灣場所には鹽田模型、及各等級鹽、並竈模型を釜屋内には包裝鹽を陳列し置くこと(別圖參照)。

一、撮影者は最初より所定の場所に控へ居り、夫々縣の指示に依り撮影すること。

一、採鹹作業說明は臺灣場所下の二通の地場に於て作業を行ひ說明申上ぐること。

一、採鹹人夫は夫々部署に付き居り、殿下御着の際敬禮をなし直ちに笠、帽子を着け何時にても作業に着手する樣指揮

製鹽作業準備配置圖

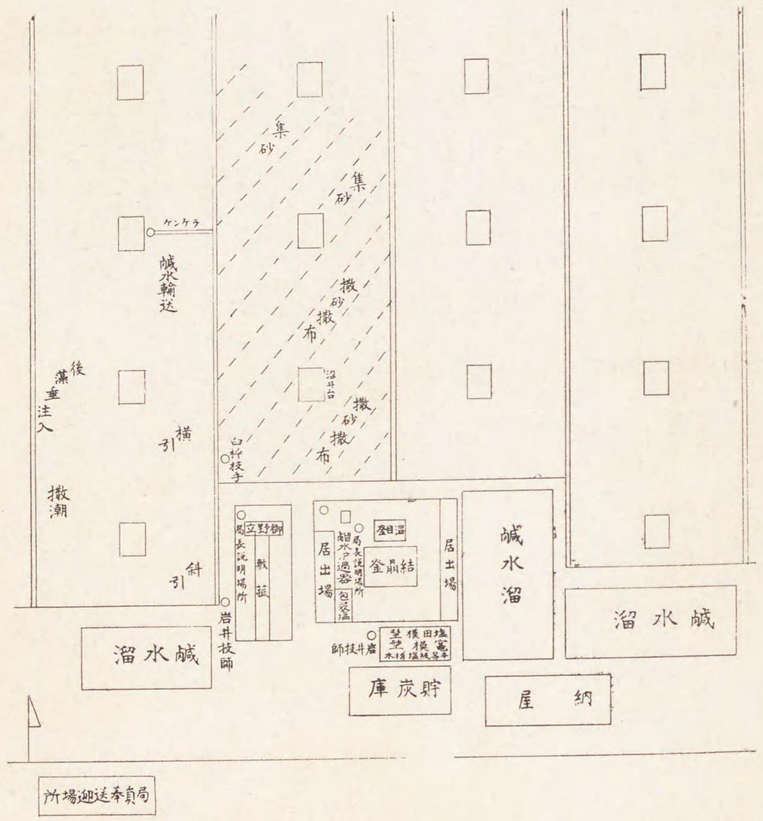

を俟つこと。

一、局長より作業着手の合圖を受けたるときは技手は次の順序に操作をなさしむること。

一、採鹹操作順序を左の如くすること(別圖參照)

(イ)地場二通の内、西一通りは全部持濱作業を進め置き、第一、二、三、沼井は鹹水浸出を卒へ藻垂壺より鹹水をケンケラにて土樋に輸送し得る様に準備すること、但し第一は鹹水の汲取を終へ後藻垂用海水注入より着手するものとす。

(ロ)東一通りの第一沼井及第二の一部は集砂を卒へ置き第一沼井より撒砂に着手し、第二沼井の集砂は作業を進行せしむると同時に第一沼井の沼井踏、鹹水浸出操作(海水注入)を行ふものとす。(但し第一、二沼井の藻垂は豫め汲み干し置き、最初より潮水を以て浸出するものとす)

(ハ)西一通り第一、二、三、沼井は鹹水輸送操作と同じ頃より跡濱引きをなし、散潮を行ふものとす。

一、雨天の際には採鹹作業は凡て模型に於て説明申上ぐること。

一、採鹹作業説明終る前、扈從技師は釜屋の戸を開き其の東側に起立し居ること。

一、煎熬場に於ては製鹽結晶の狀況を御臺覽に供すること、但し御説明中に煎熬夫(夜釜、晝釜焚夫二人)は釜の東側に控へ居り別に操作をなさゞること。

五、東宮大夫珍田伯爵ノ通牒

東宮殿下行啓に先き立て左記寫の如き通牒ありたり、文中濱田鹽田とあるは豫て縣との打合に基き蓋し製鹽者濱田六藏氏の經營に係る坂出町西大濱十九番なりと認め其の旨了承を得たる次第なり。

大正十一年十一月三日　　東宮大夫　伯爵　珍田　捨巳　印

坂出地方專賣局長　今西忠世　殿

通　牒

皇太子殿下南海道御巡啓の節、來十一月二十日坂出に於ける濱田鹽田、御覽可被爲在、御治定相成度

六、東宮殿下奉迎送心得（坂出地方專賣局）

一、場所　大正橋北へ入る空地とし、整列地點は引率者の指示するところに依る。

二、整列　二列に整列を要する場合は前列は判任官以上とす。

三、引率者の位置　御車が列の右方より通御せらる場合には前列右翼に左方より通御せらるゝ場合には前列左翼に位置するものとす。

四、號令　號令は引率者に於て之を下すものとす。

五、敬　禮

イ、御通過十分前に赤色左腕章を附せる警官自動自轉車にて先行すべきに付、靜肅を保つを要す。

ロ、鹵簿の先驅自動車が引率者の右（左）に現れたる時、一齊に脫帽し直立不動の姿勢をとるものとす。

ハ、御車が引率の前に達したるとき敬禮すべきものとす。

ニ、敬禮法は上體を約三十度前に屈し　殿下に向つて目禮をなし、徐に元の姿勢に復するものとす。

六、服裝　可成左記に依るべきも不得已ものは不敬にわたらざる樣服裝のこと。

イ、男　子

1、フロックコート（モーニングコート）シルクハット又は黑山高帽ネクタイ白色以外のもの。

手袋黑色、白色以外のもの。

靴　黑色

（背廣服にても差支なし）

2、紋附羽織袴

ロ、女　子

白襟紋附（袴差支なし）

ハ、降雨の際は雨具（雨傘外套等）を携帶するも妨げなし。

七、勳章、記章等　勳章、記章、赤十字社徽章等は可成佩用するを可とす。但し佩用規程あるものは之に依ること。

八、集合及解散　引率者の指圖に從ふべきものなるも、集合時刻は當日午後一時三十分迄とす。

九、鹽田御發着日時　十一月二十日午後二時二十分御着、同二時三十分御發。

七、東宮殿下行啓事務從事職員

攝政宮殿下香川縣下に於ける陸軍特別大演習御統監並に地方行啓の儀御治定發表あらせらるゝや、香川縣當局は勿論各官署並に關係民間團體は更なり、縣下官民上下擧つて各部署を定め奉迎準備に鞅掌すること半歲以上に亘り、何れも其分に應じ重大なる責任を感じ、終始頗る緊張したる思を以て事に當り、日も尙足らざる狀況なりき。斯くして此の一大盛事の日を無事に迎へんことを專念したり。當時此の盛事に與りし者、追懷轉タ禁ずる能はざるものある可し。坂出

地方專賣局員中行啓事務從事者として局長より上申裁可を得たる者左の如し。

資格	職名	氏名
奏任官	局長	專賣局參事	今西忠世
同	事業課長	專賣局副參事	堺田田鶴太
同	庶務課長	同	北原林藏
同	出張所長	同	岡田義太郎
同	鑑定課長	專賣局技師	岩井龜治
判任官	專賣局書記		飯田一衛
同	同		奥田逸平
同	同		井上鑑郎
同	同		龜井萬太
同	同		篠原愼一
同	同		田中勝太郎
同	同		三谷種太
同	同		秋山源治郎
同	同		銀川光治
同	同	專賣局技手	臼杵知三
同	同		野淵新造

八、献上鹽及御料用鹽

攝政宮殿下陸軍特別大演習御統監の爲め、香川縣に行啓あらせらるゝに方り、我が坂出地方專賣局に於ては本縣主要産物なる當局管内産鹽を献上することゝし、御聽許の光榮を得し處、更に香川縣より別に御統監中の御料用鹽賣渡方の交渉ありしを以て、坂出地方專賣局に於ては、板出町鹽産合資會社をして、以下記述の方法に依り、嚴重監督の下に謹製せしむ。而して左記の通り特別の取扱に依り、謹製品中より一等散鹽總量四十八斤を精選收納し、其内六斤を献上鹽とし採取し、次に御料用鹽二十斤を採り、地方廳に於て定められたる方法に準據し、最も愼重なる用意のもとに夫々適當に處理し、御料用鹽は十月二十五日香川縣吏員の携行せし特製木箱に收め引渡を了し、献上鹽は一時專賣局に於て嚴重保管し、十一月七日岩井技師外二名奉持して香川縣廳に献納手續を了せり。

尙右の外御料用鹽として精製食卓鹽の納入方同じく香川縣より交渉ありしを以て、坂出地方專賣局に於ては、三田尻地方專賣局下松出張所に對し、特別に廻送方要求し、一斤入四十八箇を高松出張所まで廻送せしめ、元賣捌人、小賣人に對し、夫れ〴〵正規の手續を終へしめ、現品は鄭重なる取扱の下に縣派遣の吏員に引渡を了したり。

（一）献上鹽及御料鹽製造順序方法

一、製造場所　香川縣綾歌郡坂出町西大濱十九番

二、製造者　坂出鹽産合資會社製鹽請負業者濱田六藏

三、製造立會人及煎熬作業從事者　專賣局技手臼杵知三、地盤頭梁濱田政二郎、煎熬夫鹽飽九右衞門

四、製造年月日　大正十一年十月八日自午前十時二十分至零時二十分

五、献上鹽製造に際し用器新調のもの左の如し。

押柄振壹個、鹽取鍬壹個、溫目杓壹個、石灰取器四個、鹽貯藏箱壹個、但し本器は徑二尺角、高さ二尺五寸の白木箱にして、内部中央部迄石炭殼及砂を充塡し、砂上には鹽當りとして割竹を一定間隔に敷けり。

六、居出場は既設中のものにて清淨なる箇所を選び、床内の莚張を除去し、張板を清水を以て善く洗滌し、更に新莚に張換へ、床砂及殼、鹽當竹等は新調す。而して此中央部に新設鹽貯藏箱を据へ付く、前差板は清水にて洗滌して用ゆ

七、鹹水汲上ポンプは清水にて洗滌す。

八、鹹水濾過器は内部のものを全部取出し、先以て溶器を清水にて善く洗滌し根太、竹簀、莚、砂、殼、覆莚等は總て新規のものに取換ゆ。

九、溫目釜及煎熬釜は清鹹水を以て善く洗滌す。

一〇、製造方法　製造着手に先立ち立會人及製造者及從業者等は齊戒沐浴、清衣を着し、居出場、鹽貯藏箱、蒸氣拔等に〆縄を施し、釜屋に神官を聘し御祓式を執行し煎熬に着手す。焚方は極めて軟釜焚とし鹽の半は結晶したるときこれを徐々に柄振を以て寄せ集めつゝ鹽取笊に取上げ、充分母液を滴下し、居出場に据へ置きたる鹽貯藏箱に移入し、之れには蓋を施し且つ其上よく清淨なる白布を覆ひ貯藏す。

（二）　献上鹽及御料鹽收納賣渡順序方法

一、納付鹽運搬方法

一、現在製鹽場に於て新調し焚上鹽を收容しある箱を十九番濱棟梁外三名の者をして擔はしめ持ち來らしむること。

二、從業者は齊戒し服裝に注意せしむること。

三、鹽製造人（鹽產會社專務取締役）附添納付せしむること。

但し作業擔當人を同行せしむるも差支なきこと。

四、運搬用縄及棒は新しきものを用ひしむること。

一、收　納

一、收納場は收納前日に清掃し諸般の準備を整ふること。

準備整頓せば一應上司の檢閲を受くること。

二、收納開始は午前十時とす（釜消の都合に依り現品は前日に持込むことゝなるやも計られず）

三、從事員

受附　篠原書記　秤量　龜井書記

鑑定　臼杵技手　受入拂出　秋山書記

三課長實地を監督す。

倉庫夫　山地、川崎、金丸、大川

從事員は現在の作業服（新調品の現在せるもの）を着用すること。

直接鹽に接する鑑定者は新調のマスクを用ゆること。

倉庫夫は新調服（現在交付せる冬服）を着用すること。

一、收納順序

（順序は納付品重量關係に依り秤量方法に多少變更を加ふることあるべし）

イ、持込みたる現品は目下新調中の壇上に莚孤を敷き此の上に置くこと。

ロ、秤　量　容器の儘秤量し後風袋を檢すること。
ハ、鑑　定　鑑定者は容器の蓋を開き肉眼鑑定をなし、可檢鹽を採取すること(鹽には直接手を觸れざること)
ニ、他の容器收容　先獻上品を所定の容器に採り次に御料品を採ること。
鑑定者之に當る。
ホ、容器其他の必要器具は一定の机に清淨なる白布を敷き、之に置くこと鹽取出杓子匙等は盆に白紙を敷き之に置くこと。
ヘ、獻上鹽は所定の罎に收め直に裝飾を施し、尙之を木箱に容れ局長室金庫北側卓の上に白布を敷き此の上に置くこと。
裝飾其他の取扱及局長室への運搬は臼杵技手之に當ること。

一、賣　渡

一、先づ容器を秤量し、然る後鹽を容れ秤量すること。
鹽の取入れは鑑定者之に當ること。
二、賣渡には買受鹽元賣捌人(代表者濱田六藏)及小賣人(代表者縣廳職員)を參加せしむること。

一、其　他

一、豫備鹽を二十斤餘同時に收納し(同樣方法に依る)一定の容器に收め、乾燥室にて適當に保存し餘分は後日賣渡を爲すこと。
一、獻納品容器は蒸餾水にて洗滌し、日光消毒を爲すこと(御料品の容器も時宜により適當に消毒すること)
木箱容器には硫酸紙を敷くこと。

一、購入物品

一、杓　子　一　本
一、匙　一　本
一、机掛白布(普通机二脚分)　一　枚
一、マスク　二　個
一、局長室獻上品置場用掛布(白布)一枚　一　枚
一、杓　一　本
一、バケツ(現在新調せるものを使用)一個
一、作業服(現在新調せるものを使用)四着
一、タヲル(手拭用)　一　筋

(三)　獻上鹽の容器裝飾及處理方法

一、容器は特製足附コップ型兜蓋附硝子壜とす。而して獻納鹽を容るゝに先ち蒸溜水を以て能く洗滌し日光消毒をなしたるもの。
二、獻納鹽の數量は容器の關係上六斤とす。
三、處理擔當者に書記、技手各一名を指定し、齊戒沐浴最も鄭重にして毫も遺漏なき取扱を爲さしむ。
四、裝置は容器外面に裝飾及壜の體部と蓋との結着を兼ねたる金銀糸あわぢ結び網を被覆し、絹製紅白リボンを以て蓋下に結束を施し之を鹽瀨製紅白二重の小蒲團を敷きたる高さ二尺一寸、巾九寸、奥行八寸五分の檜柾目白木造箱に收む
五、以上の外香川縣に於て定めたる處理方法に依り、處理中は終始坂出地方專賣局長及同鑑定課長現場に於て親しく監督をなす。

九　獻納鹽田作業寫眞帖

坂出地方專賣局の獻納品として最初鹽田作業寫眞帖を以て最も好適のものとし之を選定せしが、坂出町も亦種々獻上

品の選擇をなせし結果當町としては其の主要特產物鹽に關聯して製鹽作業の寫眞を献上するに如かずとなし、之が撮影監修方を當專賣局に依頼し來れり。然る處當局に於て既に其の計畫あることを聞くや强て讓られんことの交渉を受くるに至れり。坂出町の希望誠に當然の事と察し、當局としては前記の如く遂に食鹽を献納することゝし、坂出町より鹽田作業寫眞帖を献上したり。而して之が撮影は當町德田寫眞館主人之に從事し、作業の順序方法等凡て岩井技師をして之が監修の任に當らしむ。而して該寫眞帖は坂出町並に所謂坂出鹽田の全景に併て鹽田作業十葉を收め極めて鮮明且つ各作業の說明概要を附記しあるを以て全く初見の者と雖も製鹽方法の大要を得心するに充分なりとす。當局にも之が副本一部を現に大切なる記念物として保管しあり。茲に其の由來の梗概を記せしのみ。

十、行啓記念寫眞撮影

千歲一遇の此の光榮を永久に記念せんが爲めに行啓寫眞を撮影せんとて夫々手續を了し、當日專賣局技手今富宗太郎同じく八木忠の二名をして謹寫せしむ。而しながら恐懼近寫する能はず、御臺覽時間極めて短く之が爲め僅に行啓並御還啓の御道中二葉の外撮影するを得ず且つ鮮明を缺くは遺憾の至りなりとす。

左に撮影に關する願出及許可書の寫を揭記す可し。

(其の一) 撮影願

今秋 皇太子殿下當局管內香川縣綾歌郡坂出町西大濱第十九番鹽田臺覽被遊候に付ては其の砌當局在勤專賣局技手今富宗太郎をして現狀謹撮爲致度候條御許可相成度此段願上げ候也

大正十一年十月十一日

坂出地方專賣局長 今西忠世

宮內大臣 子爵 牧野伸顯 殿

(其二) 大正十一年十月十六日

坂出警察署長 殿

坂出地方專賣局長

寫眞撮影願に關する件

來る十一月皇太子殿下行啓ノ際ニ於ケル寫眞撮影願別紙及御送附候條可然御取計相成リ度候也

(其三) 寫眞撮影願

一、出願者 坂出地方專賣局

二、撮影從事者 坂出地方專賣局在勤

專賣局技手 今富宗太郎 (明治三十三年三月五日生)

助手 坂出地方專賣局在勤

專賣局書記 八木忠 (明治三十四年三月十六日生)

三、寫眞ノ種別 普通寫眞

四、撮影ノ目的 記念トシテ坂出地方專賣局へ備付ノ爲

五、寫眞機械ノ種類 手提はがき板寫眞機(コダツク式)但シ三脚臺ハ使用セズ

右許可相成度候也

大正十一年十月十六日

右出願者坂出地方專賣局長　今　西　忠　世

香川縣警察部高等警察課　御　中

（其四）　大正十一年十一月六日

香川縣警察部長

坂出町　今富宗太郎殿

坂出行啓寫眞撮影ニ關スル件

過般願出ニ係ル首題ノ件許可相成筈ニ有之候條撮影從事者ハ本月十三日正午迄ニ當部高等警察課迄出頭セシメラレ度、許可證並ニ注意事項等ハ其際直接撮影從事者ニ交付可致候

追テ撮影從事中ノ服裝ハ可成洋服ヲ着用シ、不體裁ナラザル樣御注意相成度候

右及御通知候也

從事者　今富宗太郎

同　八木忠

第二節　久邇宮殿下御一行坂出鹽田行啓

我坂出地方專賣局管下坂出町西大濱十九番濱は大正十二年五月十日久邇宮殿下御一行を奉迎し、一歳ならずして再度此の光榮に浴す。殊に御一行には東宮妃殿下に御内定あらせられたる良子女王殿下の加はらせられたること實に又となき尊く紀念す可き光榮なりとす。

今回は時の坂出地方專賣局長たりし故安部榮氏説明の命を奉じ岩井技師再び製鹽作業指揮監督の光榮に浴せり。感激措く能はざる處なり。臺覽に供したる製鹽作業の順序方法及説明の概要は前年東宮殿下臺覽の場合と殆んど變る處なかりしが、此の度は臺覽時間も比較的多かりし故に御下問奉答の餘裕を與へさせられ御興味もいと深く被爲在に拜察せられたり。

今左に安部局長の專賣局長官への報告を掲記し以て當時の光榮を偲ぶ可し。

尙此の際に當り當專賣局長より坂出町の名産なる燒鹽を献上することゝし當町燒鹽の製造人前谷四平をして當局の指示に從ひ左記の通り固形燒鹽を調製せしめ香川縣に傳献依頼嘉納の光榮を忝ふせり。

記

一、縦、横各三寸三分、厚さ一寸二分、風景模樣入　三個

一、縦三寸、横二寸一分、厚さ一寸二分、同　八個

一、縦三寸、横一寸四分、厚さ一寸三分、献上燒鹽なる文字入　一個

一、坂出地方專賣局なる文字入　一個

以上十三個を桐箱一個に納めたるもの

一、久邇宮殿下御一行坂出鹽田行啓報告書（大正十二年五月十四日）

久邇宮殿下御一行（久邇宮殿下、倶子妃殿下、良子女王殿下、信子女王殿下）には今回當縣下御巡遊に方り本月十日客年十一月皇太子殿下臺覽あらせられたる當局管下坂出町西大濱第十九番鹽田に於て親しく採鹹煎熬狀況を臺覽あらせられ候に付實況左記の通り及報告候也

當日殿下御一行は海路當地に向はせられ、午後二時當局西方對岸中湛浦に御上陸、小官直に御先導申上げ鹽田入口にしつらへたる御野立所に成らせらる。依て先づ坂出地方專賣局事業一覽（別冊の通）を奉呈し、大體別紙覺書（畧）の通り製鹽の概念に付御說明申上げ、次て採鹹夫をして實地作業を執らしめ濱起より鹹水採收に至るまで順次御說明後釜屋內に御案內將に結晶せむとする煎熬狀態を臺覽に供し採取鹹水濾過器溫目釜を經て結晶釜に入り結晶鹽搔立後貯藏包裝、納付等に至る迄之亦順次御說明申上げ尙釜屋外に標本鹽、鹽田地盤、釜屋等の模型を陳列し御參考に供したり。恰も當日は天氣快晴にして作業極めて順調に運び遺憾なき御說明を了するを得たるは最も欣幸とする所にして殿下一行にはいと御熱心に御聽收ありて頗る御滿足の御模樣に拜したり。

右臺覽時間約十五分間にして御機嫌麗はしく局員奉送裡に御出發あらせられたり。

二、久邇宮殿下奉迎送に關する心得

一、委　員　奉迎送に關する委員別紙の通り定む。

一、日　時　五月十日零時五十分鹽田御着御豫定に付零時二十分迄に所定の場所に集合すること。

一、場　所　大正橋北側空地として整列地點は引率者（木下事業課長）の指定する所に依る。

一、整　列　二列に整列し引率者の位置は奉迎送各列の首位（奉迎の際に左端奉送の際には右端）とす。

一、敬　禮　殿下御上陸の際より靜肅にして御案內者は引率の右（左）方に現れたる時一齊に脫帽し、直立不動の姿勢をとり、殿下引率者の前に達したるとき敬禮するものとす。

敬禮法は上體を約三十度前に屈し、殿下に向つて目禮をなし、徐ろに元の姿勢に復するものとす。

一、鹽田御案內

イ、殿下棧橋より御上陸の場所より局長御先導御案內申上げ、捧呈すべき書類は鑑定課長之を持ち作業說明場所に控へ居ること。

ロ、捧呈書類は御說明前局長の手を經て捧呈すること。

一、臺覽場所及設備

イ、西鹹水溜北側に一間）横巾三間位）の掛け出をなし殿下御一行の臺覽場所とすること。

ロ、同場所は天幕を張り置き當時雨天なるときは天幕內に於て鹽田模型に依り御說明申上ぐること（同所陳列すべきものは鹽田模型、竈模型、各等級鹽、輸移入原鹽、鹽標本とす）

ハ、釜屋內には包裝竈を陳列し置くこと。

一、製鹽作業

イ、採鹹人夫は豫め夫々部署に着き居り殿下御着の際敬禮をなし直ちに笠帽子を着け居り、局長より作業着手の合圖を俟ちて作業に着手すること、但作業の順序方法等は攝政宮殿下臺覽の場合に準ずること茲には省略す。

ロ、煎熬場に於ては製鹽結晶の場合を臺覽に供し、說明中は作業中止のこと。

一、其他注意　以上の外總て攝政宮殿下奉送迎及其筋注意に依ること。

三、久邇宮殿下奉迎送委員

一、奉迎送掛（通信及其他掛に屬せざる一切）

委員長　木下事業課長

委　員　井上、秋山、宮崎、木戸各書記

一、献上及御料用品掛

委員長　岩井鑑定課長

委　員　井上、野溝技手、森川、門脇、岡田各書記

一、臺覽鹽田設備掛

委員長　岩井鑑定課長

委　員　井上書記、田坂、高橋技手、岡田書記

第三節　北白川宮大妃殿下鹽田作業臺覽

大正十四年十二月十日今北專賣局長官宛高木坂出地方專賣局長報告左の如し。

北白川宮大妃殿下には今回縣下御巡遊に當り、本月九日當局管内丸龜市中開鹽田に於て親しく採鹹煎熬の狀況を臺覽あらせられ候に付き其の實況左記の通り及報告候

當日殿下には善通寺町より自働車にて丸龜市中央開墾株式會社丸龜出張所事務所前に御到着小官直ちに御先導

申上げ鹽田堤防下にしつらへたる御野立所に成らせらる。御野立所は別途御送付の寫眞の如くテントを張り御座所を設け傍に内地及外鹽の標本を陳列し御參考に供し、尚小官より献上す可き當地名產燒鹽、並に油繪（中開鹽田より讃岐富士眺望）を配置せり。

依て先づ我國に於ける食鹽需給の狀況、並に製鹽概念に就き御説明申上げ次で採鹹夫をして實地作業を執らしめ、砒砂より鹹水採收に至る迄順次御説明をなし、終りに中開鹽田の規模並に特徴等を言上後、煎熬場に御案内、煎熬狀況の實地に就き御説明申上げ、當日は恰も天氣快晴にして作業極めて順調に運び遺憾なく御説明申上げ得たるは頗る欣幸とする處にして殿下はいと御熱心に御聽取被遊種々御下問を賜り頗る御滿足の御模樣に拜したり。

右臺覽時間二十五分間にして御機嫌麗はしく多數官民奉送裡に御出發あらせられたり。

第二篇　鹽業改善に關する諸施設

第一節　製鹽方法改良施設及實蹟

一、鹹水濾過器ノ創設

當局管内產鹽は鹽專賣法實施當時色澤品質共に極めて不良なりしを以て年來之が改善には頗る腐心せし經跡あるも大正二、三年の頃尚一、二地方を除く外は鹹水濾過裝置なく色澤不良にして廻送販賣先より苦情を受けしこと少なからず

從つて當時鹽の色相改良方法として鹹水濾過器の設備をモットーとせり。然るに製鹽業者は之が設備經費を惜み或は鹹水濾過は手數を要し且つ歩減り多しと唱へ容易に之を實行するものなく遂には不正手段を講じ有害なる漂白劑を使用する者出來別項「製鹽に漂白劑使用沿革」の項に記載せし如く大正二年一齊に調査の結果管内僅に一、二地方を除くの外殆んど全部に亘り晒粉又は亞硫酸曹達を使用せるものを發見せり。就中宇多津、坂出、林田地方に最も多く使用の狀況なりき。茲に於て當局は本局の通牒並に指示に依り其の製鹽は嚴重なる處分をなし、充分なる戒飾を加へんとせしが中には漂白劑使用量少きものは時日の經過と共に反應消失を理由とし長期貯藏を乞ひ鹹水溶解又は地塲散布等の制裁を免れんとせり。此の機會に於て豫て奬勵中の鹹水濾過器を全鹽戸に設備することを誓約するに至り幾分當業者の乞を容れたり。斯くして大正三年より坂出、宇多津、林田地方を主として鹹水濾過器を設備するもの續出するに至れり。是れ當局管内に於ける鹹水濾過器の創設と謂ふも可なりと信ず然るに大正三年に全部の施設を見る能はず四年に延びし者亦甚だ尠からず。中には極めて小型のものを申譯的に設備せしものあり。或は之が使用に當りても鹹水の減耗を口實として私に使用を怠るものあり。或は勞働者の苦情あり、濾過材料の使用量又は取り替へ回數を減ずる等其の効果容易に擧がらず、之が指導奬勵には一方ならず苦心せしなり。

當時別項記載の如く鹹水濾過に關する通牒を各出張所に發し之が完全なる効力發揮に努めたり。以て當時の狀況を知るを得べし。

爾來年を經て漸次上級鹽製造の奬勵と同時に製鹽色澤の改良は益々其の必要に迫まられ從つて當業者に於ても漸次鹹水濾過器の効果と其の必要を自覺するに至り漸次改善を見たりしが別項貳等鹽製造奬勵の項にも記載せし如く大正十三年の交一層之が改善奬勵の結果此の時に於て初めて完成の域に達せり。

二、鹹水濾過器設備改善に關する坂出支局長通牒（大正四年六月十八日）

鹹水濾過器の設置は客年來の懸案にして勸誘の結果各所共本年に至り漸く其の据付を終れるが地方に依りて其の使用を誤れる爲め折角の設備も其の効を爲さず。從つて製鹽の色相も何等進歩改善の跡を認め得ざるものあり。甚だ遺憾の次第に付き左記各項に基き其の効果を完からしむることに御盡力相成度

一、濾過器に使用する石炭殼は竈より採收したるものを五分目位の篩を以て篩別したる細末を使用し、一度雨天に曝露したるものは之れを使用せざること。右細末は平素之を採收せしめ置くを可とす。

二、濾過器の最下層には川砂三、四寸位を敷き詰め、其の上に第一項の殼を適宜の層厚に入るゝこと（可成多量に入るゝを可とす。地方に依り篩別せざるものを僅五寸位の層厚に入れ若くば殼の粗き部分のみを入れたるものあり）

三、殼は其の層厚に依り一日乃至二日毎に取替を勵行せしむること。

四、實地指導の際は製鹽の色相、溫め、釜内若くは濾過器より滴下する鹹水の清澄程度、濾過器内の殼の種類及層厚、篩別せる殼を採收し居るや否や、屋外殼山に於ける濾粕の有無（濾粕は一見して區分することを得べし）等に注意すること。

五、濾過器には竹管の空氣拔を設備すること。

三、製鹽に漂白劑使用の沿革並に鹹水濾過施設に及ぼしたる影響

鹽專賣法施行前は一般に鹽の色澤を顧ざりし爲め製鹽に漂白劑を使用するが如きことは絶對になかりしも法施行後は

色相に重きを置くに至り當業者は勿論鹽務局に於ても色相の改良に腐心し鹹水及苦汁の濾過を奬勵せしが、明治四十年九月當時の坂出鹽務局より當業者に配付せし「製鹽改良の手引草」と題する印刷物中に「鹽の赤褐色をなし又は薄黑き色あるものは前に述べたる方法(鹹水を濾過し煮沸中に泡滓を取り去ること)を行ひ尙色合惡しきときは晒粉を一釜に付き一握り位入れて煎熬すれば色合よくなること受合なり」と記入し、寧ろ當局より之れが使用を奬勵せしものにして爾來一般に之れを使用するに至れり。然れども明治四十二年に至り收納部長通牒により斷然之れが使用を嚴禁せしも多年の慣行により窃に使用するもの絕へず。又其の當時唯臭氣のみにより之れが使用を推斷し化學的檢出方法なきものとし往々水掛論に陷り彼等をして其の使用を否認せしめ右藥品の使用を傍觀するの不止得時代ありて自然當業者をして乘ずの機會を作らしめたりしも大正三年に至り漸く之が檢出方法の制定を見るに至り益々之れが取締を嚴にせしも今猶根絕するに至らざるは誠に遺憾に堪へざる次第とす。明治四十二年より大正元年に至る頃迄は直轄宇多津、林田、高松各出張所管內に於て窃に晒粉を使用せしものあり大正二年頃より管內各地に亞硫酸曹達を使用するに至り就中直轄高松、宇多津、林田等には多數の製鹽場に亘り之れを使用せるを發見し之が處分に多大の困難を來せしが時恰も一般に鹹水濾過器の新設を勸誘中なりしを以て右濾過器の新設を條件として全部誓約書を徵し使用鹽を相當處理の上收納することゝせり其の亞硫酸曹達使用鹽數量並に鹽戸數等は當時の記錄書類は旣に廢棄處分せしにより不明なるも宇多津出張所管內のみにても五八五、三六〇斤 三五鹽戸に及びたり。爾來亞硫酸曹達使用鹽に對しては嚴重なる取締を勵行せしを以て漸く其の跡を絕つを得たりしも又々大正三年に至り之れに代るに「カルキ」を使用するものあるを發見せしを以て各出張所に訓示し一般當業者を戒飾し心得違なき樣注意せり。

大正二年以來濾過材料として石炭殼の使用を奬勵せしが該製鹽中には亞硫酸曹達と同樣の反應を呈するを以て石炭殼使用を標榜して亞硫酸曹達を使用するもの續出じ之れが取締上非常の困難を見るに至りしを以て大正四年七月三田尻試驗場三田尻支局並當管內各出張所へ立會煎熬試驗又は其他の適當の方法を以て鹹水濾過材料として石炭殼を使用する際の亞硫酸曹達類似の反應は果して納付の狀態に達する迄持續するものなるや否やを照會せしが各所一定せざるも要するに該反應は石炭殼取替當時の焚上鹽のみに之れを認め納付狀態に達する迄相當時日の經過せるものに對しては之れを認めざるに一致せり。但し使用石炭の種類により多少相違あるは勿論とす。又本局に對し石炭殼の沃度澱粉液脫色力は亞硫酸に基因するや否や若し亞硫酸ならずとせは其の實質は如何なるものなりや亞硫酸との區分如何を照會せしも遂に回答に接せざりき。

大正四年中又々高松出張所管內に於て三十一萬斤(一人にて四萬斤の處分を受けたるものあり)林田管內に於て一萬五千斤詫間管內に於て十一萬斤餘の違反者を發見し夫々處理を命したり。

大正五年中宇多津管內に於て二萬二千斤

大正六年中高松管內に於て七萬八千斤

大正七、八年中は幸ひ違反者なかりき。

大正十年六月に至り又復高松出張所管內に於て亞硫酸曹達を使用せるもの三一九、七一〇斤を發見し事業部長に其の旨申報すると同時に各出張所に通牒し此際全部の製鹽に對し其の反應の有無を調査せしめしも他地方には幸ひ違反者なかりき。

四、漂白劑使用取締に關する例規

明治四十二年十月十一日收納部長通牒甲第三、〇二二號

鹽質改良の名を以て過滿俺酸加里又は晒粉の如き漂白劑を使用するものあるも右は衞生上危險の虞あるを以て此の種

の漂白劑は之れを使用せしめざる樣取扱ふこと。

明治四十三年七月八日支局長通牒技發甲第二八八號

有害藥品使用取締に當つては最も嚴密なるを要するは勿論一旦發見したる場合は毫も假借せず斷然たる處分に出るを要すべく、此の場合に於て直に事實の顚末を詳細取調申報すると同時に可檢鹽一斤を提出支局の指揮を待つべし。

明治四十三年五月十一日支局長通牒技發甲第一二〇號

鹹水中に何物たるを問はず他の物品を混和し煎熬せむとするものに對しては一々品名及混和の方法等を申告せしめ成分不明のものに對しては其の物品名を添付し左記以外のものは一々支局の承認を經たる後之を認容すること。

左　記

澱粉、豆汁、明礬、炭酸曹達、若布汁

右の外從來使用の慣習を有し無害と認めたるもの。

明治四十三年十一月十五日收納部長通牒甲第二、七五六號

晒粉、過滿俺酸加里、亞硫酸曹達等の如き之を製鹽者の任意に使用せしむるは衞生上、取締上危險の虞あるを以て右類似の藥品を使用せしめざるは勿論尙新なる漂白劑を使用せむとするものあるときは現品を當局に送付の上指示を待つべし。

明治四十五年四月二十六日支局長通牒技發甲第一二〇號

明礬、炭酸曹達と雖も使用前申告せしめ相當使用量に制限を加へ承認を與ふること。

大正二年三月四日收納部長通牒依命通牒甲第三九一號

亞硫酸曹達使用鹽に對する沃度澱粉液消費量を以て其の混在を檢定する方法を制定。

大正二年九月十九日支局長通牒鑑第一九七號

漂白劑使用鹽に對しては如何なる處分に遇ふも異議なき旨の誓書を徵すること。

追て漂白劑使用鹽に對する處分は爾今出張所限り決行の上其の概要を申報すること。

大正二年九月二十五日支局長通牒鑑第發甲第一九九號

「カルキ」使用鹽に對しては沃度加里澱粉液を以て檢定方制定。

大正二年十月十三日支局長通牒鑑發第二二一號

亞硫酸曹達(俗に晒し明礬と稱す)は其の外觀明礬と酷似せるを以て明礬と誤認し公然使用するものあるも識別困難なるを以て注意すること。

大正三年十一月二十一日支局長通牒鑑第二七四號

鹽製造權承繼出願の場合は其の都度必ず誓書を徵すること。

大正三年十一月二十日支局長通牒鑑第二七一號

有害藥品使用鹽處分の標準は衞生上危險の虞なき程度に於て鹽田地盤に撒布するか若は鹹水に溶解すること。

但し工業用、農業用、特別用鹽として買受人ある場合は收納するも妨なし。

大正六年十月九日支局長通牒鑑第一四一號

毎月一回以上全製鹽場に亘り收納鹽に依り有害藥品使用の有無を調査し其の事蹟を鑑定原簿摘要欄に記載し其の重要と認むる狀況は直ちに申報すること。

五、鹽田に揚排水機の施設

(一) 鹽田排水機の創設と其の効果

大正二、三年の頃當局管内に於ける製鹽改良事項の主要なるものは製鹽品質就中鹽の色澤改善にありたりしが一面に於て如何にして生産力の増加を計る可きかに就て新施設の研究考慮に務めたりき。而して前者に對して別項記述の如く鹹水濾過器の設備を奬勵し其効果比較的速に顯はれたりしが、後者に對しては元來當地方鹽田は既に土地收穫進減法の原則に從ひ既に生産力は地力相當の機能を發揮し是れ以上徒に勞費を投ずるも收益増加は困難なるものと認められ、此の上は如何にかして天候の支配を免れ持濱日數増加の工夫を要す可しとし、之が爲めには鹽田に排水機を裝置し小潮時並に降雨後に於ける排水を迅速に行ひ濱作業着手を早からしめ引て採鹹日數を増加するにありとなし、排水機設置の必要を宣傳奬勵するに至れり。

然し坂出管内に於ては潮水干滿の差比較的大にして各地方共に概ね一丈内外に達するを以て管内鹽田全部之が設備の必要ありと云ふ能はざるのみならず。鹽田面低く且つ漏水多き鹽田に於ても之が設置に因り果して幾何の利益を擧げ得るや否は當時頗る疑問とする處なりき。而して又適當なる排水器の大小等は各鹽田一樣に律する能はず、排水溜の廣狹深度等も考慮に入るゝを要すべく具體的に推奬上困難を感じたりしが兎に角大正三年四月最も之が裝置の必要を認めたる元宇多津出張所管内沖析鹽田に十馬力東鹽田に六馬力半大東鹽田に八馬力のもの各一個据付をなし試驗を行ふことゝせり。是れ坂出地方局管内に於ける鹽田排水機の創設にして或は恐くは全國に於ても創始と信ずるなり。斯くして一年有餘日に亘り試驗の結果は大體に於て豫期以上の効果あるを認むるに至り、茲に於て各地に之が施設奬勵に努めしも時恰も歐洲大戰亂の影響にて鐵材の暴騰に因り此の種の機械著しく昂騰したる爲め奬勵の効果擧らず。其後大正五、六年の交に於て管内に僅ながらも數臺の設備を見るに至れり。

(二) 鹽田排水機効果調

鹽田排水機施設奬勵上其の効果調査の必要を認め前項創設のもの數臺に就き調査を行ひたるが之が調査は隣地鹽田と比較して施設鹽田の排水機設置前後の持濱回數を調査し天候關係をも主要なる要件として考慮するを要す可く出來得る限り合理的と認むる調査をなしたり。其の結果左表の如く其の効果頗る大なるものありしを認め積極的奬勵をなすことゝせり。

鹽田排水裝置及其効果に關する調査表（大正七年三月調）

要項	宇多津出張所 沖析鹽田	宇多津出張所 東鹽田	宇多津出張所 大東鹽田	林田出張所 乃生濱	高松出張所 屋島鹽
排水機名稱及型式	電動機直結離心喞筒	電動喞筒兩面吸水スパイラルタービン	電動機直結離心喞筒	電動喞筒兩面吸水スパイラルタービン	吸入瓦斯發動機
製造元	京都市岡崎町奥村電氣商會	同	同	英國ナショナル瓦斯エンヂン商會	不明
販賣所	同	同	同	大阪市西區立堀北通り淺井商店	同上波橋角宮子福松
据付月日	大正三年四月	同	同	同	大正六年七月
据付臺數	一	一	一	一	一
	工事中	上同	上同	上同	上同
	一	一	一	一	一
	大正四年六月	上同	上同	上同	上同
	一	一	一	一	一
	大正三年四月	上同	上同	上同	上同
	一	一	一	一	一
	工事中	上同	上同	上同	上同
	一	一	一	一	一
	大正五年六月				
	一				
備考					

据付當時ノ價額	七、五七、〇〇〇厘	五、一六二、〇〇〇	八、一〇、〇〇〇	六四二、〇〇〇	五、八、三〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	八六三、五五一	
据付費附屬品其他費用	九二四、二一〇	未定	六、一六、九三五	七四〇、六四七	未定			
馬力數	一〇	二〇	六、五	八	一、五	一〇	五	
排水量（一時間）	二、〇〇〇石	六、七〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、五〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	最大
保存年限	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	八〇〇	普通
關係鹽戶數	二七戸	—	九	一〇	二	一〇	一〇	
同　採鹹地反別		三六、六七二歩	一五、六六一〇	一七、四〇〇一	三、四八〇三	一五、六二九	一六、二九〇一	六
大正六年中他濱ニ比シ採鹹日數增歩合	一〇〇歩							
當該濱ニ於テ排水裝置ナカリセハ其ノ採鹹日數減少見込	一五〇日		一五日乃至二五日	一五日乃至二五日				
一ヶ年採鹹水量增歩合	二〇〇厘		〇七〇				一〇〇	
一ヶ年使用期間	七、二月晝間	同	同	上	期間内ニ於テ			
施設總費額ノ內製鹽者負擔	七、八、九、十月晝夜間		六、七、二月晝夜間	同		六、七、八月		
運轉費用（運轉期間全部）	二三八、〇〇〇厘		八、九、十月	上	一〇〇			
採鹹水量增加歩合査定	七〇四、六〇〇		一三四、八五〇	全部地主	全部地主			
効果　從來ニ於ケル一町歩當採鹹水量	一五〇厘		四四三、九八〇	五二八、五〇〇	八回分五三、三五〇	一期間分四八、二四〇		
	五、〇七八、〇〇〇合		一、一五〇	一、一五〇			一〇〇	
			四、四〇七、六四〇	四、二一三、〇〇〇				

關係鹽田總採收鹹水量及平均比重	一八六、二四五、八〇〇 一六五	六九、〇三六、八六〇 一五、七	七三、三〇六、三〇〇 一五、六					
右一割五分相當鹹水量	二七、九三六、八七〇	一〇、三五五、五三〇	一〇、九九五、九三〇	二、六〇〇、〇〇〇				
右ニ對スル製鹽見込高及見込等級	一、四八〇、六五四 五等	五一七、七七七 五等	五四九、七九七 五等	一三二、二〇〇 三等	前年度末散鹽ノ賠償價格ニヨリ算出ス			
右ニ對スル賠償金額	二三、〇八八、二〇〇	八、〇七七、三二〇	八、五七六、八三〇	二、一六二、九四〇				
同上一戸前當	八五五、四八八	八九七、四八〇	八五七、六八三	三六〇、四九〇				

（三）鹽田揚排水機設置の趨勢

爾來當業者に於て鹽田排水機の効果甚大なることを覺るや續々之が施設を見るに至れり。而して大正六、七年の頃よりは大型排水機を設置するよりも一戸前又は二戸前位を單位として一乃至二馬力のものを裝置する方便利にして効果大なりとするに至れり。而して單に排水用のみならず採收鹹水の汲み揚げに利用して勞力を節約すること一擧兩得となし近年は揚排水兼用のものを施設するもの漸次增加を來せり。最近の施設狀況左表の如し。

（四）鹽田揚排水機現在調査（昭和二年七月現在）

濱名	濱番	發動機種類名稱	臺數	馬力	使用動力	据付年月日	排水ノ別 揚水ノ別

直	林田濱	奥村式電動機	一	二〇、〇〇	電氣	大正十一年五月	排水
	大藪濱	無煙火石油發動機	一	七、〇	石油	大正十五年七月	同
	林田濱	N式石油發動機	二	四、〇	同	大正十四年七月	同
	林崎濱	馬場式石油發動機	四	三、〇	同	大正十四年九月	同
	總濱	同	一	二、〇	同	大正十四年五月	同
	社濱	伏田式石油發動機	一	二〇、〇	同	大正十二年五月	同
	東大濱	燭乙製ガフト式無煙炭發動機	一	五〇、〇	無煙炭	大正十四年八月	同
	西大濱	Y式石油發動機	一	七、〇	石油	大正十五年八月	同
	砂彌濱	秋山式石油發動機	一	三、五	同	同 五月	同
	西大濱	Y式石油發動機	一	三、〇	同	同 三月	同
	東大濱 三〇番	馬場式石油發動機	一	二、〇	石油	大正十五年七月	同
	津島製鹽所	ラストン冷始動重油機	一	二〇、〇	重油	大正十四年十月	同
	丸ウ濱	タービン式電動機	一	二〇、〇	電氣	大正六年六月	同
	沖桝濱	奥村式電動機	二	六、五	同	〔大正十四年六月〕〔同十四年九月〕	同
	角ウ濱	同	一	八、〇	同	大正三年六月	同
	同	同	一	一、五	同	大正七年六月	同
	丸龜濱	スタート式電動機	一	七、〇	同	大正十一年六月	同

轄	角ウ 二一番 二二番 二三番	馬場式石油發動機	一	三、〇	石油	大正十四年四月	同
	角ウ 二四番	同	一	三、〇	同	大正十四年九月	同
	中開鹽田	ボイラー	二	九〇、〇〇	蒸氣	大正十二年十月	同
	同	芝浦インダクションモーター	一	二五、〇	電氣	大正十五年五月	同
	乃生濱 六七	馬場式石油發動機	一	二、五	石油	大正十五年六月	同
	乃生濱 五	馬場式石油發動機	二九	三一〇、五			
	計						
高松出張所	川窪濱 一	ウエッテ式石油發動機	一	三、〇	石油	大正十四年四月	同
	弦打濱二ノ一ヨリ九番戸十一場	明電舍モーター	一一	各 一、〇	電氣	昭和二年四月五日	排水揚水通用
	弦打濱 一	ヤンマー式石油發動機	一	二、〇	石油	昭和二年六月十七日	同
	宮脇濱 三五	同	二	二、五	同	大正十五年四月十一日	同
	高松濱 六	同	一	三、五	同	昭和元年十二月廿六日	揚水
	高松新濱三、一六、二〇	同	三	三、五	同	大正十四年十二月十日	排水揚水通用
	同二、四、六、八、二三、二三	同	三	三、五	同	大正十五年五月五日	同
	潟元新濱全濱	無點火石油發動機	一	五〇、〇	同	大正十二年四月六日	排水
	立石濱 二	カルイ式石油發動機	六	二、〇	同	同	同
	計		二七	八一、五			

波止濱出張所	波止濱四	奥村式電動機	一	三、五	電氣	大正十五年四月	排水
計			一	三、五			
多喜濱出張所	北濱（自五番至十三番）	電動機	一	一五、〇	電氣	大正十五年一月九日	排水
	同（自一番至四番）	同	一	一〇、〇	同	大正十五年三月一日	同
	三喜濱（自一番至十七番）	スチームエンジン	一	七〇、〇	蒸氣	大正十一年三月十日	同
計			三	九五、〇			
詫間出張所	詫間濱 七	N式石油發動機	一	六、〇	石油	大正十五年一月十日	排水揚水通用
	沖松崎濱 一一	カルイ式石油發動機	一	二、五	同	大正十五年二月十七日	同
計			二	八、五			
土庄出張所	土庄濱 一〇	農用小型石油發動機	一	二、〇	石油	大正十五年六月十四日	排水
	安田濱 二六	Z印石油發動機	一	三、〇	同	大正十四年三月十日	揚水
計			二	五、〇			
總計			六〇	五〇四			

（五）鹽田排水動力電氣料金調（昭和二年）

使用場所	使用馬力	料金	書夜別	契約電力會社
弦打濱加藤鹽田	一馬力	一ケ月 六、四〇〇厘	晝夜間	四國水力電氣株式會社
		一キロ 六〇		
中開鹽田株式會社	二五	三四七、四八〇	同	同
		四三	上	上
林田鹽田株式會社	二〇	一五〇、〇〇〇	晝間	同
			上	上
宇多津沖桝鹽田株式會社	二〇	一九〇、〇〇〇	同	同
			上	上
丸龜鹽田株式會社	六、五	五六、〇〇〇	同	同
			上	上
宇多津東鹽田株式會社	八	六四、〇〇〇	同	同
			上	上

六、混凝土沼井改造狀況

奬勵金交付規程制定實施以來改良せられたる臺數及交付金額左の如し。

昭和元年度	二、一一〇臺	三、一四三、八五〇厘
昭和二年度	二、三三四臺	三、四九八、八〇〇厘
昭和三年度	二、三二三臺	三、四七七、三五〇厘

近年右改良施設の効果顯著にして改造申請者續出到抵現時年々の交付金豫算額にては其の要求を充す能はず。中には交付金の有無に拘はらず改造するもの頗る多きの狀況なり。

第二節　製鹽品質の改善產鹽等級の上進

一、三等鹽製造奬勵

當局管内に於ては鹽專賣法施行當時は生產鹽の殆んど全部五等鹽にして其の品質色相の點に於て他地方の五等鹽に比

し極めて不良なりしを以て爾來之が改善に努めたりしが大正二年の頃鹹水濾過裝置の施設に因り著しく其の品位の改善せられたること別項「鹹水濾過器の創設」の項に於て記述せし如し。色澤の改善に伴ひ次に上級鹽の製造奬勵に着手す。然るに四等鹽は需用極めて乏しきを以て一足飛に三等鹽製造奬勵をなすことゝせり。三等鹽製造には從來の設備に多大の變更を要すると一面三等鹽の需用は漸增の趨勢なりしを以て急速に積極的奬勵の方針を執る能はず。需給調節を見計ひ適宜奬勵に止めたるを以て左表に示す如く大正十年迄にては管内約三億斤の產鹽中四、五等鹽を以て過半を占むるの狀況なりしが十年末頃より十一年度中には全部三等鹽焚に改善の方針を樹て以下記述せる如く幾多の施設並に勸誘指導に努めたりしが大正十一年には尙五分三厘の下級鹽を生產し大正十二年に至り漸く所期の目的を達するに至りたり。

（一）大正元年以降產鹽等級步合表

年度	二等鹽以上	三等鹽	四等鹽	五等鹽	計	備考
大正元年	三一	一七七	八七	七〇五	一、〇〇〇	
大正二年	三三	二八九	六六	六一二	一、〇〇〇	
大正三年	四五	三三九	七四	五四二	一、〇〇〇	
大正四年	二五	三四九	八四	五四二	一、〇〇〇	
大正五年	三八	三五九	一一三	四〇九	一、〇〇〇	
大正六年	四五	三五二	一〇九	四九四	一、〇〇〇	
大正七年	四七	三四六	九一	五一五	一、〇〇〇	
大正八年	三六	三六九	一一五	四八〇	一、〇〇〇	
大正九年	一三	四一六	一二九	四四二	一、〇〇〇	
大正十年	一二	四五九	八一	四四八	一、〇〇〇	
大正十一年	三四	八九八	五三	一五	一、〇〇〇	
大正十二年	九九	八九九	二	—	一、〇〇〇	
大正十三年	三四	九六六	—	—	一、〇〇〇	
大正十四年	四九	九五一	—	—	一、〇〇〇	
大正十五年	一四六	八五四	—	—	一、〇〇〇	
昭和元年	五〇四	四九六	—	—	一、〇〇〇	
昭和二年	七五〇	二五〇	—	—	一、〇〇〇	本年分ハ豫定トス
昭和三年						

（二）三等鹽製造奬勵事情

（イ）等外鹽の根絶及四等鹽の減少

前項記述せる如く五等鹽の品質殊に色澤の改善を見るに至りしも元來製鹽業者は常に極力打算的に煎熬方法を講じ、なる可く生產率を多からしめん爲めに苦汁の利用を多からしめ、勢ひ五等鹽最下位のものを納付せんとするを以て自然等外鹽の生產增加を免れず。就中冬季鹹水不良寒冷の時期などには一層等外鹽頻出し之が取扱上多大の手數を要し延いては之が爲め時に面白からざる事故を發生し之が取締も頗る困難にして常に遺憾とする處なりき。是れ別項納付事故防止の處に記載せる如く多年苦慮せる處なり。而して等外鹽の產出は當業者に於ても其の都度持歸り處理を行ふ事により

鹽の減耗再度納付並に包裝手間賃等の失費多く其の損失甚だ少なからず。結局等外鹽の產出は官民共に極めて不利益なり。之が矯正には上級鹽製造に如かずとなせし所以なり。是れ三等鹽製造奬勵の一事由なり。

次に五等鹽の改善進歩に伴ひ夏季最盛期鹹水良好乾燥速進の時節に於ては四等鹽を製造せんとするもの又は五等鹽焚にして自然四等鹽に上進するもの少なからず。漸次四等鹽の生產增加し、前表に示す如く大正八、九年には四等鹽の生產額一割以上に達するに至れり。然るに四等鹽の需用は極めて少なきを以て勢ひ四等鹽の停滯を見るに至りしなり。是れ三等鹽焚奬勵の一つの原因なり。然るに三等鹽焚奬勵に依つて四等鹽減少の目的は直ちに効果を見る能はず。鹽業者は前記の如く何れの等級に於ても最下位のものを製造せんとするを以て一時は却つて四等鹽の增製を來したることありしは過渡時代として已を得ざる現象なりき。然るに漸次三等鹽焚設備の完成と技術の進歩に伴ひ四等鹽の減少を見たる折柄各等級鹽賠償價格の開差に於て三等鹽以上を優遇し、四等鹽との開差を從來より多からしめたる年より四等鹽著しく減少せり。其後四等鹽は等外鹽同樣處理を行ひ三等鹽に上進の上納付する方當業者の爲め有利なるを認めたるを以て等外鹽同樣の取扱をなす可き事を協調實行するに至り爾來全く四等鹽以下の產鹽を根絶するに至りたるなり。

（ロ）三等鹽焚及五等鹽焚比較試驗成績

新規事項の勸誘奬勵に當りては百の說法も當業者に於て眞に有利なることを理解するにあらざれば其の効空し三等鹽焚奬勵に當りても管內二、三ヶ所に於て當局の囑託試驗を行ひ、或は又特志鹽業者に於ては自ら之が試驗を行ふものあり。囑託試驗成績は大概三等鹽焚は五等鹽焚より有利なる成績を示し居れども當業者自ら實驗の結果は往々然らざるものあり。或又極めて粗漫なる試驗を行ひ充分に其の成績を取纒め發表をもせずして只だ達觀的に不利益なりと唱へ容易に改善せんとするものなく、此れが指導に不尠困難を感じたり。

永年五等鹽焚に押れたる當業者に於ては實際三等鹽焚に無經驗にして其の煎熬方法拙なる爲め三等鹽焚に於て事實損失を招きたるものなきにあらず。又一面に於て五等鹽焚は從來釜屋より貯鹽庫に輸送貯藏の上長日數經過後漸く五等鹽に上進せしめ納付するの狀態なりしを以て苦汁は全部之を注加し來りたるも三等鹽焚は準眞鹽焚となし終始釜屋內に貯藏の上必要あるにより釜屋の擴張と店出場の增設を要し其の經費少なからざるを以て旁々實行遲々として進まざりしなり。

然るに大正十年三月本局の通牒に基き十州主要地に於ける三等、五等鹽焚比較煎熬試驗の完結を見るや、其の成績に依り一層明かに三等鹽焚の有利なる確實なる資料を得たるを以て之を只一の武器として勸誘奬勵をなす。尙大正十年鹽生產費調査の結果を見るも大部分三等鹽有利なりしが其の調査の內容を其の儘發表するを得ざりしを以て兩者の比較數字を步合を以て表示し之が說明の資料とせり。斯くして當業者に於ては漸く其有利なることを理解し、愈々全部三等鹽焚に改良せんことを決心するに至りしなり。該試驗成績は別表の通りなるが之を概括すれば左の如し。

試驗施行地十六ヶ所の內

三等鹽焚の利益の所	十ヶ所	比重一度當生產額	五等鹽（最高）三、七五
			三等鹽（最低）三、二六
五等鹽焚の利益の所	六ヶ所		五等鹽（平均）三、三八
			三等鹽（最高）三、一四
			三等鹽（最低）二、四七
			三等鹽（平均）二、七七

生產費調査に表はれたる比較概要

三、五等狹の一晝夜當に對する重なる費額に就き其得失を比較するに左表の如し。

イ、三等狹經濟關係比較對照表

三十一ケ所の内
相五三等
伯等隣隣
仲利利
の益益
ケのの
所ケケ
所所所

一七二十三ケ
ケケケ
所所所

四二

別局方地	別所張出	別級等	收入 製鹽 數量	收入 製鹽 賠償金	收入 副產哲汁 數量	收入 副產哲汁 價額	收入 計	支出 燃料 數量	支出 燃料 價額	支出 煎蒸夫 人員	支出 煎蒸夫 賃銀	支出 包裝代	支出 計	收支比較	備考
坂	直	三等狹	一、八〇九斤	五六、八〇〇圓	三、七六〇合	五六四圓	五七、三六四圓	二、〇三六、八五斤	二、二八〇七圓	二人	三、四〇〇圓	六、〇〇九圓	三、二二六圓	三五、一四八圓	圓
	轄	五等狹	一、九九	五四、二九〇	一、〇三八	一五六	五四、四四六	二、〇六三、六六	二、九三八	二	三、四〇〇	六、六〇七	三、九四五	三、五〇一	
		差引	—	二、五一〇	—	四〇八	二、九一八	—	一、三二	—	—	五九八	、七九	三、六四七	三等益
	高	三等狹	二、二三五	六七、〇三〇	二、六二五	二八八	六七、三一八	二、七七〇、九〇	一五、二四	三	三、五〇〇	七、六〇一	二六、三三五	四一、〇〇三	
	松	五等狹	二、二七四	六二、〇八〇	、九三五	一〇三	六二、一八二	二、八三六、九〇	一五、八七	三	三、五〇〇	八、〇九九	二七、四二六	三四、七五六	
		差引	—	四、九五〇	—	一八六	五、一三六	—	、六三	—	—	四八	一、二二	六、二四七	三等益
	詫	三等狹	一四、三七	四四、六七〇	一、五九三	二三九	四四、九〇九	一、八二〇、六〇	八、八六六	二	二、五三六	四、九八八	一六、四四〇	二八、四九九	
	間	五等狹	一六、八六	四四、〇九〇	、三三〇	四九	四六、一三九	一、〇六二、七〇	一〇、〇四五	二	二、五三六	五、九二五	一八、五六六	二七、六〇三	
		差引	—	一、四二〇	—	一九〇	一、三〇	—	一、二七九	—	—	九二七	二、一〇六	八六六	三等益
阪	林	三等狹	一、九五三	六一、九五〇	三、八二四	五七四	六一、五四四	二、一六九九	一三、一〇九	二	二、九〇〇	六、三一〇	二二、三九五	四〇、一九五	
	田	五等狹	二、二三二	六〇、六六〇	一、六七二	三〇一	六〇、九六一	二、二二六五	二、二七九	二	二、九〇〇	七、一〇四	二二、九三三	三八、一六八	
		差引	—	一、二九〇	—	二七三	一、五六三	—	、三一〇	—	—	七八四	四六四	二、〇二七	三等益
出	平	三等狹	一八、二四九	五七、六一〇	二、九四八	四一六	五八、〇二六	二二、二四六	二二、四九九	二	三、〇九四	六、二三〇	二二、六二三	三六、二〇三	
	均	五等狹	二〇、四四四	五五、七六〇	、九二	一五二	五五、九三二	二二、九七五	二二、九〇〇	二	三、〇九四	六、九三一	二二、九二五	三三、〇〇七	
		差引	—	一、八四〇	—	二六四	二、〇九四	—	、四〇一	—	—	六六一	一、一〇二	三、一九六	三等益
大	大	三等狹	一、七五八	五五、二〇〇	—	—	五五、二〇〇	二、〇三九	七、五八五	二	三、六〇二	六、三六四	一七、五五一	三七、六四九	
	鹽	五等狹	二、一〇九	五七、五七〇	—	—	五七、五七〇	二、〇二五	七、五五三	二	三、六〇二	七、六三五	一八、七九〇	三八、七八〇	
		差引	—	△ 二、三五〇	—	—	△ 二、三五〇	—	△ 三	—	—	一、二七一	一、二三九	一、一三九	五等益
阪	赤	三等狹	一、三〇八	四一、〇七〇	—	—	四一、〇七〇	一、五五四	五、〇二九	二	三、〇〇一	三、七九三	一一、八二三	二九、二四七	
	穗	五等狹	一、四三五	三九、一七〇	—	—	三九、一七〇	一、四八五	四、八〇二	二	三、〇〇一	四、一六二	一一、九六五	三七、二〇五	
		差引	—	一、九〇〇	—	—	一、九〇〇	—	△ 二七	—	—	三六九	一四二	一、〇四二	三等益
	平	三等狹	一、五三三	四八、一四〇	—	—	四八、一四〇	一、七九七	六、三〇七	二	三、三〇二	五、〇七九	一四、六八八	三三、四五二	
	均	五等狹	一、七二二	四八、三七〇	—	—	四八、三七〇	一、七五五	六、一二八	二	三、三〇二	五、九〇〇	一五、三八〇	三二、九九〇	
		差引	—	△ 、三〇	—	—	△ 二三〇	—	△ 二九	—	—	六二	、六九二	四六二	三等益

四三

岡山												廣		
味野			山田			宇野			平均			尾道		
三等焚	五等焚	差引	三等焚	五等焚	差引	三等焚	五等焚	差引	三等焚	五等焚	差引	三等焚	五等焚	差引
二、〇二〇	二、三三三	—	一、七四〇	二、〇五九	—	一、八九一	二、一二三	—	一、八六九	二、一六〇	—	一、三二一	一、五七〇	—
六三、四二〇	六三、四一〇	一〇	五四、六三〇	五六、二一〇	△一、五八〇	五九、三七〇	五七、九五〇	一、四二〇	五九、一四〇	五九、一九〇	△五〇	四一、一六〇	四二、八六〇	△一、七〇〇
一、三三一	—	—	、三八〇	—	—	一、七一五	—	—	一、〇七二	—	—	—	—	—
一七二	—	一七二	四九	—	四九	二二三	—	二二三	一三九	—	一三九	—	—	—
六三、五九二	六三、四一〇	一八二	五四、六七九	五六、二一〇	△一、五三一	五九、五九三	五七、九五〇	一、六四三	五九、二七九	五九、一九〇	八九	四一、一六〇	四二、八六〇	△一、七〇〇
二、五九九	二、五九七	—	二、〇四五	二、一六七	—	二、六六七	二、六五九	—	二、四〇一	二、四五八	—	一、四九六	一、六二三	—
八、三五三	八、三三二	△二一	八、九〇九	九、四四一	五三二	一二、八一八	一二、七九〇	二八	九、六四八	九、八七一	二二三	四、八〇八	五、二一三	四〇五
二	二	—	二	二	—	二	二	—	二	二	—	二	二	—
二、五六五	二、五七二	七	二、一三四	二、二六一	一二七	二、二九一	二、二六五	二六	二、三一〇	二、三五七	四七	二、四九〇	二、四九〇	—
五、九三九	六、八三〇	、八九一	五、九五一	七、〇四一	一、〇九〇	六、二七八	七、〇四八	七七〇	六、〇五六	六、九七三	九一七	四、二七四	五、一一八	八四四
一六、八五七	一七、七三四	八七七	一六、九九四	一八、七四三	一、七四九	二〇、三八七	二一、一〇三	七一六	一八、〇一四	一九、二〇一	一、一八七	一二、五七二	一三、八二一	一、二四九
四六、七三五	四五、六七六	一、〇五九	三七、六八五	三七、四六七	二一八	三九、二〇六	三六、八四七	二、三五九	四一、二六五	三九、九八九	一、二七六	二九、五八八	三〇、〇三九	四五一
		三等益			三等益			三等益			三等益			五等益

島									三田					
瀬戸田			松永			平均			直轄			秋穂		
三等焚	五等焚	差引	三等焚	五等焚	差引	三等焚	五等焚	差引	三等焚	五等焚	差引	三等焚	五等焚	差引
一、六一六	一、六七五	—	一、四二六	一、六八四	—	一、四五一	一、六四三	—	一、〇一七	一、三六〇	—	一、二一七	一、六三三	—
五〇、〇七〇	四五、七二〇	四、三五〇	四四、七七〇	四五、九七〇	△一、二〇〇	四五、三三〇	四四、八五〇	四八〇	三一、九三〇	三七、一二〇	△五、一九〇	三八、二一〇	四四、五八〇	△六、三七〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇、〇七〇	四五、七二〇	四、三五〇	四四、七七〇	四五、九七〇	△一、二〇〇	四五、三三〇	四四、八五〇	四八〇	三一、九三〇	三七、一二〇	△五、一九〇	三八、二一〇	四四、五八〇	△六、三七〇
二、一六七	一、九四三	—	一、七二〇	一、七八八	—	一、七九四	一、七八四	—	一、九一九	二、一一五	—	二、三三八	二、四〇八	—
八、九九六	八、〇六八	△九二八	八、二二三	八、五〇九	二八六	七、三四二	七、二六三	△七九	六、四〇八	七、〇八二	六七四	七、七七〇	八、〇七八	三〇八
二	二	—	二	二	—	二	二	—	二	二	—	二	二	—
一、二八四	一、二八四	—	二、七〇〇	二、七〇〇	—	二、一五七	二、一五七	—	二、六〇五	二、六〇五	—	二、八〇五	二、八〇五	—
五、〇九〇	五、二七六	一八六	四、六〇六	五、四三九	八三三	四、六五七	五、二七八	六二一	三、〇七一	四、一〇七	一、〇三六	三、一二八	四、一九七	一、〇六九
一五、三七〇	一四、六二八	△七四二	一五、五二九	一六、六四八	一、一一九	一四、一五六	一四、六九八	五四二	一二、〇八四	一三、七九四	一、七一〇	一三、七〇三	一五、〇八〇	一、三七七
三四、七〇〇	三一、〇九二	三、六〇八	二九、二四一	二九、三二二	八一	三一、一七四	三〇、一五二	一、〇二二	一九、八四六	二三、三二六	三、四八〇	二四、五〇七	二九、五〇〇	四、九九三
		三等益			五等益			三等益			五等益			五等益

△印ハ減ヲ示ス

尻	平均	三等焚	一、一一七	三五、〇七〇	—	—	三五、〇七〇	二、一二九	七、〇九〇	二	二、七〇五	三、一〇〇	一三、八九五	三三、一七五	
		五等焚	一、四九七	四〇、八六〇	—	—	四〇、八六〇	二、二六三	七、五八一	二	二、七〇五	四、一五二	一四、四三八	二六、四三三	
		差引	—	△五、七九〇	—	—	△五、七九〇	—	四九一	—	—	一、〇五二	一、五四三	四、二四七	五等益
徳島	撫養	三等焚	二、一七二	六八、二〇〇	—	—	六八、二〇〇	三、〇一九	一三、七七六	三	五、五三〇	六、九五〇	二六、二五六	四一、九四四	
		五等焚	二、四〇二	六五、五七〇	—	—	六五、五七〇	三、〇八九	一三、九〇六	三	五、五三〇	七、六八六	二七、一一二	三八、四四八	
		差引	—	二、六三〇	—	—	二、六三〇	—	一三〇	—	—	七三六	八六六	三、四九六	三等益
	瀬戸	三等焚	二、〇二五	六三、五八〇	—	—	六三、五八〇	三、二五〇	一四、〇八〇	三	五、二八〇	六、四八〇	二五、八四〇	三七、七四〇	
		五等焚	二、三七九	六四、九四〇	—	—	六四、九四〇	三、三七八	一四、五九四	三	五、二八〇	七、六一三	二七、四八七	三七、四五三	
		差引	—	△一、三六〇	—	—	△一、三六〇	—	五一四	—	—	一、一三三	一、六四七	二八七	三等益
	平均	三等焚	二、〇九九	六五、九〇〇	—	—	六五、九〇〇	三、一三五	一三、九二八	三	五、四〇五	六、七一七	二六、〇五〇	三九、八五〇	
		五等焚	二、三九一	六五、二七〇	—	—	六五、二七〇	三、二三四	一四、二五〇	三	五、四〇五	七、六五一	二七、三〇六	三七、九六四	
		差引	—	、六三〇	—	—	六三〇	—	三二二	—	—	九三四	一、二五六	一、八八六	三等益
	總平均	三等焚	一、六五一	五一、八四〇	六七〇	九三	五一、九三三	二、二四七	九、四六九	二	三、一六二	五、三〇七	一七、九三八	三三、九九五	
		五等焚	一、九一八	五二、三六〇	一六五	二六	五二、三八六	二、二六五	九、六七四	二	三、一七〇	六、一四八	一八、九九二	三三、三九四	
		差引	—	△五二〇	—	六七	△四五三	—	二〇五	—	八	八四一	一、〇五四	、六〇一	三等益

ロ、同一濃度の鹹水に對する三等五等鹽の生産歩合等調査成績一覽表

局所別		區分	鹹水一石當製鹽量	鹹水一石中比重一度當製鹽量	鹹水一石當石炭使用量	鹽百斤當石炭使用量	摘要
坂出	直轄	三等	四九、九〇	二、八五	五八、一	一一二、五	
		五等	五八、八一	三、三七	五九、九	一〇〇、五	
	高松	三等	四六、二一	二、八四	六〇、五	一二九、八	
		五等	五三、五四	三、二九	六六、四	一二四、八	
	詫間	三等	四四、四六	二、六九	五六、六	一二八、〇	
		五等	五二、九八	三、一九	六四、七	一二二、六	
	林田	三等	五〇、三八	二、八七	五九、八	一一五、〇	
		五等	五九、〇一	三、三七	五九、四	一〇〇、二	
	平均	三等	四七、七四	二、八一	五八、八	一二一、三	
		五等	五六、〇九	三、三一	六一、一	一一二、〇	
大阪	大鹽	三等	五一、二	二、六九	五九、〇	一一六、〇	
		五等	六五、四	三、四四	六三、〇	九六、〇	
	赤穗	三等	四九、九	二、七九	五九、二	一一八、八	
		五等	六一、四	三、四三	六三、四	一〇三、五	
	平均	三等	五〇、六	二、七四	五七、一	一一七、四	
		五等	六三、四	三、四四	六三、二	九九、八	
宇野		三等	四五、三	二、七五	六三、五	一四一、〇	
		五等	五三、九	三、二七	六七、一	一二五、三	

岡山	山田	三等	五四、三	二、九四	六三、九	一一七、六
		五等	六四、七	三、五〇	六八、二	一〇五、二
	味野	三等	五〇、二	三、一四	六四、六	一二八、七
		五等	六〇、〇	三、七五	六七、一	一一一、八
	平均	三等	四九、九	二、九四	六四、〇	一二九、一
		五等	五九、五	三、五一	六七、五	一一四、一
廣島	尾道	三等	四七、七	二、八一	五四、五	一一四、一
		五等	五六、九	三、三五	五八、八	一〇三、三
	瀬戸田	三等	五二、五	三、〇〇	七〇、四	一三四、一
		五等	六一、三	三、五〇	七一、一	一一六、〇
	松永	三等	四九、三	二、八七	五九、五	一二〇、六
		五等	五八、五	三、四〇	六二、一	一〇六、二
	平均	三等	四九、八	二、八九	六一、五	一二一、九
		五等	五八、九	三、四二	六四、〇	一〇八、五
三田尻	直轄	三等	三五、三	二、四三	六六、六	一八八、八
		五等	四七、二	三、二六	七四、三	一五五、五
	秋穂	三等	三四、六	二、四七	六四、七	一九二、〇
		五等	四六、四	三、三一	六六、三	一四七、〇
	平均	三等	三五、〇	二、四五	六五、七	一九〇、四
		五等	四六、八	三、二九	七〇、三	一五一、三
撫養		三等	四三、一	二、七四	六〇、三	一三七、〇
		五等	五〇、八	三、三二	六三、四	一二八、六
德島	瀬戸	三等	四六、三	二、八二	七二、八	一六〇、五
		五等	五三、一	三、二六	七五、二	一四二、六
	平均	三等	四四、七	二、七八	六六、六	一四八、八
		五等	五一、九	三、二九	六九、三	一三五、六
總平均		三等	四六、三	二、七七	六二、三	一三一、五
		五等	五六、一	三、三八	六五、九	一二〇、二

(三) 三等鹽焚改良重要設備

凡て物の改善には相當の困難の伴ふは當然の事なるが利益と信じ之が改善の必要を認むるに至りては幾多の困難をも排して之が實行を遂げしこと當然と云へば當然なるも僅に一ヶ年餘りにして一億五六千萬斤の五等鹽を一擧にして全部三等鹽に改良したることは從來の改良事蹟に鑑み寧ろ異數の進歩と謂ふべし。

三等鹽焚に改良するに最も大切にして而も相當難事なりしことは釜屋の擴張と居出場の增設にありたり。元來五等焚は焚上鹽二日乃至四日分位を釜屋內に貯藏後一旦貯鹽庫に移送し相當日數、貯藏の上目的等級に上進せしむるものなるを以て從來の製鹽場內には僅に三四日位の鹽を貯藏するの餘裕なく何れも相當の貯鹽庫を有し之れに居出場を設備せしなり。元來焚上鹽を中途に貯藏鹽庫に移送する場合には上層鹽と下層鹽全く混淆するを以て折角上進せる鹽質を再び悪しくし、且つ釜屋內に於て相當の溫度を保ちて苦汁又は水分の滴下を促しつゝある場合全く之を冷却するを以て移送後鹽質の上進は最後迄で釜屋內に貯藏するものに比し著しく日數を要すべし。故に五等鹽焚に於ても終始釜屋內に貯藏し所謂釜屋仕舞を行ふ方貯藏日數の短縮鹽質齊一上有利なるも釜屋擴張に相當の經費を要すること及び舊來の習慣に捉は

れ改良せんとする意嚮すらなかりしが三等鹽焚には絶體に釜屋内貯藏を條件とし之が實行を期せり。然るに大部分の製鹽場は釜屋内狹隘にして其の儘居出場を增設する能はず。製鹽場の擴張を必要とせり。然るに製鹽場其他建設物は一切地主の所有にして之が改造又は大修理は地主負擔に屬するを以て一ケ年契約の小作人に於ては到底之が出資を肯せざる所なり。而して地主に於ては大概ね定額の小作料徵收を目的とせるを以て小作料に影響なき限り、建設物の大破使用に不堪にあらざれば容易に投資せざる狀況なるを以て年來の勸誘指導も容易に其の効果を見る能はざりしなり。而して三等鹽焚に改良の必要を自覺するや製鹽業者は極力地主に迫り之が改造を要求するに至れり。而して當時鹽業組織の變更に依り小作人は作業請負者となり地主に於て製鹽を承繼したるを以て地主は即ち當然製鹽者となりたるに依り當局としても地主に於て當然之等改善の責任を負はしむるに至り地主又之が責任を自覺し組織變更當初に於ける地主の好事業として直ちに之が改造に着手し釜屋擴張を要する處は之を擴張し其儘居出場增設可能の所は之が增設を行ふ等當時各會社又は個人地主の製鹽改良に貢献する處多大なりき。若し當時此の鹽業組織の變革なく、地主の投資努力の機會なかりしならば、或は斯くも速かに三等鹽焚に改良を見ること蓋し覺束なかりしものと思ふ兎も角も地主會社の奮發に依り先づ坂出、宇多津、林田方面主要鹽田全部三等鹽焚に改造せらるゝや他の小鹽田も逐次風を望みて十一年度末に管内全部三等鹽焚施設を完成するに至れり。之が改良指導に當りては特に短期指導教師をも設置せしが之れ亦大に其の効果を擧げし所以なり。

三等鹽焚並に釜屋改造奬勵に當り當業者中には色々の考を以て之が實行を躊躇するものありしが、元宇多津出張所管内各會社重役は合同の席上に於て「若し後日需給關係上再び五等鹽焚に變更を要する事出來したる時は當業者としては甚だ迷惑なるが果して斯々の事なきを保證し得るや兎も角漸進主義を取つて若し當り或は程度に止めては如何」との質問あり。余は答らく需給の關係もあらんか余は五等鹽より三等鹽焚の斯くまで有利なること明かなる以上一日も早く改善を進めさるを得ず。且つ本局とも相當交渉の上決して五等鹽に逆轉することなきを確保す可く萬一斯かる事あらば余は再び諸君と會はざるべしと迄で誓言し歸局今西局長に其の顚末を復命せしことありしが此の言責に對しては内心幾分心配なき能はず偶々其後本局より事務一般監督のあるあり。其の機會に於て確實に全部三等鹽焚變更支障なき旨斷言指示を得大に安心せしことありたり。

而して其の翌年三田尻管内に於て三等鹽焚を再び五等鹽焚に引き戻されしことを聞くに及び意外の感に打たれざるを得ざりき。然るに我が坂出管内は爾來順調に進み既に一、二等鹽焚奬勵の時期に到達せり誠に坂出鹽業上大なる幸福とせざるを得ざるなり。

二、二等鹽製造奬勵

二等鹽も亦年々需用に應じ常に之が製造を奬勵し來りしが大正十一年度に於て前項の如く五等鹽焚全部三等鹽焚に改善を見るや十二年度指導計畫の重要事項の一として二等鹽製造奬勵をなす事とせり。即ち十二年度當初に於て局所を通じて二等鹽製造上適當なる製鹽場二百十戸前（直轄五三戸、高松一三戸、土庄一一戸、宇多津一四戸、林田二二戸、詫間七五戸、多喜濱一八戸、波止濱四戸）を選定し約二千二百五十八萬斤の二等鹽製造計畫を樹て該數量に就ては特に本局の承認を得て之が指導に當れり。

（一）二等鹽製造方法及設備に就て

三等鹽焚と二等鹽焚とは大體に於て設備に格別の相違なく主として煎熬方法の變更を要し從つて五等鹽焚を三等鹽焚と改良せし程の困難はなかりしが煎熬方法に於ては三等鹽焚に比し幾分困難にして設備の良否も亦其の成蹟に甚大なる

影響あり。故に二等鹽焚製鹽場に對しては此の機會に於て從來の各設備に可及的改善を施し、二等鹽製造上なる可く良好なる成蹟を擧げんことを期せり。其の內鹹水濾過裝置の改善、居出場の改善、石炭採牧器の使用勵行等は以下記述せる如く最も力を注ぎたる事項なり。

(二) 二等鹽焚と三等鹽焚と製鹽經濟關係

斯くして愈々二等鹽の製造に着手せしが元來二等鹽は三等鹽と異なり、純眞鹽焚となすを要し從つて生產步留の減少するを以て當業者に於ては徒らに不安を抱き煎熬に當り强焚を行ひなる可く步留りを良くせんとして釜上げの程度を誤り結局納付に當り三等に墜落するもの不尠之が爲不引合を唱へ一時二等鹽焚を中止するもの生じ、或は再鑑定の申請件數增加を見る等種々故障を起し、之が指導には頗る苦心せり。

元來之が確實なる奬勵をなさんが爲めには二等鹽焚と三等鹽焚との製鹽經濟上の利害得失關係を明にするを要し先年より既に管內各地に之が比較試驗を行はしめ來りしが大正十一年度に於ては更に各出張所を通じて二等鹽と二等鹽焚の工合煎熬試驗を執行せしが豫てより唱道せし如く二等鹽焚に於て頗る有利なる成蹟を得たるを以て此の成蹟を以て勸誘指導上只一の資料とせり。當時製鹽業に配付したる指導事項左記の如し此れに依つて以て二等鹽焚に對する設備の改善狀況及二等鹽焚と三等鹽との比較煎熬試驗成績等の大要を知るを得べし。

二 等 鹽 焚 に 就 て

(大正十二年三月 坂出地方專賣局)

世が段々と進んで參りました爲め食べる鹽に於きましても以前は大部分五等鹽を使ふて居りましたが今は殆んど參等鹽以上のものを使ふ樣になりました爲め昨年五等鹽焚きを三等鹽焚きに全部變へましたが今年は尙其內で濱のよい處で貳等鹽を焚く事に致しましたのですがさて二等鹽を焚くのと三等鹽を焚くのと何れが利益かと申しますと去年局の方で二等焚と三等焚との試驗を致しました結果によりますと左の表の成績の樣に平均一晝夜當二圓參拾五錢五厘の利益になつて居ります。此れは去年一回の試驗で更に今年も試驗する事にして居りますが各出張所試驗の成績で一番よいものと一番惡い成績の出たものを除きました四つの出張所の平均をとりましたのですから大した相違はない事と信じます。

それで一日貳圓參拾五錢五厘の利益と致しまして鹹水の良い時季百日間假に焚くとしましても貳百參拾五圓五拾錢の利益となり一ケ年二百日焚くとすれば四百七拾萬圓の利益がありますから上級鹽を焚く程儲けとなるのであります。

二等鹽三等鹽焚一晝夜當得失比較調査表

(大正十一年執行立會煎熬試驗の實蹟により算出)

局所別	區分	製鹽量	同上賠償金	副產苦汁量	同上價額	收入計	石炭使用量	同上價額	煎熬費	支出計	差式	二等鹽益
直徑	二等焚	一、八六七	五九、七八〇	二、四二三合	七二七	五八、八一〇	二、二三一	一六、七九三厘	三、六〇〇	二一、〇八七	三、三九一	—
	三等焚	一、九九八	五八、三四〇	一、五六五	四七〇	五八、〇五六	二、三二七	一七、四八七	三、六〇〇	二一、〇五四	三七、七二三	
宇多津	二等焚	一、八〇三	五七、六九〇	四、三三八	一、〇〇一	五八、九九一	二、二九四	一七、三八〇	三、六〇〇	二一、九八〇	一、〇〇九	—
	三等焚	一、九九八	五七、一七〇	二、九五三	八八六	五八、〇五六	二、三三二	一七、四五四	三、六〇〇	二一、〇五四	三七、〇〇二	
林田	二等焚	二、〇〇九	六四、一二〇	三、九九四	一、一九八	六五、四七八	二、三九二	一四、四九五	四、〇〇〇	二、九〇〇	四六、九八三	二、一五二
	三等焚	二、一四六	六二、六六〇	一、六四七	四九四	六三、一五四	二、三六二	一四、三三三	四、〇〇〇	一八、四五五	四四、八三二	
詫間	二等焚	一、四三四	四五、八八〇	二、四七四	八六六	四六、七四六	一、八一〇	一四、二九五	二、九〇〇	一七、一九五	二九、五五一	三、八六六
	三等焚	一、五七四	四五、九六〇	二、三六六	八三	四六、〇四三	二、二六〇	一七、四五八	二、九〇〇	二〇、三五八	二五、六八五	—
平均	二等焚	一、七七八	五六、九〇〇	三、三〇七	一、〇二三	五七、九三一	二、一八四	一五、七四一	三、五二五	一九、二六六	三八、六六五	二、三五五
	三等焚	一、九一九	五六、〇三〇	一、六〇〇	四八三	五六、五一六	二、三二八	一六、六八一	三、五二五	二〇、二〇六	三六、三一〇	—

さて二等鹽を焚くに付きましては相當の準備をして叮嚀に焚なければ見込の等級に達しない様な事になりますから釜立て迄でに左の各項に付きての準備を爲し其上焚方等を良く氣をつけねば折角焚いた鹽が二等に納付が出來ない様な事が出來るかも知れませぬ。

一、鹹水の濾過を完全になす事

二等鹽焚に在りましては殊に鹹水を清澄にならしむる事が肝要でありますから濾槽の小さき處は大なるものに變へ尙今迄二等鹽の澤山出ました波止濱の濾槽、別紙圖面の様に濾槽の外に澄し槽を作る事が必要であります。又詫間の如く第一回に冷鹹水を濾し溫目釜で溫くもりたるものを二度濾する事も濾を完全にする良い事でありますから濱により まして何れか適當と思ふ方にして濾過の完全を計らねばなりません。

一、居出場の設備

居出場の作り方は最も大切なる事で昨年三等焚にする時十分にお話を致しましたが最近濱を廻つて見まするに揚床に砂の入れ方僅か五寸位しかないのが澤山にありますが砂は一尺以上一尺五寸位入れなければ水分の離れが悪いのでありますから、此際少ない處は一尺以上入れる様にする事が必要であります。尙床の底の粘土で打つて在る作りの淺い處は深く堀り下げて砂を十分入れられる様に直さなければなりませぬ。

尙在來の揚床の外に床の奥の方を五寸乃至八寸位高くして前に傾斜を作り苦汁分は底の砂の中にも吸はれ尙前の方にも流れ出る様にして流れ出た苦汁は溝によつて取る様にした床も大變成蹟が良好ですから今後拵へる處は奥の方へ砂を厚く入れて高くしたいものである。

居出場の周圍に張つて在る蓆ですが大分汚れて破れた處もありますから此際新しきものに取りかへ鹽の汚損せざる様にする事が必要です。其の外尙手入れをせねばならん釜屋もかなりある様ですから初釜までには充分に手入れをなして二等焚をはじめたいものであります。

一、煎熬の方法及鹽の採取方法

焚き方で一番大事なのは釜揚げの時で既に鹽が結晶を始めましたならば火を弱めて緩々と釜く事が大事です。而して鹽の取り方は少しく早めにとり終りたる後でも幾分汁の殘る程度に軟取をする事が肝要であります。尙初釜の鹹水の薄い時には再製をして比重を十八度乃至十九度位にして焚くと双方の利益があります。而して取る箱は二個に限定し叮嚀に居出場の後方より順々に積み重ね前方へ〳〵と移送し一釜分の移送終れば直きに覆をして冷さぬ事が大切です尙冬季間は釜上の際に二等と三等とを四分六分位に取り分けをして別々の床に入れる様にすれば冬でも相當二等鹽が確實に納まりますからこの釜上げ方を實行したいと思ひます。

一、石灰取器の使用

二等鹽焚は殊に石灰分を完全に取らねば乾燥が悪い様な事になり、不結果を生ずるから必ず石灰取器は四ケは使用して石灰分を完全に採る事を怠つてはなりませぬ。

一、鹽飩粉は三等鹽焚にも使はない様にすゝめてをりますが二等鹽焚には絶體に使はない様にしなければなりません。

一、包裝に際して注意す可き事

居出場區劃には先づ二日分宛貯藏して居出場に全部入れ居りたる時一區劃分宛包裝をなし其際下目約一尺位は別口になし(三等見込)包裝して一度に二區劃も三區劃も込まない様にする事に注意して下さい。

波止濱塩田ニ裝置セル濾過槽及澄シ槽ノ圖面

第一圖

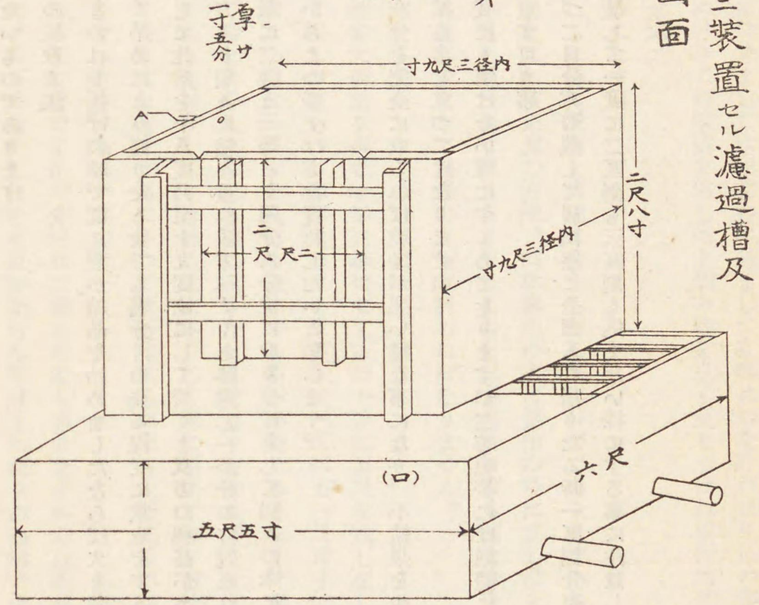

第二圖

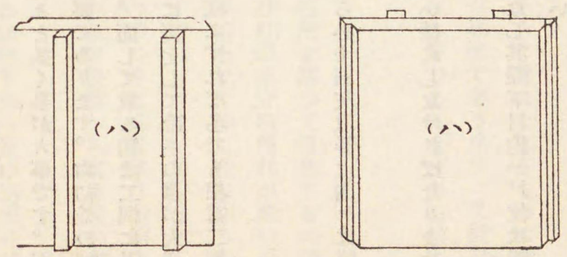

第三圖（第一圖ノ内部ヲ示ス）

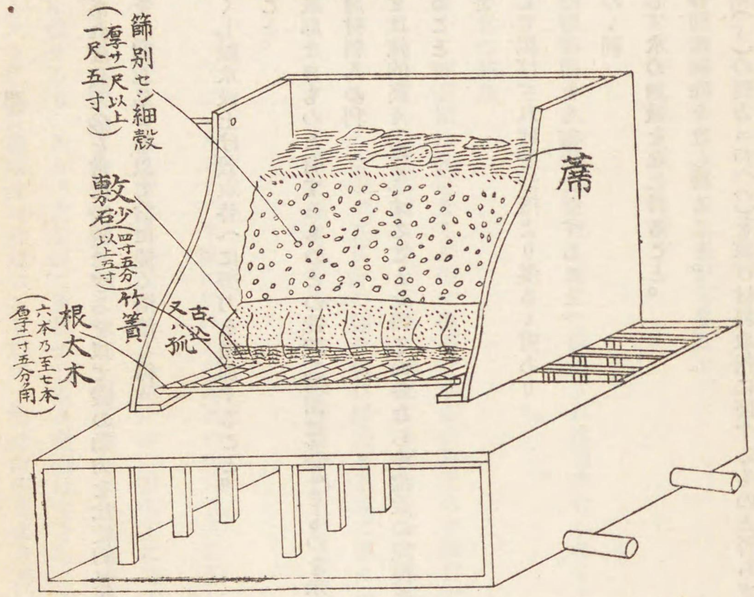

(ハ)ハ揚水ノ餘リヲ放出スル樋

貯溜箱(ル)の便

一、下方に水溜あれば殼及砂を常に浸置せざるを以て殼の効力を比較的長時間に耐へ得。

二、濾水の清否を判別し易きを以て常に能く清澄し得。

同　不　利

一、濾過槽を高くし鹹水汲上げ殼取替へに勞力を増加すること。

二、不經濟なること。

濾過材料箱(イ)の底部なきものと有するものとの比較(圖面は底なきものを示す)

1、底部なき濾過材料入の利

一、殼砂の層を比較的高く(厚く)することを得るのみならず掃除の際便なり。

二、經濟的なること。

2、同　害

一、揚水を心して揚げざれば貯溜槽より溢るゝ虞あり。

二、砂替への際貯溜槽をも掃除を要すること。

1、底部あるものゝ利

一、(イ)箱にして水の加減をなし得ること。

二、貯溜箱と各別に掃除をなし得ること。

2、濾過材料入箱(イ)の側方ニ戸(ハ)を設け材料取捨に便するものと否らざるものとの便否。

戸あるものゝ利

一、濾過器高き時と雖も殼の取入取出し甚だ容易なり。

二、殼入の際塵埃の飛散を幾分減少し得。

戸あるものゝ欠點

新調の際は戸の合し口より水の洩出なきも時日を經過すれば漸次合し口より洩水し之が爲内側(ニ)を粘土にて塗り濾水防止の手數を要すること。

右濾過器に對し當業者の感想

從業者の實驗を聞くに貯溜箱は狹溢なる釜屋に場面を取るのみならず經費を要するも鹹水の清澄を期し上級鹽の製造には最も必要にして利用すれぶ煎熬鹹水量を正確に測定する便ありと。又濾過材料箱に戸(ハ)あるものは内側より粘土にて塗る手數を要するも(ニ)は四、五日分の間を塗れば足るを以て僅に一握の粘土にて僅少の手數なれば殼の取捨に便なる本裝置を良しとすと。或從業者は(イ)の高き時は殼の出入に便なる方法を良しとするも釜の狀態にて低き箱には大差なしと。

(三)　大正十二年度に於ける二等鹽の生産及需給變化

前記の如く大正十二年度二等鹽生産見込額二千二百餘萬斤の計畫の下に極力指導に努めたりしも、七、八月の交未だ二等鹽の生産充分ならさる折柄二等鹽の需用頓に增加し到抵廻送命令に應ずる能はざるの狀況にあり遂に豫てより貯藏せる散鹽の二等鹽に達せるものあり。之を以て充當せしも該散鹽は主として四等鹽を貯藏したるものなるを以て二等鹽としては成分は兎も角も色澤外觀成分に伴はざるを以て一時は販賣先より苦情の聲を聞しことあり。且つ其の數量も少

額なりしを以て茲に於て愈々二等鹽增製の必要を感じ最盛期經過後なりしも更に勸誘奬勵に努め既定數量は必ず生産すべき樣各出張所をも督勵し同年度中に二千一百萬斤の二等鹽を生産するに至れり。然るに年度後半に於て鹽の需用減少し(大震災の影響の如し)漸次庫間を來し、二等鹽の如きは當初の生産計畫に對する廻送命令なきに至り二等鹽を多量に生産せる地方は一層倉間を大ならしむる現象となれり。(十二年度末二等鹽の持越高約七百萬斤の多きに達せり)是れ二等鹽焚奬勵に大なる頓挫を來した所以にして誠に遺憾とせし處なり。之が爲め大正十三年度は僅かに百十萬斤の計畫を持ちしのみ而して十四年度も殆んどなり行きに任せしを以て二等鹽の總産額の三分四厘位の生産を見たり。

(四) 大正十五年度二等鹽奬勵狀況

大正十二年九月一日の關東地方大震災の爲め、鹽の需用減少を來し就中二等鹽の如き上級品の賣行き惡しく二等鹽生産奬勵も一頓挫を來せしことは前項記述せし處なりが大震災を被りたる地方以外に於ける需用者の嗜好益々上進の趨勢に鑑みる時は漸次二等鹽增製の必要を來すこと明かなるを以て今後需給關係に適應して生産販賣共に二等鹽の奬勵は決して其の手を緩む可からずとなし、二等鹽の製造方法並に二等鹽の製鹽收支關係等に絕へず調査又は試驗を繼續せり。

(五) 上級鹽製造上S†式釜施設奬勵

三田尻試驗場に於て多年試驗の上其の成績を發表せるS†式釜は最も有利なる二等鹽製造裝置なることを信じ、此の機會に於て徐ろに實地試驗を行ひ當業者に奬勵せんと計畫を樹てたり。茲に於て先づS†式釜煎熬夫の養成を最先にするの必要を感じ三田尻試驗場に交渉の上大正十三年九月當局直轄に於ける西讃鹽田同業組合の試驗鹽田西大濱十九番の頭梁及外二名の釜焚夫約一週間の豫定を以て同試驗場に實地受講の爲め派遣しS†式煎熬技術を充分に修得の上歸坂し直ちに豫ての計畫に基き同鹽田に於て大正十三年十二月第一回大正十四年三月より五月まで第二回囑託試驗を遂行し製鹽步合及收支關係を調査す。第一回は豫期の成績を擧ぐる能はざりしも第二回は殆んど三田尻試驗場に於けると同樣の成績を擧げ全く確信を得たるを以て二等鹽增製の最良手段として愈々之が普及を企畫するに至れり。茲に於て大正十四年半ばより十五年の上半期に亘り右試驗成績を以て之が宣傳に努め本局より活動寫眞機を與へらるゝや之を以て鹽業者の思想善導の傍ら混凝土沼井臺の施設及S†式釜施設の急務なることを高唱し大に氣勢を擧げたり。偶々大正十五年八月鹽生産制限の必要を發表するに至りては從來指導奬勵し來りたる一般改良問題に就ては之が爲め多大の影響を受けたるが沼井臺の改良とS†式釜施設は生産制限に抱はらず改良せられ就中S†式釜架設の如きは生産制限問題に關聯して一層好都合に急速に施設を見るに至りしことは生産制限より得たる餘得の大なるものと謂ふべし。

斯して昭和元年度は二等鹽の需用も豫期の如く激增し廻送も頗る順調なりしを以て二等鹽の生産額は實に總産額の一割四分六厘の多きに達し全く製鹽品質に劃期的改善を遂げ愈々其の効果を擧ぐるに至れり。

昭和二年度に入りても矢張り生産制限は前年に引續き遂行することゝなり。當業者も愈々S†式の有利なることを自覺するに至りしを以て益々之が增加を見六月一日現在に於て全管を通じ二百五十餘個の架設を見るに至れり。之が爲め煎熬夫の養成は從來西讃鹽田同業組合の試驗鹽田に於て之を行ひ來りしも到底間に合はざるの狀況に立ち至れり。茲に於て再度三田尻試驗場に交渉の上更に新に十四名(直轄三名、高松七名、詫間四名)を同試驗場に各鹽業組合より派遣の上實地の講習を受けしめたり。斯くして夫々歸鄕の上附近煎熬夫の實地指導養成の任に當らしめたり。

今や尙續々增加の趨勢にあるを以て此の度は三田尻試驗場より技術官及煎熬夫各一名を當局管內に派遣を乞ひ急速に多數のS†式釜煎熬夫の養成をなさん計畫を樹て昭和二年夏理論並に實地の講習會を一週間に亘り開催より。而して一方に於てはS†式煎熬方法に就ては別項の通り最も簡單平易なるパンフレットを作り煎熬夫に提供し且つ特別に該煎熬

夫に講話をなし成果を收めつゝあり。

（六）S・T式製鹽法の大略

内地の鹽の品質が近年大變良くなつて來ましたが未だ外國の鹽に比べると劣つて居ります。併し一般に需要が年を逐うて上級の鹽に向つて居りまして時勢はすでに三等鹽から二等鹽へと進みつゝある有様で將來は一歩先んじて一等二等の上級鹽を生産することを研究して行く必要があります。そこでこの上級の鹽を焚くのには如何なる方法が良いかと申しますと近頃お勸めをして居りまするS・T式製鹽法が最も合理的で適當な方法と考へられますのでこれが大畧を記述いたします。

一、S・T式製鹽法の特長

イ、一、二等の鹽がたやすく製出せらるゝこと。　此の法では石灰分は完全に取れ飽和鹹水でよく洗ふから色相も白く夾雜物も少く品質が良くなります。從つて簡單にたやすく一、二等鹽が製出せられます。

ロ、歩留りよく製出せられること。　折角良い鹽がたやすく出來ても歩留りが悪くては何にもならないのでありますが此の方法では居出苦汁も注加して苦汁の中の鹽分を殆んど全部採るのですから歩留も在來の二等鹽焚よりは餘程良いのです。

ハ、設備と操作が簡單であること。　前に述べた様にたやすく一、二等鹽が出來てしかも歩留が良いといふことであれば鬼に金棒これ程確な有利なことはないと思ひます。併し設備に多くの費用がいつたり焚方があまり面倒であつては考へものですがその設備なり焚方なりが極めて簡單であります。その設備と焚方とを以下順を逐うて述べませう。

二、設　　備

設備としては單に從來の釜の緣を切り取つてそこへ錬鐵で**タンク**「凹所」を着け足し又溫目釜の後方煙道の上へ苦汁を濃縮する釜を据へ付けるだけでよろしいのです。但し此の法では居出苦汁の全部を前釜に戻して焚くのですから居出床は地床にせず且つ苦汁を流れ出さない様に完全に修理して置くこが肝要です。

イ、**タンク**（凹所）の型及び大きさ。　**タンク**の型は「**ロストル**」焚なれば別紙第一圖の通りでありますが普通の「**サナ**」式なれば挺子口が必要ですから第四圖の如きものにするのがよろしいです。大きさは一釜分の鹽を入れられるだけでよいので小さ過ぎても大き過ぎてもいけません。

坂出地方で現在施設の「**タンク**」は巾一尺、深一尺五寸ですがこれで大體良い様です。

ロ、苦汁釜は溫目釜の後方適當な處に据へ付ければよろしい。大きさは六尺四方位で結構です。

ハ、器　　具　石灰取鹽掬網は別紙第二圖第三圖の様で大きさは適當につくる。

三、焚　　方　（操作方法）（以下（一）（二）（三）を釜立の最初の釜の方法とす）

一、前釜及溫目釜に鹹水を入れると同時に前…兩側の「**タンク**」の上に石灰取を隙間なく平く竝べ置きます。竈の焚方はこれまでと何等變りがありません。鹹水加熱蒸發によりまして石灰類が析出して來ますが鹹水の沸騰に從つて自然に石灰取の中に集るのであります。そして鹽の飽和點になつた時を見計ひ石灰取を徐々に外へ引き揚げてしまひます。これからは鹽が次第に多く析出して來ますがこの鹽は時々柄振を以つて「**タンク**」の中に搔き寄せます。

二、それから比重が二十八度から三十九度になると（但し最初焚く場合だけ）食鹽の大部分は析出てしまひ釜の内の鹹水が少なくなるから火力を少しく弱め釜の底にある食鹽を全部「**タンク**」の中に搔き入れ「**タンク**」の鹽の面をよくならし其の上に石灰取を置き溫目釜の鹹水を前釜に注入して次回の煎熬に移ります。「**タンク**」内の鹽は石灰取と苦汁

とに依つて薄い鹹水を注入しても少しも溶けません。

三、二釜目及三釜目　そして第一回と同じやうに飽和點近くになりますと石灰取を取り除け約二十三、四度のときから鹽掬網で「タンク」の中の鹽を十分に洗ひつゝ鹽取箱に掬ひ上げます。そして釜の中の鹹水が比重二十六度になりますと鹽を掬ふのを止めます。

この前回に析出した鹽を取らずに次の飽和鹹水でよく洗つて掬ひとることが即ち「ヱステイ」式の大眼目でありまして上級鹽が簡單に取れる譯でありますからこの洗方を注意しなければなりません。

鹽を洗つた後の鹹水は其の儘二十八度、二十九度まで焚いて其の析出した鹽は全部「タンク」の中に掻き集めることは第一回の場合と何も變りがありません。それから石灰取を「タンク」の中の鹽の上に列べて溫目釜から鹹水を注加して第三回の焚方をはじめます。此の三回目の焚方も前同樣です。

そして一日六釜焚でしたらこの三釜目の終りに居出苦汁を入れるのが本式であります。併し苦汁をを蓄めて置いて二日目毎にそれだけを焚く方法もあります。苦汁を焚く方法は次の通りです。

四、苦汁を焚くときの釜　苦汁煎熬の釜では三十度になつたら火力も少し弱くし三十二度内外になつた時釜底に出來た鹽を全部「タンク」の中に集めまして殘つた苦汁は「ケンケラ」で苦汁釜へ送るのであります。そして溫目釜から新しい鹹水を注加して焚いて飽和鹹水で洗ふことは他の場合と同じです。

五、之で一操作終つたのでありますから次に石灰取を置きまして溫目釜から鹹水を前釜に注入しそれから後は(三)と(四)を繰り返して行ふのであります。

六、苦汁釜の中に出來た鹽(粗惡鹽)は其儘にして置き次回の注加す前に鹽をよく洗ひつゝ掬ひとります。この苦汁釜上部に薄いまくが張りますがこれは時々杓でゞもかきのけてやると蒸發が早くてよろしい。殘つた濃厚苦汁は度數

を計つて見て熱い時三十三度過ぎあれば直に苦汁溜へ送ります。併し今迄釜屋で調べて見ますと三十一二度位いのが澤山見受けます。これではまだ鹽分が殘つて居るのですから別に冷し箱を設備して置き比重三十三度以下の苦汁はこの中で五六時間冷して鹽(粗惡焚)を採ります（餘り長らく冷しますと硫酸苦土や其の外のまじりけが出て來ますから駄目です）

七、注意すべきことがら。　以上で大畧の焚方を述べましたのですが氣を付けるべきことがらの一、二を次に書きます。

イ、居出苦汁を逃さないこと。　最初設備の所で述べましたやうに「ヱス、デイ」式では居出苦汁も全部焚くのですから居出床を完全にして置いて逃さないやうに注意をせぬと歩留に關係いたします。

ロ、鹹水の度數に氣を付けて之れをしつかりと守ること。　焚方の所で述べました鹹水の比重はよく覺えて置いて鹹水の比重を正確に計つて限度をしつかりと守ることが一番肝要です。此式は合理的に苦汁の中の鹽を完全に採りしかもよく洗つて品質のよい鹽をこしらへるのですから自分の巧者を出さずに書いてある通り嚴重に行ふことが大切です。

ハ、洗ひ方を十分注意すること。　此法では熱い鹹水で洗ふことが特長でこれで二等鹽以上のよい鹽になるのですから洗方は十分叮嚀に行ふことが必要であります。

ニ、居出床苦汁の比重を時々計ること。居出床苦汁の比重を計つて見れば焚いてある鹽の良否が自然判るのです。普通此式では二十八度以下が適度でありますが中には二十九度、三十度といふのも見受けますがこれでは三等に落ちる虞れがありまして不可ませんから時々計つて見るやうに氣を付けねばなりません。

第一圖

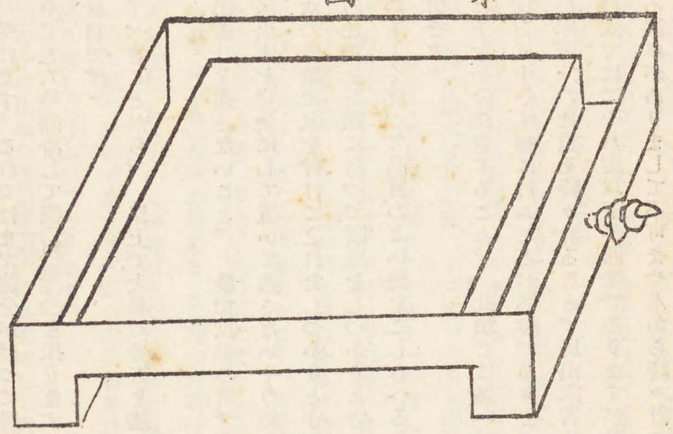

第二圖

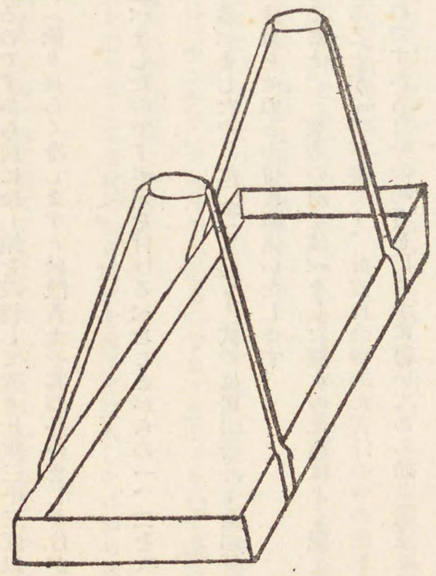

第三圖

第四圖

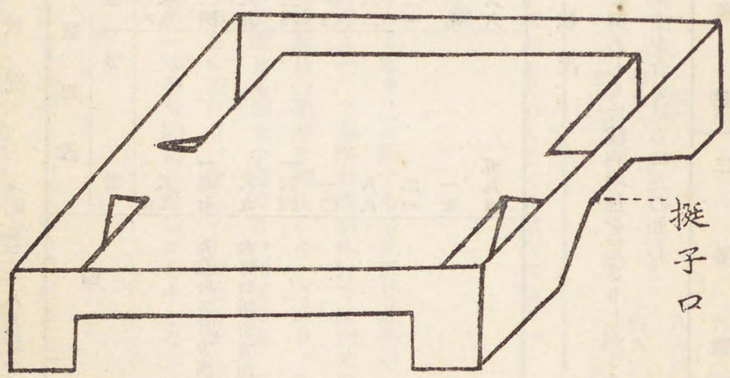

(七) S†式釜設置狀況 (昭和三年八月現況)

局所別	總鹽戶數	S、T式釜架設 鹽戶數	S、T式釜架設 釜數	備考
坂出	一二四戸	八九戸	八九個	
直轄 宇多津	一二四	一二四	一四七	丸龜取扱所方面ヲ含ム
直轄 林田	一〇〇	八九	八九	木澤取扱所方面ヲ含ム
高松	一三五	一三四	一三四	
土庄	二四	一〇	一〇	
詫間	九六	八二	八八	
多喜濱	七〇	二一	二一	
波止濱	四〇	一七	一七	
計	七三二	五六六	五九五	

(八) 二等鹽の生産狀況

二等鹽生産奬勵に關して前各項の如く相當の年數指導に努めしも比較的增加を見ざりしがS†式釜施設の增加と共に長足の進展を見たり。今S†式釜增加の前後に於ける鹽生産歩合を見るに左の如し。

年次	一等鹽	二等鹽	三等鹽	計
大正十四年	割分厘 —	割分厘 〇四九	割分厘 九五一	一、〇〇〇
昭和元年	—	一四六	八五四	一、〇〇〇
昭和二年	〇一一	四九三	四九六	一、〇〇〇
昭和三年	〇五〇	七〇〇	二五〇	一、〇〇〇

三年度分は年度當初の計畫なるが本計畫以上に二等鹽の增加を見つゝあるの狀況にあり。

三、一等鹽製造奬勵

昭和二年度に於ける鹽生産調節も前年度同樣續行することゝなり之に關する事業部長通牒の一節に「上級鹽は需用漸增の趨勢なるに付製鹽設備の改善其他に因る鹽質の上進に伴ふ一、二等鹽の産出に付ては別に躊躇の要なく又四、五等鹽は特に已むを得ざるものゝ外出來得る限り收納を見合し鋭意其の廢滅を圖ること」とあり。依つて以てS†式釜施設二等鹽增製等一層督勵を加へ一方其の機會に於て一等鹽焚申出であるに至れり。蓋しS†式釜に依れば約半數一等鹽焚を行ふ茲に於てS†式釜架設鹽業者中特志者續々一等鹽焚申出であるに至れり。蓋しS†式釜に依れば約半數一等鹽焚を行ふことはさまで困難ならざる可く一つは試驗研究の意味に於て一等鹽焚開始を見るに至りしなり。

(一) 一等鹽製造に關する方針

而して昭和二年度には一分一厘同三年度には五分の一等鹽を生産せしが品質餘り良好ならず往々一等鹽として最低に近き成分を示すものあり一方需給の關係上貯藏期間長期に亘ること少なからず。從つて其の間に於て水分を吸に汲收せ

られ叺を汚損するのみならず。品質は成分上進するも著しく缺減を生ずる等一般に一等鹽の製造成績面白からず故に一等鹽は特に中位以上の成分を保持せしむる樣當業者を督勵せしが斯くては製造上頗る困難なる狀況にして漸次中止するもの多く且つ一面一等鹽の需用も增加せざるを以て自然積極的奬勵は之を見合すことゝせり。昨今當業者の一等鹽に對する製造希望再び濃厚になりつゝあるを以て成績優良なる者のみ之を許し既定計劃の生産を擧げしむる程度となせり。今後製鹽技術上大に研究練磨せしむるの要あるべし。

四、製鹽品質と注加苦汁量關係調

元來政府所定の鹽の等級は五等級に分れ壹等級内に於ても含有鹽化曹達量二五％の開差あるを以て當業者は同等級内に於て假令最低の鹽を製出するも成可く其の生産率の增嵩を期することは自然免れざる現象なりとす。而して製鹽品質の良否生産步合の多少は主として苦汁の除去の程度如何に依り分岐する處なり故に技術老練なる製鹽者はなる可く苦汁を多く利用して其中の鹽分を極めて巧に回収し生産步合を多からしめ鹹水濾過並に石灰取使用等を勵行し製鹽品質をして等級見込違ひを來さゞる範圍内に適當なる煎熬を行ふなり。然るに此れ等の製鹽技術に確信なく而も鹹水の良否、季節關係等をも考慮するの智能を持たざるに徒らに製鹽步留りの多からんことを計るものありて納付に當り等級に見込違ひを來し或は等外となり處理を施さゞる可からざるに至るなり。煎熬の實際に當り製鹽品質を良好ならしめ生産步留りの最多を期することは技術容易にあらざるなり。近年盛に行はるS・T式釜の如きは誠に此の兩目的に向つて考案せられたる最良裝置ならん。其の方法たるや今後尚大に研究の餘地あるべし。要は苦汁中に含有せらるゝ鹽分を最も有利に回収せんとするにあるべし。

現代は參等鹽以上の生産に進步せしを以て苦汁注加に關する問題は殆んど是れ無きに至りしが大正十一、二年以前即ち主として五等鹽奬の時代に於ては指導上苦汁注加制限奬勵に如何許り努力を拂ひしが然るに指導に當り果して幾何の苦汁を排出せしむれば可なるや是れ最も大切なる問題なりしが其の程度標準等計數的に判然せず當業者に對し指導上不便遺憾とする所なりしを以て理論的に各比重毎の鹹水に應じ各等級最下低の鹽製造上必然的に除去すべき苦汁量の調査を遂げ指導上の示針となせり。其の調査表及算出基礎等左に掲げ參考とすべし。

（一）最下低各等級鹽製造上除去すべき最少苦汁量調（鹹水一石當）

鹹水濃度別（ボーメ度）	除去スベキ苦汁量 二等鹽ノ場合（合）	除去スベキ苦汁量 三等鹽ノ場合（合）	除去スベキ苦汁量 五等鹽ノ場合（合）	生産鹽量 二等（斤）	生産鹽量 三等（斤）	生産鹽量 五等（斤）	鹹水一石中ノ鹽分量 鹽化ソーダ鹽（匁）	鹹水一石中ノ鹽分量 其他ノ鹽分（匁）	鹹水一石中ノ鹽分量 計（匁）
一四	一一九	七五	三六	三六、六〇	四二、九五	五〇、〇一	六、〇一四	一、六九四	七、七〇八
一五	一三九	八一	三九	三九、七四	四六、七一	五四、二九	六、五二九	一、八四〇	八、三六九
一六	一四〇	八七	四二	四二、八二	五〇、三四	五八、五一	七、〇三六	一、九八二	九、〇一八
一七	一五〇	九四	四五	四六、〇四	五四、一一	六二、八九	七、五六三	二、一三一	九、六九四
一八	一六一	一〇一	四八	四九、三八	五八、〇四	六七、四七	八、一一三	二、二八五	一〇、三九七
一九	一七二	一〇八	五二	五二、七九	六二、〇三	七二、〇一	八、六七三	二、四四四	一一、一一七
二〇	一八三	一一五	五五	五六、一五	六六、八九	七六、三五	九、二二四	二、六〇二	一一、八二六

同上計算ノ要素

普通鹹水成分

種別	成分量
鹽化曹達	七八、〇三
鹽化加里	一、九三
鹽化苦土	九、六七
硫酸石灰	三、九四
硫酸苦土	六、二三
其他	〇、二二
夾雜物計	二一、九八
合計	一〇〇、〇〇

生産苦汁ノ假定成分

種別	二等鹽ノ場合	三等鹽ノ場合	五等鹽ノ場合
比重	三〇、五〇度	三一、五〇度	三二、五〇度
鹽化曹達	一三、六二	六、五三	四、一五
鹽化加里	、九三	一、五八	二、一〇
鹽化苦土	二、六八	一五、六四	二一、〇〇
硫酸石灰	、一七	—	—
硫酸苦土	五、六七	七、六八	四、五四
夾雜物計	一八、四五	二四、九〇	二七、六四
水分	六八、九三	六八、五七	六八、二一
計	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇

生産鹽假定成分

種別	二等	三等	五等
鹽化曹達	八七、〇〇	八三、〇〇	七四、〇〇
水分	七、〇〇	九、〇〇	一二、五〇
夾雜物	六、〇〇	八、〇〇	一三、五〇
總固形分	九三、〇〇	九一、〇〇	八七、五〇
鑑定成績	八五、一〇	八〇、五〇	七〇、〇五

一、本表の除去すべき苦汁量は鹹水の成分を一定のものと見做し假定成分の製鹽を得る際理論上生産すべきものを計算したるものなり。

二、鹹水及苦汁成分は從來調査したるものゝ内適當と認むるものを採用せり。

三、本表の數量は理論上の一石當に付き算出したるものなるを以て實際の場合に於ては多少の增減ある可し。

四、本表の數字は鹹水及苦汁の成分に依り增減すべきものなるを以て各所に適當なる分析成蹟を適用し實際に適合する數字を算出し置くを可とす。

五、三等鹽に對するものは高松產苦汁の成分を適用したるも右は含有鹽化曹達量過少なるを以て實際に於ては除去すべき苦汁量幾分增加し生產鹽量は之に應じ減少すべき見込なり。

六、計算方法の一例を示せば左の如し。

十八度の鹹水にて參等最下低鹽製造上除去す可き苦汁量鹹水一石當り計算法

x, 苦汁として除去す可き苦汁量鹹水一石當り計算法　とすれば

y, 苦汁として除去す可き鹽化曹達の割合　とすれば

$$\frac{21{,}98-x}{78{,}02-y}=\frac{8}{83},\quad \frac{x}{y}=\frac{24{,}90}{6{,}53},\quad y=\frac{6{,}53}{21{,}90}x,\quad 83\times21{,}98-83x=8\times78{,}02-8\times\frac{6{,}53}{24{,}90}x$$

$$1824{,}34-83x=621{,}16-2{,}10x,\quad 80{,}9x=1200{,}18,\quad x=14{,}84,\quad y=3{,}89$$

x_1 ヲN°鹹水一石中より除去す可き夾雜鹽類と　すれば

x_2 ヲ同　　鹽化曹達と

$$21{,}98:14{,}84=22{,}85:x_1,\quad x_1=1{,}543\text{匁}\quad(\text{夾雜鹽類量})$$

$$78{,}02:3{,}89=8{,}11:x_2,\quad x_2=4{,}042\text{匁}\quad(\text{鹽化ソーダ量})$$

$x_1+x_2=1{,}543+{,}404=1{,}947$　(除去す可き鹽類計)

x_3 を 1,947 の鹽類を含存す可き苦汁量とすれば

$$31{,}43:100=1{,}947:x_3,\quad x_3=6{,}195\text{匁}$$

苦汁一石當量$=48{,}100\times\text{spgr}31{,}5(1{,}28)=61{,}568$

所要苦汁量　$6{,}195$容量$=\frac{6{,}195}{61{,}568}=1{,}006=\underline{\underline{101}}$合

製鹽量算出　$10{,}397-1{,}947=8{,}480$匁

$$91{,}00:100=8{,}480:x\quad \left(\begin{matrix}18°\text{鹹水の}\\\text{總鹽分量}\end{matrix}\right)\left(\begin{matrix}\text{除去苦汁の}\\\text{總鹽分量}\end{matrix}\right)\quad x=9{,}286\text{匁}=58\text{斤}04$$

第三節　鹽納付事故防止竝に標語の募集

一、製塩納付に關する申合規約

從來坂出地方專賣局管内に於げる鹽納付事故の多きこと他に其の比を見ず。就中往々故意に不正行爲を敢て行ふ者ありしことは頗る遺憾とする處なりき。元來鹽の納付は製鹽業の最後の作業にして之が操作を誤り或は不注意のため納付上種々の事故を發生することは鹽業者の損失は更なり。消費者と共に官民の被る不便損失は莫大なるものあり。鹽質の不

同、等級見込違、實量過不足、或は包裝材料の取替等鹽込の際充分注意を拂へば確實に防止し得べき筈なるも一般從業者の訓練と注意の足らざるために起ること甚だ多し。殊に不正手段に依る事故の發覺往時不尠之が防止手段として種々講究し或は不正行爲發見の際には當該請負人及製鹽者に對し嚴戒を加へしも容易に之を根絶する能はず之が爲め收納に當り勢ひ鹽刺檢査を嚴重に行ひ決して僥倖にも不正行爲を見脫することなからしめん爲めに大正五年十月製鹽業者並に鹽納付關係業者に對し別記(一)の如き覺書を提出せしめ之が實行を期せしが當時其の効果相當見るべきものありたり。其の後年月の經過と共に再び納付事故增加を見るに至り。一般納付事故のみならず不正行爲すら根絶容易ならず。中には不注意に依るか故意なるか判定し難きものあり。發生の都度之が處分頗る面倒なるのみならず之れ等の制裁を以て之が根絶を計ること困難なりと認むると同時に一面時代の進運に伴ひ鹽業者をして自治的に制裁の方法を講ぜしむるに如かずとして各地鹽業組合をして大正十二年十月を期し管内各出張所に通牒を發し當業者をして左記(二)の如き申合規約に準據し鹽納付事故防止規約を制定せしめ嚴重に勵行せしむることゝせり。斯くして全管内各所鹽業者團體は何れも夫々各地の事情を加味して適當なる規約を協定し自治制裁をなす事とせり。就中元宇多津出張所の如きは納付事故も極めて多き處なりしが此の時に當り宇多津鹽業革新會なるものを組織し其の會則は五章三十五條に亘るものを定め勵行し制裁を嚴にせしが之が爲め大に革する處ありたり。該會則の一部並に大正十四年直轄鹽業組合協定の規約別記(三)(四)を參考の爲め記述せり。尙以下記述せる如く鹽納付事故防止標語の募集發表等の効果漸次現はれて爾來全管内を通じて一般に著しく納付事故を減少せしめ其の効果空しからざりしなり。

(一) 鹽納付に關する覺書

(大正五年十月 局直轄鹽業者提出)

近時鹽納付の際粗惡鹽混入の事故頻々たるに依り今般艀船積載鹽掘開方に關し左記事項確實に實行すること。

第一 納付鹽全部に亘り完全に品質檢査を爲し得る程度に掘開くること就中左記各項は特に注意すること。

イ、掘開きたる際の船底一俵並の箇所は兩側の數俵を必ず拔き寄すること。

ロ、船首、船尾及船梁の部合を特に積載方を緩にし檢査を容易ならしむること。

ハ、八十斤叺積載の場合掘上箇所の兩側の中央上層部二俵を引き開き操作を便利にすること。

第二 艀船内納付鹽の積載方は掘開箇所以外は總て叺を口合せとすること。

第三 艀船一艘中一件にても掘開き不充分と認めたる際には該艀船積載鹽全部の檢査を後廻しとなすこと。

但し積載量過大と認むる場合には迅速に陸上をなすこと。

第四 粗惡鹽混入又は品質不同鹽を混入せるものありたる時は該製造人に對して納付延期陸揚艀船内積載方制限等を命ぜらるゝも其の製造人は勿論該鹽納付關係者は何等陳情又は苦情ケ間敷申立をなさゞること。

大正五年十月

坂出鹽田各濱代表者署名印

(二) 製鹽納付等に關する標準申合規約

(大正十二年十月 各出張所通牒)

第一條 當組合員竝組合區域内鹽田にて製鹽に從事する作業請負人は製鹽の納付貯藏取締及鹽の包裝積込等に關し本規約を遵守勵行するものとす。

第二條 鹽の包裝作業は作業請負人又は地場棟梁等相當責任者監督の下に之を行ひ特に左記各項に付て注意を拂ふものとす。

一、鹽の切立は品質の一定を主眼とし決して不同のもの又は粗惡のものゝ混入なきを期すること。

一、鹽の秤量は先づ衡器の正否を十分に試驗し分銅の位置を確實に定め計量に誤りなきを期すること。
一、叺及繩は不良のものを除き精良のものを使用し、結束は十分緊束すること。

第三條　組合員又は作業請負人は常に未納付鹽の貯藏に留意し不取締なきを期するものとす。

第四條　組合員又は作業請負人にして品質粗惡のもの又は著しく量目不足の鹽を混入し納付を企てたるもの又は未納付鹽を持歸り自用に供したるもの其の他組合一般の名譽を毀けるが如き破廉恥の行爲をなしたるときは一件に付金五拾圓以內の違約金を組合に徵收す。前項の違約金は其の情狀を參酌し組合長之を決定す。

第五條　前條該當の所爲にして其の情狀重きものは作業の請負契約を解除し鹽業と絶緣せしむるものとす。

第六條　家族雇人にして第四條該當の所爲あるときは組合員又は作業請負人其の責に任ずるものとす。其の情重きものは解雇又は適當(適宜)の方法に依り鹽業を離れしむるものとす。

第七條　第四條の所爲に對し本規約に依る制裁の外更に專賣局より處分を命ぜられたるときは克く之を承服し改悛の實を擧ぐるものとす。

第八條　組合にて違約處分をなしたるときは違約者の氏名並其の情狀を專賣局に報告するものとす。

第九條　第四條に依り徵收したる違約金は組合にて保管し置き製鹽奬勵の資金に充つるものとす。

(三)　宇多津鹽業革進會規約事業の部　(拔萃)

第三章　事業

第十七條　本會は第六條の目的を達する爲左の各項を遂行す。

一、鹽業に關し學術的講演會を催し鹽業智識の發達に資す。

二、會員の研究事項に對し批判研究並に發表々彰。
三、鹽業及之れに關係事業の實地見學。
四、專賣官署の指示注意の傳達竝に其實行督勵。
五、製鹽及鹽收納取扱上改善を要すべしと認むる事項の研究竝に研究事項の官署への上申。
六、鹽製造納付に關する不正行爲防止方法研究竝實行。
七、前號の事故發生者竝に本則に違背し或は會員として一般名譽を毀くるが如き破廉恥の行爲等に對する訓戒及處置。
八、製鹽竝に納付成蹟引續き優秀にして衆の模範たるべき者の表彰及官署への推薦。
九、會員の紛議調停竝に慰安。
十、其他鹽業改進に關する研究施設。

第十八條　會員は專賣法令を遵守し專賣官署の指示又は注意を實行し製鹽及納付上不正行爲の絶滅を期す。

第十九條　本會役員は時々集會を催し諸案の調査研究を爲し常に會員の指導監督に當り本會の目的達成不正者防止の徹底に努むるものとす。

第二十條　總務及總代は時々製鹽場を巡回し鹽製造方、仕舞方及衡器包裝材料等を調査し注意を加へ不正者は一々會頭に申告し會頭は之を專賣官署に申告するものとす。

第二十一條　會頭は前條の不正者及第十七條第七項該當者に對しては其情狀の輕重を參酌し左の數種又は一種に依り會員の處分を爲す但專賣官署の指揮を仰ぐものとす。

一、五十圓以下違約金徵收。

二、鹽納付停止。
三、鹽陸上納付。
四、訓　戒。
五、製鹽作業請負契約解除。

第二十二條　本會員中製鹽及納付成蹟優秀者及鹽業に關する發明者を左記各項に依り優遇す。
一、別に定むる表彰規約に依り之を表彰し金品を交付す。
二、製鹽及納付成蹟優秀にして模範たるべき製鹽場は鹽の仕舞觸及收納取扱上に於て便宜を與へらるゝ樣專賣官署に推薦す。
三、前項推薦釜屋の納付鹽には目標となるべき左の旗を樹立最優等、白地に赤筋一本、優等白地に赤筋二本。

第二十三條　第十七條第一項の講演會第九項の慰安會開催及第三項の執行は總務會の意見を求め會頭之を決し同條第二項第四乃至六項に對しては總務總代其實務に當り、前條の優遇者は各區總代會より總務會を經て會頭に報告の上決定すべきものとす。
但し右に關しては專賣官署の意見を尊重すべきものとす。

第二十四條　會員は本會役員に對し意見を述べ取扱の改善を求むることを得。

第二十五條　會員は役員の事務取扱適當ならざるか又は會則に違背するが如きことあるときは所轄專賣官署に申出で注意を求むることを得。

（四）鹽納付等に關する申合規約

（大正十四年十月局直轄各鹽業組合協定）

第一條　本規約は坂出地方專賣局直轄區域內製鹽業者並に作業請負人に適用するものにして鹽の納付、貯藏、取締及鹽の包裝積込等に關し各自遵守し勵行するものとす。

第二條　本規約を勵行及監督する爲め坂出鹽業組合內に本部を置き宇多津、林田各鹽業組合內に支部を設け更に各評議員若干名を選び事業の連絡統一を圖るものとす。
評議員は各關係鹽田の鹽納付係員及値師を以て之に充つ。

第三條　鹽の包裝作業は作業請負人又は地場棟梁等相當責任者監督の下に之を行ひ特に左の各項に付て注意を拂ふものとす。
一、鹽の切立は品質の一定を主眼とし決して不同又は粗惡のもの混入なきを期すること。
一、鹽の秤量は先づ衡器の正否を入念に試驗し分銅の位置を確實に定め計量に誤りなきを期すると共に年一回以上專賣局に依賴し其の同域內の各鹽戸に使用する衡器の正否を試驗し不正のものは取替を爲さしむること。
一、叺及繩は不良のものを除き精良のものを使用し結束は十分に緊束し繩は成るべく各鹽業組合に於て取纏め一定に注文すること。

第四條　鹽製造人又は作業請負人は常に未納付鹽の貯藏に留意し不取締なきを期するものとす。

第五條　鹽製造人又は作業請負人にして品質粗惡のもの又は著しく量目不足の鹽を混入して納付を企てたるもの又は未納鹽を持歸り自用に供したるもの或は鹽製造簿の記入を怠りたるもの其の他組合一般の名譽を毀くるが如き破廉恥の行爲をなしたるものは一件に付金五十圓以內の違約金を徵收し其の情重きものは製鹽業を絕緣せしむるものと

す。

第六條　家族雇人にして第五條該當の所爲あるときは鹽製造人又は作業請負人其の責に任ずるものとす其の情重きものは解雇又は適宜の方法に依り鹽業を離れしむるものとす。

第七條　第五條の所爲に對し其の情狀輕微のものは違約金の徴收を免除し適宜の方法に依り自治的制裁を加へ改悛の實を擧ぐるものとす。

第八條　前三條の懲戒は其情狀を參酌し本部關係のものは兩支部の意見を徴し本部に於て之を決定し支部關係のものは本部の意見を求め各支部毎に之を決定す尙其の制裁に對し更に專賣局より處分を命ぜられたるときは之を承服し必要の措置を講ずるものとす。

第九條　本部は專賣局より事故發生の通知を受けたるときは直に納付を差控へしめ支部關係のものは直に當該支部に通知を爲し克く實狀を調査し制裁方法を決定す。

前項制裁の決定をなしたるときは支部關係のものは直に違約者の氏名制裁方法及其の情狀を本部に報告すべし。

本部は區域內全部を綜括し都度專賣局に報告するものとす。

第十條　第五條に依り徴收したる違約金は各組合にて保管し置き製鹽奬勵の資金に充つるものとす。

附　則

第十一條　本規約は大正十四年十月一日よりの該當事項に對し之を適用す。

第十二條　本規約加盟の證として關係鹽製造人作業請負人左に記名捺印す。

（五）鹽納付事故防止申合組合規約

第一條　本組合は當業者互に相戒め鹽納付上の事故を防止し以て當業者の信用を維持し納付事務の簡捷を計るを以て目的とす。

第二條　本組合は坂出地方專賣局直轄區域內鹽製造業者並に作業請負人を以て組織す。

第三條　本組合の事務所を坂出町に置く。

第四條　本組合に組合長一名、各鹽取扱所毎に副組合長一名、幹事若干名の役員を置く。

幹事は組合員の互選に依り組合長、副組合長は幹事の選擧に依る。

幹事の任期は一ヶ年、組合長、副組合長の任期は二ヶ年とす。

第五條　組合員は本組合の目的を貫徹する爲鹽の製造納付に關し製品の改良整一を期し苟も信用を失墜するが如き行爲をなさゞることを誓約するものとす。

第六條　組合員にして本組合の主旨を遵奉し組合員の模範と認むべき者には專賣局と合議して鹽納付上優遇の道を啓くものとす。

第七條　本組合の目的を達成する爲め時宜に依り事故防止に關する講演會を開催し又は印刷物を配付し或は組合幹事をして製鹽場を巡回指導せしむ。

第八條　組合員中鹽製造納付上左記行爲あるときは本規約に照し制裁を加ふるものとす其の組合員は直に之に服從し異議を申立てざるものとす。

一、鹽製造上有害藥品を混入したるとき。

二、鹽納付上粗惡鹽、量目不足鹽又は包裝材料不良品を混入したるとき。
三、其の他不正行爲を以て鹽納付を企てたるとき。

第九條　前條の制裁は各鹽取扱所毎に幹事會の決議に依り副組合長之を決定す。
幹事會は副組合長及幹事を以て組織す。

第十條　制裁の標準左の如し。

一、有害藥品の混入

該當鹽壹萬斤未滿のもの	違約金	參拾圓	納付停止	三十日
同　貳萬斤未滿のもの	同	四拾圓	同	四十日
同　參萬斤未滿のもの	同	五拾圓	同	五十日
同　四萬斤未滿のもの	同	六拾圓	同	六十日
同　五萬斤未滿のもの	同	七拾圓	同	七十日
同　五萬斤を超るもの	同	百　圓	同	九十日

二、粗惡鹽混入

見込等級より二等級以下(二等鹽に四等鹽混入)の鹽を混入せしもの	違約金	拾　圓	陸揚納付	十　回
同三等級以下の鹽を混入せしもの	同	貳拾圓	同	二十回
同四等級以下の鹽を混入せしもの	同	參拾圓	同	三十回

同五等級以下の鹽を混入せしもの	同	五拾圓	同	四十回
右標準以下の粗惡鹽を混入のもの	同	百　圓	同	六十回

三、量目不足品混入

斤量三斤以上不足のものを混入せしもの	違約金	拾　圓	陸揚納付	五　回
同　五斤以上不足のものを混入せしもの	同	貳拾圓	同	十　回
同　七斤以上不足のものを混入せしもの	同	參拾圓	同	十五回
同　十斤以上不足のものを混入せしもの	同	五拾圓	同	三十回

四、前各項以外の事故　幹事會に於て適宜決定す。

前項の事故發覺したるときは制裁の決定ある迄納付は差扣ふるものとす。但し納付差控の期間は納付停止の期間に通算せず。

第十一條　同一人にして一ヶ年以內に本規約違反行爲を再び爲したるものは其制裁を加重す。
前項加重の程度は情狀に依り幹事會之を決定す。

第十二條　副組合長は第九條に依り制裁を決定したるときは直に之を本人に通知し同時に專賣局に報告し其の承認を求むるものとす。

第十三條　制裁に服せる者改悛の情顯著にして再び違反の虞なしと認むるときは組合長は幹事會の申告に依り專賣局と協議の上違約金以外の制裁につき輕減することを得。

第十四條　組合員にして制裁の決定に不服を申立て之を實行せざるものあるときは組合長は幹事會の申告に依り專賣局と協議の上適宜處置するものとす。

第十五條　違約金は組合長に於て之を保管し其の用途は役員會に一任するものとす。

第十六條　本規約を遵奉せざるものは役員會の決議に依り本組合より除名し其顚末を專賣局に報告するものとす。

第十七條　本組合經費の賦課徵收は役員會に一任するものとす。

附　則

第十八條　本規約は昭和三年六月一日より之を施行す。

右誓約の證として左に署名捺印するもの也

昭和三年五月　日

二、鹽納付事故防止標語募集

鹽納付事故防止の一方法として大正十二年十月坂出地方專賣局は其の部內に於て鹽納付事故防止標語の募集を發表す其の要項左の如し。

一、標語はなる可く簡單にして長くとも三十字前後に止むること。

二、標語中には普通發生する事故の名並に製鹽者として心得べき點を可成挿入せしむること。

三、應募者の氏名附記のこと。

斯くして應募數二百點の多きに達し、其の內より二十五點を選拔し、更に其の內より優秀なるもの三句を吟味精選し印刷に付し各製鹽場、鹽收納場、製鹽檢査場或は鹽業者の多數集合する場所に貼付せり。以下右選句若干を參考の爲め掲記す可し。

（一）鹽納付事故防止標語（評點順位に依る）

1、お互に（良い鹽を／良い包裝で／良い結束で／良い秤量で）納めましよう。

2、四國は鹽の名產地時代遲れをせぬ樣に進んで改良致しませう。

3、慾氣放して眞心込めて納むる鹽には故障ない。

4、迷惑をかけぬ樣、今一度調べませう。

5、一に品質、二に秤、三に包裝、四に納付。

6、一に品質、二に包裝、三に秤量に氣を付けよ。

7、釜に四本柱あり、鹽込みに品質、包裝計量結束の四要件あり。

8、叺は合格、目方は正味、込んだ中味は皆一手。

9、叺しらべてよい鹽込んで模範の濱じやと云れたい。

10、檢査は嚴密に「取扱は親切に」、「指示は能く守れ」、「注意は直に行へ」。

11、一に切り交ぜ、二に目方、三に包裝を丁寧に、今年も表彰せられましよう。

12、はかりしつかり、品たしか、出した後では氣も呑氣。

13、良く焚きて、正しく込んで、故障なく納まる鹽の心地よや。

14、秤と、包裝に、氣を付けて、お互に良い鹽納めましよう。

15、包裝や斤目の手直と、品質不同は迷惑じや、無駄な手數を省きましよう。

16、鹽の專賣國民思ひ濱の我等は德義を守りましよう。

三、製鹽標語の募集

別項記載の如く大正十二年鹽納付事故防止標語募集施設は鹽納付事故防止宣傳の一手段として其の効果尠なからざりしに鑑み更に左記募集要項に依り製鹽標語を一般製鹽業者に募集せり。蓋し製鹽者が標語を熟慮考案すること夫れ自體も鹽業改善上に相當の効果を齎らす可しと信ずればなり。而して應募稿數二百二件に及び優良なるもの尠なからず。審査委員木下副參事、岩井技師外五名にて豫選を行ひ三十七稿を選拔し、之れに尙ほ各審査委員の評點を採り、最高點より順次等級を付し決定せり。

(一) 製鹽標語募集要項

○標　語　鹽專賣に關する法規專賣局よりの注意指示の事項を遵守し、品質の良き鹽を製造し、包裝其他にも留意し納付に際して處理を要する如き事項を生ぜしめざることは鹽製造に從事するものゝ務めなることを可成的簡約に表はせるものにして、文體は作者の隨意なるも從業者の吟誦し得べきものは結構なり。

○應募者　鹽田、製鹽場にて鹽の製鹽に從事せるものに限る（採鹹夫、煎蒸夫、頭領(大工)作業請負人、小作人、其他現業に從事する鹽製造人等）

○應募期限　大正十三年五月三十一日限坂出地方專賣局內標語係宛密封送付のこと。

原稿は半紙二つ折とし、前半面に標語を、後半面に宿所、濱名、濱番、職業名及氏名を記載のこと。

○審　査　坂出地方專賣局內委員

○賞　金　一等　拾圓　一人
二等　五圓　二人
三等　貳圓　五人　以內

一等又は二等に達する作品なきときは適宜取捨す。

○成績發表　大正十三年六月二十日坂出地方專賣局門前掲示板。

○約　則　入選標語の著作權及其行使は專賣局に屬し選外と雖も原稿は返還せず。

◎注　意　此標語の應募者は今度配られたる鹽製造人注意事項を熟讀して能く守る人々にあらざれば到抵好き標語は出來ざるべし。

(二) 選拔標語と作者

一　等　林田濱十六番　作業請負人　木山兼松

◇濱　引　唄

鹹水取るのは濱子の腕よ。
良い鹽焚くのは釜焚さんよ。
心合せて成績あげて。

人夫節約主の爲め。
苦勞する程白くなる。
今年しや一等にならうじやないか。

二　等　多喜濱前濱二軒釜屋　從業者　三浦秀松

一人の不正は濱全體の名をけがす。

二　等　　直轄本島濱三番　鹽製造人　竹　田　太　市

◇安來節文句入

注意事項を頭に入れて「一に改良、二に鹹水取りを、三に焚方、四に包裝や、納付に事故のなき樣に」眞心込めてやりませう。

◇濱　引　唄

局の教へを洩れなく守り、いつも良い鹽納めませう。

三　等　　波止濱鹽田合資會社內　社　員　仙　波　澤　之　助

◇都　々　逸

純白の鹽と心を叺にこめて、包裝正しく納めませう。

三　等　　直轄土器鹽田八番濱　從業者　山　本　正　男

◇鴨　綠　江　節

我が濱で焚くは良い鹽、アノ買人の心となりて、アラよく調べヨイショ、包裝きれいに、ヨツコラしつかりと結んで、マタまじめに納めましよチヨイ〳〵。

三　等　　直轄沖桝濱十六番　作業請負人　西　山　熊　太　郎

◇安　來　節

酒は身に毒、花には嵐、鹽にや苦汁が害となる。

三　等　　詫間鹽生濱四番　從業者　清　水　彌　三　郎

◇濱　引　唄

設備完全、業務に誠意、指示や法規に違背せず。

三　等　　高松木田鹽田十三番　鹽製製人　伏　見　末　次

鹽の良否は焚樣が要め、品質不同は込樣の疎漏。

包裝檢査を怠らず、記帳も日課のつとめなり。

注意は互の福の神。

選外佳作　　高松新濱二番七番　監　督　宮　宇　地　清　助

◇濱　引　唄

心白けりや鹽まで白い、理想の品じやと言はれたい。

詫間西野濱十六番　作業請負人　磯　崎　定　吉

◇濱　引　唄

今日も晴だよ朝引すんで、注意事項を讀みませう。

詫間松崎鹽田十番　從業者　中　林　小　四　郎

◇濱　引　唄

包裝良くても鼻たれ鹽で、二度の納付は見ともない。

直轄綾井濱三番　作業請負人　河　野　新　八

良い鹽は濱よし、局よし、店もよし、買人もよければ賣行もよし。

直轄林田濱十三番　作業請負人　盛　田　辰　五　郎

良鹽を安く多く得るは、細心なる注意のたまものである。

第四節　鹽業調査會の設置

鹽業改善に關する諸般の調査研究をなすの目的を以て大正六年十月十六日時の坂出專賣局長福井參事統理の下に鹽業調査會なるものを設置せり。爾來局長の交迭により或は絶へ或は再興し幾多の變遷を辿りたりしが其の都度重要問題に就き研究調査を遂げ、鹽業改善上の方針を定め或は實行せしこと尠なからず。今左に本會設置當時の規則及び施設狀況の一班並に經過の概要を摘記す可し。

一、塩業調査會規則

第一條　鹽業調査會を設け鹽業の改善に關する案件を研究審議せしむ。

第二條　鹽業調査會は鹽業調査委員を以て組織し事業課長、艦定課長及特に命じたる者を以て之に充て支局長之を統理す。

第三條　調査事項は支局長之を示す。

鹽業調査委員は鹽業改善上切要なりと認むる事項を提案することを得。

第四條　調査事項は主査を指定して調査に當らしめ、其の成案を審議に附するものとす。

第五條　調査に關する事務は幹事を指定して之を掌理せしむ。

鹽業調査研究要項

一、鹽業改善に關し諸問會を開くこと。

一、若干の調査員を指名し諸議に參加せしむること。

一、諸問事項は各課長取り纒め、局長の裁閲を承け提案すること。

一、諸問事項は指命せられたる調査員專ら調査を遂げ之を諸問會に報告すること。

一、諸問會は調査員の報告に對し意見を交換すること。

二、鹽業調査委員執務心得

一、調査會は毎會次の會日を豫定し、各調査委員は其の期間内に於て當該問題に付研究を爲し置くべきものとす。

二、各調査委員は調査會に附議せむとする事項を錄し、幹事の手元に提案すべし。

三、主査は成るべく諸般の事例及統計等參考に資すべきものを蒐集すべし。

四、各調査委員は當該問題に付特に調査又は實驗したるものあるときは參考資料として主査に供與すべし。

五、主査は調査事項に付き特に實地調査又は實驗等を必要と認むるときは其の考案を具し先議を求むべし。調査上必要ありと認めたるときは支署長の意見を徵することを得。

六、調査會に於て當業關係者等に對し、意見を聽取するときは當該問題主査其の要領を錄取すべし。

七、調査に在りては各關係員をして主査を補助せしむるものとす。

八、調査會に於て可決したる事項は之を主務課に移し、之が執行に着手するものとす。

九、幹事は支局長の旨を承け、會の開閉竝議事其他會務一切を處理するものとす。

三、鹽業改善策調査研究方法

一、研究項目

第一　鹽業者の精神訓育に關する事項

1、鹽務行政と鹽業者との關係を鹽業者の腦裡に透徹せしむる方法。

2、鹽業者の斯業に對する改良竝に道義の觀念を增進せしむる方法。

3、時勢の要求に伴ひ共同的經營の必要なることを鹽業者に十分會得せしむる方法。

第二　鹽業經濟に關する事項

1、石炭、包裝材料、其他器具、機械等共同購入の方法。

2、鹽賠償金を鹽業者又は鹽業者の組織せる組合にて受領する方法。

3、從業者雇入、解雇竝に賃銀の取極等に關する協約方法。

4、從業者奬勵慰安の方法。

5、作業に關する共同施設の方法。

6、小作契約改善方法。

7、共同貯金方法。

8、年中行事一定の方法。

9、鹽業經濟の內容を發表し、各自に之を批評研究する方法。

第三　製鹽技術に關する事項

1、生產力增加生產費節約方法。

2、製鹽用器具器械並に諸設備改善發明。

3、右に對する奬勵方法。

4、新規許可鹽田に對する諸施設。

第四　其の他の事項

1、鹽業者の代表者選定方法。

2、鹽業者の集會方法。

3、鹽業者子弟の養成方法。

4、鹽業改良上地方廳其他官衙との交涉方法。

二、委員を設けて調査研究をなすこと。

委員長は支局長之に任し、幹事及び委員は委員長の指命したる者とす。但し研究題目に依り委員長、委員以外の官吏若しくは民部者を委員會に列席せしめ意見を徵することあるべし。

三、委員會は每月三回とし、其研究方法を左の如く定む。

第一回　委員長より研究題目を示し、研究の範圍、研究の注意等に對する指示をなす。

第二回　委員は書面を以て意見を提出し所要の說明をなす。而して各意見は謄寫の上委員の手許に送付す。

第三回　意見に對し各自の所見を交換し、審議を遂げたる上委員長之を裁決す。

研究尙足らざるときは再研究審議を行ふこと勿論とす。

四、委員會に於て決定したる事項に對しては委員中より更に實行委員を指定し實行すること。

實行委員は實行上細密なる計畫を立て委員長に提出するものとす。

鹽業調査會幹事及調査委員

大正六年十月十六日福井支局長指名

幹事　専賣局參事補　堺田々鶴太
同　技手　水野太郎作
同　書記　飯田一衛
同　同　亀井万太
同　同　須見安太郎
同　技手　岩井亀治
同　同　臼杵知三
同　同　野溝新造

四、調査研究事蹟の一部

鹽業調査會の設置せらるゝや第一回より數回に亘り當時重要なる問題たりし新規製鹽許可鹽田に對する施設の方法に就て研究調査を遂げたり。而して先づ左記新規製鹽許可附帶條件就中其の五項の施設事項を主眼として研究調査を進めたり。

新規製鹽許可附帶條件

一、製鹽許可後三ヶ月以内に埋立工事に着手すること(本局より指定)

二、工事竣工後は直に製鹽に着手すること。(同上)

三、前二項の條件不履行の場合は本製鹽許可を取消さるゝとも異議なきこと。(同上)

四、鹽業經營は自作經營とすること。(同上)

其の經營方法に付きては營業細則を設け專賣局の承認を受くること自後改定の場合亦同じ。

五、採鹵製鹽に關する設備、方法等に關し專賣局に於て必要なりと認むる設施事項は其の指示に從ひ實行すること。(本局より指定)

六、製鹽に關し專賣局より試驗を命ぜられたるときは其の指示に遵ひ誠實に實行すること。(同上)

七、以上の外鹽の製造納付に關する專賣局の指示命令に總て誠實に承服すること。

八、所有權移轉の爲製鹽承繼の場合に於ても第四項以下の各條項を承諾するに非れば承繼許可せられざるも異議なきこと。

九、製鹽許可後二十日以内に豫定表を提出し、着手後毎月初めに於て前月中の工事狀況を申告すること。

十、竣工後は總工費の明細書を提出すること。

新規製鹽許可附帶條件第五項に對する指示事項

右指示事項中當業者に對し强要條件とす可きものと單に希望條件とす可きものとの區別に對し研究調査を進めたりしが之に對し左記甲、乙の意見ありたりしも容易に決議を見るに至らず之が希望又は强要何れに決定せらるゝに至るとも先づ其の施設の具體案の審議に入り第八回までに別記決議事項一覽表記載の如き處まで研究を進め得たり。以上は單に鹽業調査會設置當時主として新規許可鹽田の施設に就て調査研究の事蹟を摘記したるのみなるが其の後鹽業組織改善又

は製鹽方法改良施設中重要なる問題に對しては其の都度該調査機關に附議して研究調査を遂げ之が方針を樹立し實行を期せり。夫れ等の事蹟は他の項目に適宜記述せるを以て鹽業調査會に關する記事としては以上に止めたり。

（甲）附帶條件第五項に對する指示事項

一、强要條件

一、採鹹地段別に關すること。（段別の最少限度を指示すること）

二、鹽田並製鹽場設備に關すること。

1、釜屋の面積。（最少限度の敷地坪數を以て指示すること）

2、居出場の面積、構造及び箇數。（面積適當と認むる一定のものにより構造は其の設計を作り箇數は最少限度を以て指示すること）

3、鹹水濾過器の構造。（容積のみを指示すること）

4、蒸氣拔裝置の設備。（設備すべきことのみを指示すること）

5、煙突の構造。（煉瓦造りとなすことのみを指示すること）

6、鹹水壺の構造。（上家を丸葺となすことのみを指示すること）

7、鹹水壺內に物置を作らざること。

8、溫目は角釜を用ふること。

9、沼井は夫婦臺となすこと。

10、檢査所を設備し檢査上必要なる器具を備付すること。

二、希望條件

一、釜屋の構造。（理想とする構造を設計書を以て提示すること）

二、鹹水濾過及蒸氣拔裝置の構造。（同上）

三、鹹水溜の構造。（上家の瓦葺以外の構造上の希望但し檢査上必要なる程度に止むること）

四、沼井一臺當採鹹地面積、（最も適當と認むる面積を提示すること）

五、沼井側壁には板瓦を用ふること。

六、潮水溜の面積。（面積を提示すること）

七、衡器は臺秤を設備すること。

八、濱子部屋を設備すること。

九、電燈を設備すること。

（乙）新設製鹽許可附帶條件に對する指示事項

要項	强要條件	希望條件	備考
一、採鹹地施設ニ關スル事項	—	—	
（イ）採鹹地段別	最少限度ヲ定メ指示スルコト	—	
（ロ）地盤ノ構造高等	—	（一戸前又ハ或ル反別ヲ試驗的ニモ拔水道ニ施設セシムルコト）	（適當ナル構造及ビ高サヲ提示参考トシテ注意スルコト）

(ハ)地盤溝渠	—	夫婦臺トナスコト	構造中深サヲ適當ニ一定セシムルコト	
(ニ)沼井ノ構造	—		瓦沼井トナスコト	
(ホ)沼井一臺當面積	—		適當ナル面積ヲ提示スルコト	
(ヘ)鹹水運送裝置	—		適當ナル裝置ヲ提示スルコト	
(ト)潮水溜及潮廻リ	—		適當ナル面積ト配置ヲ提示スルコト	
(チ)潮水出入開門	—		適當ナル構造配置等提示スルコト	
二、製鹽場設備ニ關スル事項				
(イ)釜屋ノ構造面積	—	一定面積ヲ指定スルコト	瓦葺トスルコト	
(ロ)居出場ノ面積構造	—	(一區劃ノ容積、總收容量(區劃共)構造等一定ニ指示スルコト		
(ハ)鹹水濾過器	—	構造大サ等一定ニ指示スルコト	据付場所ヘ適當ニ提示スルコト	
(ニ)蒸氣拔ノ構造	—	釜ト間隔ヲ適當ニシ前方ハ閉塞スルコト		
(ホ)煙突ノ構造	—	煉瓦造リトナスコト		
(ヘ)釜竈	—	最モ適當ナルモノヲ指示スルコト		
(ト)温釜	—	角型釜ヲ用フルコト		
三、建設物其他設備ニ關スル事項				
(イ)鹹水溜ノ大サ及構造	—	(内部ニ鹹水ノ自然ニ濾過セラルヽ裝置ヲ施スコト	適當ナル構造ヲ提示スルコト	(容積ニ採鹹地反別ニ應ジ査定シタルモノヲ提示シ參考注意ヲ與ヘルコト
(ロ)同上上家	—		一部タリトモ濃縮裝置ヲ施設指示ノコト	

(ハ)檢査所	(適當ナル場所ニ相當設備セシムルコト	—	(少クトモ頭梁副頭梁ノ一家族住居相當施設スルコト	—
(ニ)濱子部屋	—		(少クトモ釜屋内ニ點燈スルコト	
(ホ)電燈	—		(位置ニ就テ便利ニシテ製鹽ニ惡影響ナキ樣指示スルコト	
(ヘ)石炭貯藏庫	—			
(ニ)苦汁溜	—			
(チ)鹽篩ノ構造及目ノ大サ	(適當ノモノニ一定スルコト	同右		
(リ)濾過材料篩ノ構造及目ノ大サ等	(現行ノモノ大體適當)			

附帶條件第四項營業細則及第七項による指示命令等に關しては目下講究中。

五、鹽業調査會決議事項一覽表

同一問題又は關係事項に對し再調査又は協議の必要ある場合の參考迄に問題の經過を摘錄す。

月日	回數	決議	要項	備考
大正七年五月十八日	第四回	一、採鹹地反別決定ノ基礎ヲ現在ノ煎熬能力ニ置クコト 同時調査事項ニ件決議		

		二、鹹水溜ノ容積構造等ニ關シ照會調査方附議 溜内ニ鹹水ノ自然濾過裝置適當 伏屋造リ瓦葺キ適當 三、製鹽場設備 釜屋ハ七間、八間トシテ蒸氣拔ヲ設クルコト 瓦葺希望條件トスルコト 居出場奥行間口ヲ六間トシチ高サヲ五尺トスルコト 結晶釜ハ一回ノ煎熬量七石(井上式七號)ノモノヲ使用シ 温メ釜ハ之ニ相當スル角型ノモノヲ用ユルコト 四、苦汁溜ハ釜屋ニ近接セシメテ居出場ヨリ自然流下スル 樣更ニ調査スルコト 五、煙突ハ煉瓦造リトスルコト 六、電燈設備ヲ希望條件トスルコト	構造ニ就テハ更ニ調査方擔任 (六月三十日) 主査 龜井書記
五月二十三日	第五回	一、採鹹地反別ハ最低限度ヲ三町歩ト定ム 二、鹹水溜容積未決定	釜屋ノ大サ居出場ノ構造區劃ヲ更ニ調査ノコト (六月三十日) 主査 岩井
五月三十日	第六回	一、鹹水溜容積標準決定 (三町歩以上 四千坪 / 三町五反 四千五百坪 / 四町歩 五千坪) 但シ一ケ年中天候實蹟ニ基キ最大貯藏量ヲ龜井書記主査トシテ參考調査スルコト	構造再調査 主査 龜井書記
六月十八日	第七回	新規製鹽許可附帶條件附議(次回迄ニ尚研究スルコトナレリ)	
六月二十日	第八回	一、新規製鹽許可附帶條件ノ摘錄順序ヲ訂正スルコト(龜井書記主査) 二、右ニ對スル指示事項ノ强要、希望注意等ノ區分議了、事項ニ就テ各主査ヲ定ム	各事項主査省略

鹽業調査會提案(第九回)

一、鹽田の構成に關する希望又は注意事項

イ、鹽田構成及海水注排施設は大體に於て別紙一圖の如き關係を保たしむること。

地形廣袤に依り一概に言ふ能はざるも中央に中溝を地場の前後方に適當大の溝を設くること。

ロ、地盤の高さは目下尚調査研究中に屬するも差當り大潮の干潮面より三尺六寸内外の高さを標準とすること(別紙二圖參照)

ハ、排水溜の面積は採鹹地反別一町五反(現在一鹽戸前)に對して約壹反歩を標準として施設すること(別紙圖面說明「七」項參照)

ニ、地盤は天然地盤を利用するの外新に築造又は改修するものは地盤構成の砂質の選擇を嚴にし特に上層一尺位はな

る可く粘土質皆無の散砂を使用する樣注意すること（別紙四各地鹽田地盤の構造生産力等參考せしむること）

ホ、外堤防の注水閘は外方海底に突出せしめ常に下層部濃厚鹹水の誘道可能ならしむる樣設備すること。

二、釜屋の建坪居出場の面積及構造等別圖に依り指示すること。

第五節　製鹽研究會設置

製鹽改良進歩の遲きは其の原因種々あるべしと雖も鹽田地主の鹽業改善に關する自覺乏しく改善努力足らざること及び直接事業經營者たる鹽製造人の研究心乏しく徒らに舊慣を墨守し進取的向上發展の意氣なきに基因する處尠からず。是を以て鹽田地主又は製鹽者中比較的優良熱心なるのもを督勵し、此れ等を組織員として製鹽研究會なるものを設置せしめ製鹽改良上の諸問題を揭げ之に對し相當具體的に或は計數的に調査研究を促し意見を發表せしむることにより、一々以て當業者の鹽業に對する趣味並に研究心を喚起せしめ、一は以て相互に意見の交換をなさしむることに因り啓發する處あらしめんことを期したり。

斯する意味に於て近年各處に製鹽研究會を設置せしが其の内鹽田地主によりて組織せられたるものは波止濱出張所管内に於けるもの代表的のものにして製鹽者に依つて組織せられたるものは局直轄に於けるもの代表的のものなり。此の兩者に付概況を記し全班を知るべし。

波止濱出張所管内に於ては大正十年以前に於ては製鹽に關する一切を釜屋付大工に一任し地主は全く關與せざる狀態にありき。故に改良施設を要する事項に對しても地主は大工の意見により之を決定し自ら何等の定見なく進んで研究せんともせず。而して大工は又大概ね頑固にして舊慣を墨守するを以て容易に改良の實擧らざる狀態なり。故に當地方に

於ける製鹽改良指導方法としては地主をして鹽業に趣味を持たしめ鹽業の趨勢並に刻下の改良事項に對する理解を促進せしむること最も緊要なることを認め、種々勸誘の結果大正九、十年頃漸く地主の自覺奮起を見るに至れり。而して大正十年五月全地主を組成員として製鹽研究會なるものを組織せしめ同月十五日第一回を開催し爾來毎月一回鹽業改善に關する各種の問題を提案研究し或は各地の狀況を視察せしむる等誘掖啓發に努めたりしが、當時同地の鹽業は最早や從來の如く大工に任すべからずとなし、根本的に鹽業の組織改善せられ波止濱鹽合資會社の設立を見、愈々會社自ら鹽業經營の任を執るに至りたるを以て地主自ら一層研鑽に努め改良施設上忽ち其の効果著しく顯はれたり。當局管内に於て生産が著しく少きは多喜濱と當地方なりしが現今波止濱は當局管内に於て中位以上の生産力を擧ぐるに至りたること寧ろ驚くべきものあり。是れ全く其の後の改良施設の賜なること勿論にして其の因たるや製鹽研究會により地主の自覺と研鑽努力に端を發せしものと言ふも過言にあらずと信ず。

其の當時他地方に於ても製鹽研究會の組織せられたるものあるも繼續常ならず効果の認むべきものなく暫らく絶へ居りたるが。大正十三年の頃再び前述の意味に於て製鹽研究會を組織せしむるの必要を認め、同年七月先づ直轄坂出鹽業組合をして別記(一)の如き要項に基き坂出鹽業組合製鹽研究會を組織せしめ、同月第一回研究會を開催し爾來支障なき限り毎月一回繼續開催せり。而して大正十四年に至り坂出、宇多津、林田、三地方の鹽業組合共通の製鹽研究會となし別記(二)の通り會則を改め研究會員も著しく增加し益々盛んに毎月開催せり。而して毎回研究したる事項は鹽業時報に登載し一般鹽業者に發表せり。斯くして充分に所期の目的に對し其の効果を認め得たり。而して當時研究會の設置は獨り坂出直轄のみならず管内各出張所の各鹽業組合何れも之れが設置を見、一ケ月乃至二ケ月毎に一回宛開催せられ何處も其の効果尠からざりし。然るに大正十五年半ばより鹽の生産制限問題起るや製鹽改良指導施設上大なる影響を齎らし之が爲め製鹽研究會に對する緊張氣分を減却せられ何時しか各地齊しく休會するに至れり。

坂出直轄に於ては斯かる場合一層研究會の必要を唱へ極力維持に努めたるも、當時鹽産會社と鹽業組合との間に於ける粉擾問題益々紛糾を來し鹽業者は一途に本問題に捉はるゝに至り、生産制限問題と共に旁々氣を落ち付て研究會開催の餘裕なきに至り今日尚復活する能はず時期の到來を待つの狀況にあり。

一、製鹽研究會規約

管内各所に設置せられたる製鹽研究會は大概局直轄の研究會則に準し地方の狀況を加味し制定せられたるものにして大同小異とす今。左に最初設置したる坂出鹽業組合製鹽研究講話會綱要及其の後局直轄全鹽業組合の研究會に改めたる時の規約並に高松出張所管内東讃鹽業組合研究會規約を揭記參考とす可し。

(一) 坂出製鹽研究會研究講話會綱要

一、鹽專賣事業並ニ製鹽改良直接間接ニ有益ト認ムル事項ニ就テ研究又ハ講話ヲ行フコト。

二、本會ハ鹽業組合ノ主催トシ毎月一回開催スルコト。

但シ十六日ヲ以テ定日トシ毎回午前九時ヨリ十時半迄トシ必要アル場合ニハ右ノ外隨時日ヲ定メ開催スルコト

三、鹽製者ハ進ンテ平素ノ研究、經驗ヲ發表スルコト。

場合ニ依リテハ名士ニ依賴シ講演ヲ乞フコト。

四、會場ハ當分局會議室ニ於テナスコト。

五、定日ガ休日其他事故アル時ハ順延トシ、會場ニ都合アルトキハ坂出鹽産會社ニ於テ行フコト。

六、製鹽者又ハ從業者中ナル可ク教養アルモノ四、五十名ヲ會員トシ、夫レ以外ノ者モ支障ナキ限リ隨時出席セシムルコト。

七、毎回開催前ニ研究事項又ハ講話演題ト講話者ヲ發表シ置クコト。

八、本會ノ實行上又ハナル可ク効果ヲ多カラシメン爲メ當局ニ委員ヲ置クコト。

九、出席時間ハ必ス勵行スルコト。

十、會場ニハ出席簿及記錄ヲ備ヘ置キ出席者ノ整理並ニ會ノ概況ヲ記錄スルコト。

(二) 坂出地方專賣局直轄製鹽研究會規約

一、毎月一回研究會ヲ催スコト。

二、研究會ニハ豫メ研究問題ヲ定メ置キ各自ノ意見ヲ交換スルコト。

三、研究會ノ開會ハ午前九時トシ同十一時ヲ以テ閉會スルコト。

四、研究會ノ會員ヲ正會員、贊助會員、名譽會員ノ三種ニ別ツ。

正會員ハ直接鹽業ニ從事セル者。

贊助會員ハ主トシテ鹽賣局關係者。

名譽會員ハ本會ノ主旨ヲ贊シ援助スル者。

五、研究會ハ本部ヲ坂出ニ支部ヲ宇多津林田ニ設ク。

六、本部ニ幹事何名、世話係何名、支部ニ幹事何名、世話係何名ヲ置キ專ラ研究會ニ關スル事務ヲ司ル。

七、正會員ハ會員章(門標)ヲ戸口ニ揭示スベシ。

八、正會員ニハ研究會專用ノ手帳ヲ交付シ研究事項ヲ書キ留メシムルコト。

九、正會員ヨリ會費トシテ毎月金何錢ヲ徴收ス。

會費ノ負擔ハ……ニ依ル。

十、會費ノ費途ハ協議ノ上使用ス。

十一、正會員ハ研究會開催ノ通知ヲ受ケタルトキハ時間勵行必ズ出席スルコト。若シ缺席セントスル場合ハ豫メ其旨適當ナル方法ニヨリ屆出ヅベキコト。

十二、本部ニハ出席名簿ヲ備付ケ置クコト。

十三、研究問題ハ勉メテ會員各自ヨリ提出ノコト。

十四、會員ニ於テ研究セシ事項ハ大小ヲ論ゼズ研究會ニ報告スルコト。

十五、定會以外必要ニ應シ臨時會ヲ催スコト。

十六、定會及臨時會ニハ研究問題ヲ討議スル外名士ヲ聘シ講話ヲ乞フ場合アルコト。

十七、研究會開催ノ通知ハ本部ヨリ支部ニ通報シ、各之ヲ世話係ヲ介シテ會員ニ周知ヲ計ルモノトス。

十八、會場ハ當分坂出鹽産合資會社樓上ニ定メ、必要ニ應シ支部ニ於テ開催スルコトアルベシ。

十九、研究會ニ於ケル決定事項ハ翌月ノ鹽業時報ニ掲載シ一般鹽業者ニ發表スルコト。

二十、研究會ニハ正會員以外ノ鹽業者モ出席差支ヘナキコト。

(三) 東讃鹽田同業組合鹽業研究規程

第一條　本組合ハ鹽業改善發達ヲ期スルタメ研究會規定ヲ設ク。

第二條　本組合ハ鹽業研究ノタメ委員四十名ヲ置ク。

第三條　研究委員ハ製鹽業者並鹽業ニ經驗ヲ有スル者ヲ以テ充ツ。

第四條　研究委員ハ專賣局ト本組合長合議ノ上選定シ又任期ハ三ケ年トス。

第五條　鹽業研究會ハ隔月一回例會ヲ開キ鹽業諸般ニ就キ研究討議スルモノトス。但シ臨時必要ノ場合ハ例會外ニ開會スルコトヲ得。

第六條　專賣局及本組合役職員ハ本會並ニ支部會議ニ出席意見ヲ述ベ且研究決議ニ對シ議決權ヲ有ス。

第七條　鹽業研究會ノ議長ハ專賣局高松出張所長ヲ推擧スルモノトス。但シ所長ノ缺席ノ時ハ當日出張ノ專賣當局者之ニ代ルモノトス。

第八條　鹽業研究會ニ於テ研究シタル事項ニシテ當業者通知又ハ之ガ實行ヲ期セシメントスルモノハ、本組合ニ於テ適當ノ方法ヲ以テ其ノ取扱ヲナス。

第九條　鹽業研究會決議事項ニシテ當局ニ上申スヘキモノニ對シテハ專賣局高松出張所長ニ進達スルモノトス

第十條　鹽業研究會ハ牟禮、潟元、木田、高松、下笠居ニ各支部ヲ置ク。

第十一條　各支部長ニ於テハ隔月一回例會ヲ開キ、鹽業改善ニ關スル事項ヲ研究スルモノトス。

前項ノ會議ハ開催前專賣局高松出張所並ニ本部ニ日時場所ヲ報告シ、會議結了後直チニ其ノ顚末ヲ報告スルモノトス。

第十二條　支部ニハ支部長、副支部長ヲ置ク。

第十三條　支部長、副支部長ハ專賣局高松出張所長及本組合長合議ノ上選定ス。

第十四條　研究委員ハ所屬支部會ニ出席シ、本部ニ於ケル研究事項ヲ報告スルモノトス。

第十五條　毎年一回合同研究ノタメ大會ヲ開クコトヲ得。

第十六條　本規定ヲ改廢セントスル時ハ、豫メ專賣局高松出張所長ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。

二、坂出鹽業同志會と製鹽講習會開設

大正十四年夏坂出町字內濱の鹽業者中、青年有志の士に依り內濱鹽業同志會の開設に端を發し、爾來絕へず繼續漸次健實なる發達を來せしが昭和三年一月本會主催の下に製鹽講習會を開催するに當り豫てより本會の主趣精神に並其の事業に共鳴し本會に參加を希望する者多く、茲に於て名稱を坂出鹽業同志會と改稱し、其の區域は坂出地方專賣局直轄全部となせり。

本會の目的は會則第二條に「本會は會員をして總親和、總努力の美風を涵養せしめ、質實剛健以て自治の精神を養ひ傍ら常に鹽業文化の進展に留意し、鄕土發展を期するを目的とす」とあり。會員、正會員、贊助會員、特別會員の三種あり。滿四十歲以下の男子を正會員となし主として青年鹽業者を以て組織せる處に特色あり。且つ活動力ある所以なり

事業として每月定例集會を催し、第二條に定めたる目的に向つて鹽業研究の外講話、演說、辯論等をなし、一面會員の貯金を勵行す。即每月各自任意の金額を必ず貯金するの定めにして、之を取纏め貯金帳の保管をなす。尙書籍其他物品の共同購買等も時々之を行ひつゝあり。上記の如く坂出鹽業同志會成るや、最初の試みとして昭和三年一月三十日より二月十日まで十二日間に亘り鹽業に關する廣汎なる講習會を開催す。之が開設に當りては坂出地方專賣局に於て全講師の派遣のみならず出來得る限りの後援を與へたり。蓋し鹽業に關し斯くの如き講習會は未だ曾つて施設を見ざりしなり。

元來我が內地鹽業の現況に鑑みるに、製鹽業者並に從業者自ら製鹽に關する知識技能を今少しく研究習得し、一面に於て鹽專賣並に內地鹽業の現狀に充分なる理解を持ち斯業の改善發達を期するを要す可しと認むるものにして、之れが爲めには講習會開設の如きは最も緊要とする處なりとす。近來當業者に於ても其の要求少なからざるの狀況にあり、出來得べくんば屢々之が開設の必要あり。

這回の講習は當初講習生の募集定員八十名なりしが、應募者頗る多かりし爲め、會場其の他事情の許す限り定員を增加し、遂に百三十一名に達せり。而して講習期間中第五日目には思想善導上に資する活動寫眞及中央研究所より貸與の外國製鹽法に關する幼燈等を映寫說明する等、終始頗る緊張したる講習會を持續し、講習生の出席率も頗る良好にして終了證書を授與せしもの八十一名に達し効果頗る大なりと認めたり。尙參考の爲めに講習科目其他概要摘記すれば左の如し

講習科目及擔任講師

內鹽製鹽業汎論	專賣局技師	岩井龜治	
鹽專賣法釋義	同　副參事	吉田秀穗	
土壤學大意	同　技師	松井泉也	
各種製鹽方法	同　技手	今富宗太郎	
製鹽關係理化學概要	同	遠藤亮三郎	
燃料	同	今富宗太郎	
氣象學大意	同	安藤豐	
製鹽副產物利用法	本會幹事長	橋本政一	

外名士科外講演

講習會の資格及講習證書受領者學業狀況

講習員の資格は製鹽業者又は…業關係者にして年齡十七歲以上熱心に聽講せんとするものとす。而して講習終了書受領者學業別を示せば左の如し。

乙種商業學校卒業者	二名	高等小學校卒業者	五十六名
高等小學校一年終了者	一名	尋常小學校卒業者	二十二名
合計	八十一名		

（附記）坂出鹽業同志會々歌

一、仰け麗し朝空に　包む理想を身の生命
夕雲湧く白峻に　見よや鹽燒く黑煙
此處我が里に自治の城　築きて堅き同志會
二、額に汗の雫なす　努力の歡喜君知るや
胸に湛ふる萬斛の　同榮の情世を救ふ
信條高く炬と燃えて　濁惡の世を照らさなん
三、剛健質實地も拂ひ　浮華輕佻の風起り
思想の波は荒れ狂ふ　今そ我等の起つときぞ
同志の健兒來れいざ　かざして起たん吾が主義を
四、求めよさらば與へられ　叩けば開く向上の
一路辿らんわが友よ　來れ遙かに永遠の
希望の光仰きつゝ　共に築かん理想鄕

以上

第六節　地方廳の鹽業改善施設

香川縣の鹽業は同縣下米麥と共に三大產業の一にして頗る重要なる位置にあり。然るに香川縣に於ては米麥其他農產物の改善施設に比し鹽業に對しては從來殆んど顧みられない狀態にあることを常に遺憾に思ひ、機會ある每に相當施設あらんことを間接又直接に提唱に努めたりしが、大正八年縣に鹽務專門の技師を任命することゝなり、縣としても種々改良施設上講究せられ大正九年二月當時の香川縣內務部長岸本正雄氏の名を以て當局長宛に「鹽業に關し左記の事項に付親敷御協議致度御繁務中乍御迷惑貴局主任官二月十日午前十時迄に當廳へ御出張相煩はし度候」と照會あり。協議を遂げたるが之れが動機となつて爾來縣としても相當施設を見るに至れり。

一、地方廳と專賣局と協議事項並に協議概要

大正九年二月十日香川縣會議室に於て同縣提案の協議事項に就き協議決定せし事項概要左記の如し。當日の列席者大野香川縣勸業課長、今野同縣水產試驗場長、上田同縣工業技師、高田同縣技手、岩井坂出地方專賣局鑑定課長、和田專賣局高松出張所長、宇都宮技手、外數氏にして大野課長議長となり左記の通り協議を遂げたり。

一、鹽業に關する功勞表彰の件
縣に實業功勞者表彰規程あるを以て鹽業功勞者も之に依り表彰の途を講究す可し。而しなる可く共同にて表彰せられんことを縣として望む。
二、鹽業者並に關係者懇談會開設の件
適當の方法に依り縣に於て斯かる會合を計られ其の場合には豫め相當照會の上相談致す可きに付き賛同せられんこと

を望む。

三、火夫の向上促進に關する件

上田技師、往年西讃地方に於て釜焚夫養成の方法及効果等を述べ、大野課長の種々の質問に應答あり。和田所長も火夫養成の必要及び之が困難なることを述ぶ。終りに議長は同業組合に對して火夫の技倆に應じて賃銀の階段を附し支給せしむる方法を採らしめんかとの意見あり、之に對し岩井課長は目下釜焚夫缺乏の爲め之が雇ひ入れには頗る困難なるを以て組合に於ても今直ちに決行困難なるべし。尤も尚現時と雖も技倆に應じ幾分賃銀に高低あることを加述せり。

四、石炭共同購買に關し特に指導す可き要項

和田所長、當出張所管内に於ける木田濱、高松濱、生島濱等の製鹽業者が管内の共同購買組合又は叺生産組合等に加入し居らず。何れも單獨行動を執れる爲め不利尠なからず。特に昨今叺の需給上面白からざる現象弊害あるを以て縣に於ても之が加入方勸誘せられ度、又近時叺の生産奬勵勸誘の爲め肥料用藁を減するの不利ありとて反對を唱ふる者少なからず。されども高價なる叺の收入により肥料は他に求むるの餘裕ある可し。一層之が奬勵方に就ても相當縣の聲援を乞ふ旨希望す。議長以上述べられたる指導事項並に唯今述べられたる御希望に對しては充分考慮盡力すべしと述べ、上田技師に下命する處ありたり。

五、竈及蒸氣抜構造改良方法

六、釜の保存耐久に關し奬勵す可き事項

七、撒砂に關し特に注意を要する事項

大野議長、製鹽方法の改良指導に就ては專賣局に於て充分研究せらるゝ事であり。五、六、七は小問題なるを以て一括して相談することゝせんと前言し、上田技師の竈の改良試驗に就ての希望を述べられ、續て試驗施行方に付き種々の意見出しも結局何等の決定を見ざりき。岩井課長は今後縣に於ても製鹽方法、改良指導試驗其他研究等に具體的施設と御援助ありたき旨述べしに對し、大野課長は縣に於ては僅に專任技師一人なるを以てとても其の餘裕なく又今後も夫れ以上の考へも亦經費もなしとの意味を答辯せられ、尚製鹽方法改良に關する試驗の如きは寧ろ鹽業組合のなすべき適當なる事業なるべしと云ひ次項の問題へと進めり。

八、鹽業組合の事業として最も適當なる事項

地主對製鹽者小作料問題、勞銀問題に就て和田所長現狀を簡單に說示し種々の意見ありしも格別決定を見ざりき。

閉會　議長大野課長、以上御協議せし事項はなる可く力を盡すことゝ致します云々の挨拶を以て閉會す。

二、西讃鹽田同業組合試驗鹽田施設

右に關し左記の通り香川縣知事より坂出地方專賣局長に依賴あり、茲に製鹽試驗に縣補助を得て實施することゝなり爾來縣補助額は增減消長ありしも現在尚繼續せられ製鹽改良上相當の貢獻を見つゝあり。

大正十一年十月九日

香川縣知事印

坂出地方專賣局長殿

豫て御配意相煩候本年度鹽田試驗に關しては、別紙要綱に從ひ西讃鹽田同業組合をして實施せしむることに相定候間、御用繁中乍御手數實施上可然御指導御講演相煩度候

一、竈及沼井臺比較試驗費　貳百五拾圓也

組合指定試驗鹽田に對し東條式二ケ及瓦沼井臺五十臺設置し從來式竈及沼井に對する比較試驗費

一、煎熬比較試驗及煎熬夫養成費　壹千圓也

內

試驗鹽田以外の鹽田を指定し、赤穗流及下流の方法に依り竈の比較試驗費　百圓也(設備費共に)

(試驗の便宜上東讃鹽田同業組合に於て行ふ。十一年十月三日より二十日間香川郡弦打濱第三番釜屋)

煎熬夫養成費　九百圓也

期日を三回に分ち第一回を十月、第二回を十一月、第三回を十二月一期を三十日間とし一回養成人員十名延日數三百日一人手當一日一圓

一、採鹹夫養成費　貳百圓也

期日一回とし十月之を行ふ。一期間を二十日間とし養成人員十名延日數二百日一人一日手當一圓

一、優良採鹹夫煎熬夫傭人手當　參百七拾八圓也

煎熬夫手當十八圓七ヶ月分計百二十六圓晝夜に八分二百五拾貳圓也

採鹹夫手當月拾八圓七ヶ月分計百貳拾六圓也

一、煎熬夫に對する學術的養成を目的とする講習會費九拾圓也

期日を十二月とし期間三日間講習生三十名延人員九十人一日手當一圓

一、講習會講師手當　百圓也

前項講習會に對し專門者招聘講師手當

一、製鹽分析試驗費　四百參拾圓也

別紙明細書の通り分析器械購入の上製鹽收納前分析試驗に要する費用

一、製鹽勞力節約試驗費　五百五拾貳圓也

玉川式ツヾグリポンプ購入に依り勞力を節約すると共に經濟關係を調査せんとするに要する購入費

計　參阡　圓也

以上の外鹽田溝渠の整理、其他必要なる試驗は同業組合の經費を以て實施す可き豫定なり。　以上

右實施要項に對し夫々實行計畫を樹て、各種の試驗及採鹹煎熬夫の養成講習會を實施せり。其の實況を省畧す。

第七節　鹽製造人注意事項

煙草專賣法に於ては同法第十一條に依つて煙草耕作者の勵行す可き必要事項を決定し、指示事項として之を公示し必ず實行せしむるを以て耕作上諸般の施設及改良事項等概ね局の方針に基き施行せらるゝも、鹽專賣法には右に類する何等の條項なきを以て諸施設又は改良事項等の實行を强要するの道なく、從つて煙草耕作に於ける如き指示事項を制定したることなし。尤も製鹽改良指導方法の一として曾つて製鹽改良指導要項並に同細目等を編纂して指導の方針又は基準とせしことありしも容易に實行に至らず。改良指導の困難なること煙草耕作の比にあらざるなり。就ては假令鹽專賣法には指示强要の條項なしと雖も、鹽製造上緊要なる事項及改善施設の方針を定めて之を當業者に示し極力之が實行を期することは頗る有効なる施設なりと認め、大正十三年二月安部局長に依つて以下記述する如き鹽製造人注意事項なるも

のを制定の上、管内當業者に指示し爾來着々實行を促したりしが之が効果蓋し尠なからざるものありたり。今左に該注意事項の趣意書並に内容を參考の爲め摘記す可し。

一、鹽製造人注意事項趣意書

我が鹽專賣制度は創始以來既に二十年の星霜を閲し、其の間時勢の進歩に伴ひて制度の内容にも幾多の變更を來し官民兩者の關係は益々密接の交渉を持つ事になりまして其の都度書面又は口頭を以て種々なる注意を發し、官民共力して事業の圓滿なる發達を圖り來つたのであります。然るに歳月を重ねるに從ひまして、鹽製造人にも異動を來し輕易なる事項にあつては等閑に附せらるゝ等同一事項を幾回も繰り返して注意せねばならぬ不便を釀しつゝあります。之加實行容易にして効果の比較的大なる事項でも未だに實行の域に達しないものが可なり澤山ありまするのは頗る遺憾とする所であります。依つて此度從來注意した事項の中で重要なるものを選擇し、更に二、三の新しき事項をも追加し鹽の製造許可、申告に關する事項より納付、記帳に至る迄の間、鹽製造人として必ず注意を要しまする事項を大體網羅して本書を編纂しました次第であります。而して本注意事項は製造人のみが精讀研究せられた計りにては鹽業上に効果を齎すことは充分でないと思ひますから、向後適當なる方法に依り一般從業者にも之を周知せしめられ從業者の鹽業に關する知識の啓發、能率增進の資料にも供せられたいのであります。要するに本書は現在に於ける鹽業の經營及改善の大體の指針でありまして、元より是を以て完璧のものとは認めませぬから、將來益々研究工夫を凝し時勢に應じて必要なる補正を行ひ、官民共力して制度の完成と日本鹽業の改善發達とを圖り、製鹽消費保護の使命を全ふしたいと思ひます。當業者に於かれても各自の經驗より獲得せられたる有益なる建言を惜まざらん事を切に希望して置きます。

大正十三年二月十九日

坂出地方專賣局長

二、鹽製造人注意事項目次及内容

第一章　通則
第二章　許可、申告
第三章　製鹽附鹹水混和再製
　第一節　通則
　第二節　採鹹
　第三節　煎熬
　第四節　乾燥
　第五節　包裝
第四章　納付、附再鑑定
第五章　記帳、整理

（一）第一章　通則

一、鹽製造人は日本鹽業の地位と鹽專賣制度の精神とを理解し、常に製鹽方法の改善に注意し、生産力の增加、生産費の節約、品質の精選に努力すること。

二、鹽製造人は鹽專賣法規を堅く遵守し之に違背せざるは勿論、注意事項に據りて其の事業を統理し、收納、回送、販賣上の便益をも圖ること。

三、鹽製造人は定期又は隨時に講話會又は研究會を開催する外、他地方の製鹽狀況等を視察し事業改善の參考に資すること。

四、鹽製造人は從業者の教育、衞生、慰安、奬勵に關しては時代の趨勢に鑑みて周到なる注意を拂ひ、進んで相當の施設をなし益々作業能率の增進に努むること。

五、鹽製造人は常に製鹽組織の改善に注意し、事業の合同整理を怠らず石炭、包裝材料等の購入には時勢に適應したる共同購入組合を組織して是等の物資を可成低價に購入する途を講ずること。

六、鹽田地主は重なる製鹽設備の所有者にして日本鹽業の改良上最も重要なる地位を占むる者なれば、少くとも鹽業の經營者と同一注意を以て、事業の刷新に努むること。

七、鹽田小作料の著しき騰貴は鹽生產費を膨脹し鹽價を向上せしめ鹽專賣制度に惡影響を及ぼすものなるを以て、格外に高額なる小作料は鹽賠償價格の保償を得らるべき限りにあらざれば地主小作人共十分自制して之を昂騰せしめざること。

八、管內產出の苦汁にして今尙ほ放棄せらるゝもの少なからず、又上級鹽よりは多量の苦汁を傍生し其の含有鹽分量も著しく增加するものなるを以て、之より副產鹽を採取し同時に濃縮苦汁となして高價に販賣する等、製鹽者自ら最も有利に苦汁の利用を圖ること。

（二）第二章　許可申告

九、鹽製造承繼の許可申請書又は申告書には身分證明書を添付し、又小作鹽田にありては更に賃貸借契約書の寫を添付して提出し、許可又は申告前に製鹽をなさゞること。

十、鹽製造作業の全部又は一部を勞務請負に付せむとするときは契約書、契約書を作成せざる時は其の取極書の寫を添へ申告すること。

十一、製鹽場の新設、改築、移轉、採鹹地の地形變更、又は其の他の諸設備の構造を變更せむとする時は豫め當局に協議の上、位置、坪數、構造等を明記したる圖面を添付して出願又は申告し、許可人又は申告前は着手せざること。

十二、從業者の住所、氏名、年齡は每年二月一日を以て申告し、其の後變更ありたるときは其の時々之を申告すること。

十三、鹹水を讓り渡さむとするときは其の事由、數量、及價格を讓り受人と連署にて申告し承認を受くること。

十四、「ガリ」「ゴーラ」居出皮、土居等を他より購入して鹹水を採取すべからず。又自己の製鹽場より生じたるものを他へ讓り渡さむとするときは、其の數量、價格、讓り受人の住所氏名を申告すること。

十五、釜立又は釜消の場合には豫め其の日時、現在鹹水量及比重を申告すること。

（三）第三章　鹽製造附鹹水混和再製

第一節　通則

十六、鹹水溜、煎熬場及附近建物は堅牢を旨とし漸次瓦葺に改め且煎熬場にありては軒下又は周壁に些の間隙なからしめて濕氣又は冷氣の浸入を防ぎ、數ヶ所に採光窓を設け漸次電燈照明に變更する等、操作の便を計り衞生的の施設を怠らざること。

十七、諸建物の修理、製鹽場內外の掃除は之を怠らず常に淸潔を保たしめ、猥りに諸物品を通路に堆積して諸建物に至る連絡を不便ならしむるが如きことなく、且釜立前には煎熬場內の大掃除を行ふこと。

十八、製鹽場に於ては專ら火災の豫防に注意し、溫目釜底部の煤煙除去及煙突の掃除を怠ることなく漸次煙突の改造に

努め煙突頂口には「火の子」除けの金網を裝置し、成るべく消火器、用水桶等を裝置すること。

十九、鹹水溜の上部を物置に代用するものにありては、塵埃の落下を防ぐため完全なる設備をなすこと。

二十、器具、器械、包裝材料其の他の諸物品は地盤、通路等に放置するが如きことなく、常に一定の場所に秩序よく藏置すること。

二十一、石炭はなるべく屋内に貯藏し日光亦は風雨に曝露せざる樣注意し、若し已を得ず屋外に貯藏する時は必ず相當の覆をなすこと。

二十二、製鹽場には路傍に面したる見易き個所に左の釜屋番號札を掲ぐること。

「何濱」第「何」番

備考　幅四寸、長さ一尺の木板とし成るべく白「ペンキ」を塗り黑「ペンキ」書とすること。

二十三、製鹽場に掲ぐる標札は左記樣式によること、

年　月　日許可 一ヶ年鹽生産見込高　、、、斤 何濱何番鹽製造人「氏　名」 管理人「氏　名」

備考

一、幅七寸長さ二尺の木札とし成るべく白「ペンキ」塗り黑「ペンキ」書とすること。

二、一製鹽場を二人以上にて使用するものは一人毎に掲ぐること

三、煎熬場の入口に掲ぐること。

二十四、鹹水溜鹽貯藏場居出場には一區劃毎に左記樣式の番號札を掲ぐること。

第「何」號

備考　幅二寸長さ五寸の木札とし成るべく白「ペンキ」塗り黑「ペンキ」書とすること。

二十五、二人以上の製造人が同一煎熬場を使用する時は其の使用の居出場には製造人の氏名札を掲ぐること。

二十六、鹹水溜には基石の位置を表示するため基石上部の梁に木札を付するか、又は基石の上に割竹等を立て置くこと

二十七、製鹽場内には檢査に便するため成るべく一定の場所に區劃し卓子及椅子を設備し、毎に清潔を旨として漫りに他の目的のために使用せざること。（卓子は幅約二尺五寸長さ約三尺抽出付を便とす）

二十八、居出場には左記樣式の表示器を外部適當の場所に取付くること。

備考　幅一寸長さ五尺以上の木製とし成るべく白「ペンキ」塗り黑「ペンキ」線にて曲尺五分刻を示し尺目を太くし一尺毎に尺數を記し置くこと。

二十九、製鹽場には別に命じたるものゝ外左記物品を設備し置くこと。

一、比　重　計

一、檢定濟一分刻丸尺

一、黑板（横一尺七寸、縱一尺二寸位）

三十、鹹水混和再製は採收鹹水の稀薄なる時に行ふを以て最も有利とす。

原鹽を溶解するには成るべく溶解槽を用ひ、鹹水溜、田堀又は濾過器等にては之を行はざること、し、原鹽の使用量を溶解後の鹹水比重、最高二十度を程度とし特に濾過を完全に行ふこと。

三十一、鹹水混和再製の委托を引受け原料鹽を受取りたるときは、一定の樣式の計畫表を提出すること。

第二節　採鹹

三十二、鹽田面の凹凸、過乾濕の手入、玉土手の整理、溝渠の修理、排水溜の浚渫を怠らず濱犂きは適當の時期に程良く實行すること。

三十三、鹽田の地質及乾濕の程度に應じ適當なる撒砂を選擇し、撒砂散布量に注意すること。

三十四、沼井の底部、周壁又は下火等の檢査を充分に行ひ、漏水なからしむること。

三十五、潮水誘入の時期、其の他一般の潮使ひに注意すること。

三十六、撒潮の目的は毛細管作用を誘起せしむるにあるを以て、鹽田の乾濕程度に應じ適當に之を行ひ其の時期にも十分注意すること。

三十七、普通の場合に於ける持濱作業は成るべく午後三時以後に着手すること。

三十八、沼井踏は鹽分の溶解浸出が十分平等に行はるゝ樣沼井中の鹹砂を全面に亘りて高低、厚薄、疎密なく平等に踏み均らすこと。

三十九、普通の場合に於ける採收鹹水の比重は十五度以上、二十度以下を以て標準とす。

第三節　煎熬

四十、鹹水の濾過裝置は出來得る限り之を大ならしめ、濾過材料の取替を怠らざること。

四十一、釜の焚口より噴出する煤煙又は其の他の塵芥の釜中に落下するを防止し、且建物の耐久力を長からしむるために煎熬釜の上部には蒸氣拔を設け、挺子口及び焚口には密閉し得べき蓋を設け、焚口の上部には煤煙を遮斷する裝置を施すこと。

四十二、鹽の品質は三等鹽を本位となし、二等鹽にありては毎年指示する數量を大體の標準として製造すること。

四十三、有害性の漂白劑之を使用せず、其の他の藥品と雖も之を使用せむとする時は使用前に現品を添へて屆出をなし承認を受くること。

四十四、鹽の析出に當りて成生する莢雜鹽類、石灰分等は十分に之を除去し泡引は第一沸騰時と鹽の析出前とに各一回づゝ之を行ひ、石灰取器は在來式のものにありては四個、田邊式のものにありては一個乃至二個之を使用すること。

四十五、煎熬の火加減には特に注意を加へ、半ば鹽の結晶を生じたる後は漸次火力を弱めて強焚に失せざること。

四十六、「イカキ」取又は箱取となす場合には、成るべく釜緣に添ひて樋を設け苦汁の排泄の用に供し苦汁の注加量を適當に按配すること。

第四節　乾燥

四十七、居出場は一區劃になる可く一晝夜分乃至二晝夜分を貯藏し得る樣に區劃を施し、揚床式に於ては床の厚さを一尺以上となすこと。

四十八、居出場床に苦汁の凝固するときは水分及苦汁の滴下を妨ぐるにより、時々其の凝固物を取り除き、揚床又は地床にありては表面を相當掘り起し上層の砂一部入替を行ふこと。

四十九、揚床式の居出場にありては苦汁溜より床下に外氣の流通せざる樣苦汁溜に覆蓋を施すこと。

五十、居出場には完全なる天井を設け、前板は高くして嵌め外し自在なる様になし前板の上方間隙には莚又は幕様のものを懸垂すること。

五十一、居出場に貯藏する鹽は上部を平坦になし完全なる覆を施し、左記様式の焚上月日札を立て焚上釜數をも記し置くこと。

自月日焚上	備考
至月日「何釜」	巾四寸長さ六寸の木札とし、成るべく黑「ペンキ」を塗り不動文字白「ペンキ」書きとなし月日の數字は白墨にて記載すること。

五十二、焚上鹽を生じたる時は、一區畫毎に左記鏃形の申告書を作成し指定の期日及方法に依り提出すること。

月　日　收納

「何」濱第　番	「何　某」
指定包裝居出番號	煎熬期間 釜數 見込納付鹽 等級 見込量
自月日 至月日	
現在未納付鹽日焚	煎熬見込日數向　日間
備考	

製鹽告知票

備考

鹹水混和再製鹽の原料鹽溶解數量は備考欄に記入すること。

第五節　包裝

五十三、鹽込は當局の指定したる包裝種別及數量を限りて之を行ふこと。但し貯藏場の關係に依り豫め包裝を施す必要に迫られたるときは、速に當局の指揮を受くること。

五十四、鹽込用衡器は常に其の保存方に注意し、使用前正否を檢し、使用後十分に手入を施し、毎月少くとも一回は確實なる方法に依りて之を檢査すること。

五十五、包裝材料は購入の際十分に現品檢査を行ひ、使用前更に現品を入念に再調選擇して不良なるものは之を除外し納付に際し取替の手數を要することなき樣注意すること。

五十六、掛繩は八十斤叺用に在りては曲尺一尺間十九撚以上廻り一寸二分、五十斤入叺用に在りては曲尺一尺間二十撚以上廻り一寸のものを使用すること。

五十七、鹽込に當りては特に左記に留意すること。

イ、下層の水分多き部分は適當の程度に之を取り除き上下層を能く攪拌混淆して品質の不同なからしむること。

ロ、入實量の正確を期し不均一ならしめざること。

ハ、秤量方法を皆掛となす場合には包裝材料の量目を出來得る限り正確なる方法に依りて計量すること。

ニ、包裝掛繩の結方は縱を于鰮結となし、横を男結となし何れも結端約三寸を殘し置くこと。

(四)　第四章　納付附再鑑定

五十八、鹽製造人は適當の區域毎に權威ある申合をなし、納付上の事故を發生せしめざる樣互に警むること。

五十九、鹽納付の艀船又は荷車等は絶へず掃除修理を怠らす常に清潔を保たしめ、包裝の汚損鹽の減耗を來さゞらしむ

ること。

六十、包裝したる鹽の貯藏所、船車等に於ける積載方法は、一目瞭然其の數量を認め得る樣整然と積み重ぬること。

六十一、鹽を積出す際には必ず其の包裝個數を精査し、積出後納付完了に至る間に於て暴風雨其の他の事故に依り積込鹽を損傷する虞あるときは速に適當の場所に繫留するは勿論、繫留後と雖も其の被害の防止に努め其の旨直ちに申告すること。

六十二、鹽收納場に於ては納付代人又は鹽製造人は指示せられたる場所に於て用務を執り、若し納付代人を立てある鹽製造人又は從業者にして特に場內に於て參觀せんとする時は豫め係員に申出て指示を受くること。

六十三、品質不同、實量の過不足、包裝材料又は結束の不良、其の他の事由にて處理を命ぜられたるときは、掛員の指示に從ひ現場に於て速に處理を行ふこと。但し作業時間其の他の都合によりて持歸處理を命ずることあるべく、尙實量整理の結果一包裝未滿の殘鹽を生したるときは、申告の上一旦之れを持歸り臨檢官吏の指揮を受くること。

六十四、等外若は見込等級に達せざる爲め處理するものは之を製鹽場に持歸り、速に指示の處理を實行し、處理中の鹽には處理命令書を立て置き、處理完了のものを納付する際には處理命令書を提出すること。

六十五、劣等鹽を鹹水に溶解せむとするときは、必ず專賣官吏の承認及立會を受くること。

六十六、少量なる納付殘鹽は貯藏區畫每に散在せしめざる樣、一定の場所に蒐集し置くこと。

六十七、鹽の倉入又は直渡を要する場合には、指示に從ひ鹽製造人其の鹽の積付積替又は等級記號印押捺の爲めにする荷繰を爲すこと。

六十八、納付鹽の積出倉入等に使用する手鈎及荷鈎は成るべく短く且つ荷鈎にありては必ず二本鈎のものを使用し、包裝の口部又は掛繩部に掛け包裝を損傷せざる樣大切に取扱ふこと。

六十九、再鑑定の申請は等級發表の際直ちに其の手續きをなし、若し作業の都合によりて可檢鹽の採收其の他の手續を後廻しとなしたる時は、鹽製造人に於て當該檢俵を指定の場所に運び置き何分の指揮を俟つこと。

七十、納付鹽積載の儘にて鹽刺檢査を受けんとするものは、船車到着俵數檢査後直ちに相當の堀開きをなすこと。

七十一、艀船の積載は作業上支障なき程度に止め、且つ二口以上を積合す場合には板又は色繩等にて各口每の區分を明かならしめ、若し積載量多き時は作業着手前の一部の陸揚けを行ひ俵數並に鹽刺檢査の際係員に其旨申出つること。

七十二、納付鹽到着したるときは鹽製造人又は納付代人に於て其の數量煎熬場番號を申告し、受付番號札を受取り之を見易き箇所に立て置くこと。尙普通鹽と同時に鹹水混和再製鹽を納付せんとするときは、特に其旨をも申告すること。

七十三、納付鹽の積載船車は收納官署指示の順序位置に就き漫りに割込繫留を爲さざること。

(五) 第五章　記帳整理

七十四、事業の收支は適宜の帳簿を設けて之れを記帳し、事業統理の事績を明かならしむるを普通とするも、小作製造人にありては往々之を怠る者あれば特に注意すること。

七十五、鹽製造簿は別途指示せる樣式のものを設備し、該記載例に依り事實發生の都度速に調査記載し、十分に念査を行ひ誤謬のなきことに努むること。

七十六、鹽製造簿及當局より交付する鹹水溜容積表は一定の場所に藏置し、叮嚀に取扱ひ汚損せざること。

第八節　持濱時刻の改善

一日中氣溫最も高く乾燥最も旺盛なる時刻は季節並に地勢に依り多少の遲速あるべしと雖も大概ね午後二時乃至四時

頃とす。從つて鹽田に於ける着鹽の最も旺盛なる時刻も特殊の事由なき限りは矢張り右と同時刻なること明かなり。故に鹽田作業中持濱時刻の適否は鹽生産額に至大の關係あること是れ亦明かなり。

然るに近年に至るまで一般に持濱時刻早く冬季に於ては正午より、夏季に於ては遲くとも午後二時頃に着手し、折角着鹽旺盛の時間を作業中に空費するの狀態にして着鹽量に多大の影響ありたり。夫れ故に特殊の事情なき限りは冬季と雖も午後二時頃夏季最盛季は午後三時乃至四時までの間に着手するを得策とし之が實行を極力奬勵す。

之が奬勵方法及其の狀況等は以下記する處なるが此の持濱着手時刻に就き右の外考慮す可き事項は第一鹽田の地盤の關係即ち鹽田表土淺く水道近き鹽田或は又鹽田地盤比較的低き鹽田等は氣溫の低下と同時に急速に濕潤の爲め所謂鹽落ちの恐れあるを以て斯々る鹽田は普通の鹽田より持濱作業を相當早く行ふの必要あり、故に鹽田の廣狹と從事人員數等を考慮に入れ季節又は其の日の天氣模樣に應し適當に按配すべきは勿論にして徒らに勞を厭ひ晩仕舞ひを早からしめんが爲め或は又日雇人夫が持濱終了後自己の副業に利用せんが爲に持濱作業の着手を早くすることは極力戒む可き事なりとす。

一、持濱當日曝露鹹砂附着鹽分量變化表　（大正三年三田尻試驗場調）

一、自四月六日至五月六日平均にては午後四時迄附着鹽分量增加し午後一時に比し一割四分四厘增加す（下圖點線）

二、自五月五日至六月十三日平均にては午後四時半まで附着鹽分量增加し、午後二時に比し一割增加す（下圖細線）

三、自六月十四日至七月十八日平均にては午後五時まで附着鹽分量增加し、午後二時に比し八分四厘增加す（下圖太線）

凡例　兩側數字は鹹砂附着鹽分量百分率を示す。
上下の數字は持濱當日午後一時より同六時に至る時間を示す。

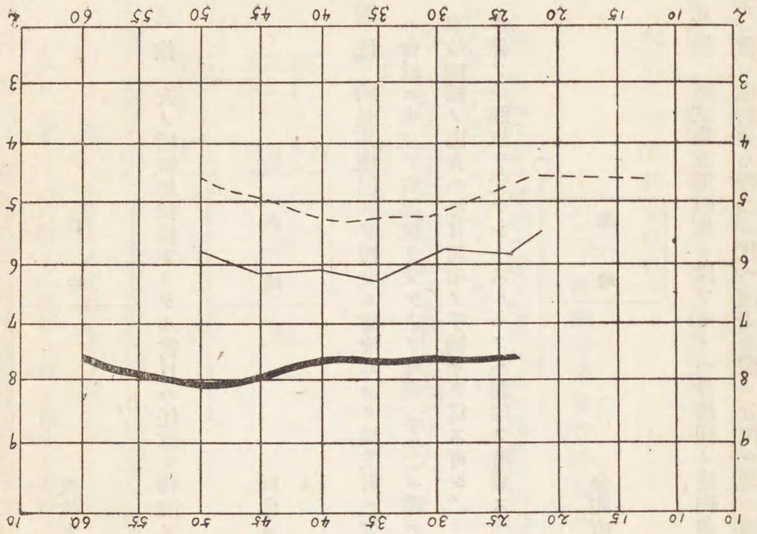

二、持濱時刻勵行方法

持濱時刻の一定勵行は奬勵の結果當業者に於ては相當之を理解し其の必要を感じたるも之が實行に當りては從來の習慣又は日雇人夫雇傭關係等もあり勵行困難なりしが大正九年に於ては管内鹽業團體又は會社をして其の所屬鹽業者間に規約を作り適當なる方法を以て一齊に之が實行を期せり。左記(一)は坂出鹽産會社東西兩大濱製鹽業者の實行規約にして(二)は土庄出張所管内に於て定めたる規約なりとす。管内他地方に於ても大體右に準し申合規約を作り之が實行を期し現在は全部各地方に應し最適の時刻に於て一定の下に實行の狀況なりとす。

（一）　持濱ニ關スル申合規約

第一條　採鹹水多量ヲ計ルタメ此ノ申合セヲ爲ス

第二條　左ノ信號旗揭揚アルニアラサレハ當日入鍬ニ着手スルコトヲ得ス。

第三條　左ノ信號旗掲揚アリタル當日ハ任意ニ持濱ヲナスコトヲ得。

白地　天竺木綿二巾、長サ五尺

赤地　同巾ニ寸法、前ニ同ジ

第四條　病氣其他已ムヲ得サル事故ニヨリ從業者ニ欠員ヲ生シタルタメ第二條ノ信號旗掲揚前持濱ヲ爲ス必要アル時ハ會社ニ申立テ承認旗ヲ受ケ之ヲ地頭(手先)ニ建テ持濱ニ着手シ終了後直ニ返還スヘシ。

事故繼續ノ場合ハ毎日前項ノ手續キヲ爲ス可シ。

本條ノ承認旗ヲ受ケントスルモノハ認印ヲ持參スヘシ。

赤地　金布巾木綿巾、長サ一尺五寸

第五條　第貳條及第四條ニ違フモノハ金拾圓ノ違約金ヲ科ス。但シ濱鋤ノ場合ハ此ノ限リニアラス。

第六條　違約金ハ物品ニ代ヘ濱方全體ニ分配シ若ハ濱方全體ノ所要費ニ充當スルモノトス。

第七條　第貳條、第參條ノ信號旗掲揚柱ハ天氣豫報信號柱ヲ以テ之ニ充ツ。

第八條　本規約ハ五月一日ヨリ之ヲ實施ス。

大正九年四月廿四日

東西大濱鹽業者一同

(二)　採鹹作業着手時刻規定

第一條　採鹹作業ハ可成ク遲ク着手スルヲ鹽着關係上有利トスルヲ以テ組合員全般ノ利益ヲ增進スル爲其時刻ヲ一定シ各自之ヲ遵守スルモノトス。

第二條　採鹹作業着手時刻ハ左記時刻以後トス。

自五月至八月　午後三時

自九月至十月　自三月至四月　午後二時

自十一月至翌年二月　午後一時

第三條　前條ノ時刻ハ鹽業組合事務所、其他適當ノ場所ニ左記ノ種類ノ表旗ヲ揚ケテ之レヲ示ス。

白旗　(普通ノ採鹹着手ノ場合)

赤旗　(天候ノ關係等ニ依リ自由ニ採鹹着手ヲ爲ス場合)

第四條　組合員中特殊ノ事由ニヨリ前條ノ表旗掲揚前採鹹ニ着手スルノ必要アル時ハ本組合ノ承認ヲ受クルヲ要ス此

場合ニ於テハ承認旗(青旗)ヲ受ケ之ヲ當該鹽田地盤ニ樹立スルモノトス。

第五條　本規定ニ違反シタル者ハ一回ニ付金一圓宛ノ違約金ヲ組合ニ於テ徴收スルモノトス。

前項ノ違約金ハ組合ニ於テ受取リタル鹽賠償金ノ内ヨリ引去ルモノトス。

第六條　本規定ハ大正十四年九月一日ヨリ實行スルモノトス。

大正十四年八月

有限責任　小豆嶋鹽業信用購買販賣利用組合

第九節　鹽業組織ニ就テ

坂出地方專賣局管内に於ける鹽製造の企業形態は鹽專賣實施以前より組成せられたる所謂濱問屋統制の下に於ける小作制度なるもの現在尙其の八割以上を占むるの狀態にあり、此の組織たるや實に往時鹽田築造當時に濫觴し爾來今日に及べるものにして輓近國民經濟の異常なる發展と社會事業の變化に伴ひ我が鹽業界に於ける舊來の小作製鹽組織は最早や時代の需求を充たすに足るべき生産組織たる能はざるのみならず之がため鹽業の全般的進歩改善を阻害すること大なるべしと認めらるゝなり、之がため累代の當地方專賣局長は此の鹽業組織の改善には最大の努力を惜まず盡瘁せられたり。

然るに近年僅かに新規築造鹽田又は二、三合同製鹽場に於て稍々進歩したる經營組織を見るに至りしも大部分は依然として濱問屋的小規模經營の小作制度の域を脱する能はざるのみならず製鹽請負制度の如き當初の目的に向つて何等の進展を來さず、今尙此の不徹底なる企業並に經營形態を見ることは極めて遺憾とする處なり。

元來翻つて考ふるに鹽專賣制度の下にある鹽業組織の改善は他産業組織改善の夫れの如く事容易ならざるものあり。爾來之が進化改善の遲きこと夫々相當の理由あるべく研究考慮す可き大問題として實に論議の餘地頗る多しと認む人各々相當の意見あり、され共茲に一々揭記の餘裕なし。只だ次表を以て現在當局管内の鹽業組織が如何に多種多樣の形態を持てるかを標示するに止めんとす。

若し夫れ附錄に載する處の安部局長の「鹽業組織改善に就て」の一文を通覽せらるゝならば坂出管内鹽業組織の既往及現在並に今後改善の要締に關し大に知得せらるゝ處あるべしと信ず。

一、坂出地方專賣局管内製鹽業態一覽表　其一（昭和三年四月調）

局所別	鹽業團體區分		地主人員	製鹽者種別			請負者		場數及採鹵地反別	
	種別	ケ所數		製鹽權ヲ有シ請負トセルモノ	自作者	小作者	煎熬ノミ自營	製鹽請負採鹵請負	場數	反別
局直轄直屬	株式會社	二	二八	一八	一人	一人	一人	一八人	一五戸	四〇、九八二八町
	合資會社濱問屋（一人又ハ數人ノ地主ニテ其ノ他個人）	四	一五二	四	一	一	一	一七一	九〇	一三九、四三二二
	小計	三	一〇	三	一	一	一	二一	一〇	一五、八〇一八
	株式會社	六	七	一	五	一	一	一	九	一六、九六二四
	合資會社	一	一七一	九	六	一	一	二一一	一三四	二三三、二〇〇二
			八	五	一	一	一	一	一	二八三、八五二四
			二	一八	一	一	一	一	一	一〇、八一〇一

元宇多津出張所	濱問屋	二	三	二	—	—	—	一六	—	三	三、七五三九
	其ノ他	—	六	—	六	一	—	—	—	二	三、六五〇四
	小計	—	二五	八	六	一	一	二〇	七一	一四三	三二、〇七二八
元林田出張所	株式會社	五	五	四	—	—	—	—	—	六六	一二六、一三一〇
	合資會社	一	一	一	—	—	—	三	—	七	一五、二八一七
	濱問屋	三	二〇	三	—	—	—	一二六	—	一二三	三六、七二一二
	其ノ他(個人)	—	五	—	二	六	—	—	—	四	八、三一一五
	小計	—	三一	八	三	六	—	一三八	—	一〇〇	一七六、四五二四
詫間出張所	株式會社	五	七	四	—	—	一	六二	五三	七一	一七一、四〇二九
	其ノ他(個人)	—	六八	四	四七	三〇	—	一八	—	二五	四四、六五一四
	小計	—	七六	八	四七	三〇	一	七九	五三	九六	二一六、〇六一三
高松出張所	株式會社	二	二	—	一	八	—	—	—	一九	四七、二二〇四
	濱問屋	二	二	一	一	一八	—	七五	—	二八	六〇、五三一三
	其ノ他(個人)	—	九六	—	三八	七〇	—	—	—	八八	二一七、二六〇二
	小計	—	一一〇	一	四〇	九六	—	七五	—	一三五	三二五、〇〇一九

土庄出張所	其ノ他(個人)	—	三七	—	一三	六一	—	—	—	二四	三九、五五三三
	小計	—	三七	—	一三	六一	—	—	—	二四	三九、五五三三
波止濱出張所	合資會社	一	三	—	一	一	—	—	—	四〇	五九、一一〇五
	小計	一	三	—	一	一	—	—	—	四〇	五九、一一〇五
多喜濱出張所	株式會社	一	一	—	一	—	—	—	—	二七	五二、三三〇八
	合資會社	一	一	一	—	—	—	三	—	一七	三四、五一二九
	其ノ他(個人)	—	三五	—	一七	三八	—	—	—	二六	三六、〇五〇三
	小計	—	三七	一	一八	三八	—	三	—	七〇	一三二、九〇一〇
合計	株式會社	一三	二五	一四	四	八	二	七九	一三四	三一三	七二一、九四一三
	合資會社	七	一九六	七	一	一	—	二〇九	—	一五八	二五九、一六一四
	濱問屋	一〇	三五	九	一	一八	—	二三八	—	七三	一四五、八一一二
	其ノ他(個人)	—	二五二	五	一三八	二〇七	—	一九	—	一七八	三六六、四五二六
	計	—	五〇八	三五	一三四	二三四	二	五四五	一三四	七三三	一、四八三、三八〇五

收納取扱區域名	鹽業團體及濱間屋名（資本金額）	經營組織	所屬鹽田濱名	地主人員	製造人	製造場數	小作又請負人員	採鹹地反別	生產許可高	所屬鹽業組合名	同業組合
局直轄直屬	鹽產合資會社（四六、四四〇円）	會社製鹽權ヲ有シ請負制度ナルモ全ク小作狀態ナリ	東大濱	五六人	一人	三五圓	六一人	五五、〇七一坪	一三、三五四、〇〇〇斤	坂出鹽業購買信用販賣利用組合	西讃鹽田同業組合
	古濱製鹽合資會社（五、〇〇〇円）	同	西大濱	四六		三三	五七	四六、四八〇、八	一一、九四一、〇〇〇		
	綾井恭英	同	古濱	三九	一	一一	二九	一六、五六〇、九	二、九六二、〇〇〇		
	御供所濱製鹽合資會社（三、〇〇〇円）	小作ニ附ス製鹽權ヲ有シ	綾井濱	五	一	四	八	八、二五〇、四	二、一三一、〇〇〇		
	津島吉之助	同	御供所濱	一〇	二	三	六	五、二六〇、〇	一、二八五、〇〇〇		
	金山鹽田株式會社（三〇、〇〇〇円）	同	明治濱	四	一	二	九	八、三〇二、七	一、九五三、〇〇〇		
	龜井鹽田合資會社（八〇、〇〇〇円）	同	金山濱	一	一	一〇	一八	一四、二五〇、八	二、九九九、〇〇〇		
	金山新齋日株式會社（三〇〇、〇〇〇円）	純然タル作經營	本條濱	一	一	八	八	一六、〇五〇、六	三、二九二、〇〇〇		
直轄與島取扱所		個人經營	新金山濱	一	一	一	一	二、六二、七三〇	七、〇四六、〇〇〇		
同本島取扱所	松本藤吉	製鹽權ナシ小作製鹽ニ付ス	壇田砂彌濱	一	一	三	一	五、九五一、九	一、一五三、〇〇〇		
			與島濱	六	六	六		一一、〇一〇、八	二、五一六、〇〇〇		
			本島濱	一	四	四	四	九、二四一、七	一、八三九、〇〇〇		

收納取扱區域名	鹽業團體及濱間屋名（資本金額）	經營組織	所屬鹽田濱名	地主人員	製造人	製造場數	小作又請負人員	採鹹地反別	生產許可高	所屬鹽業組合名	同業組合
同林田取扱所	阿河製鹽合資會社（吾〇、〇〇〇円）	會社製鹽權ヲ有シ請負ニ付ス	阿河濱	一	一	七	一三	一五、二八二、七	三、六二四、一〇〇	林田鹽業購買販賣利用組合	西讃鹽田同業組合
	林田鹽產株式會社（三六、〇〇〇円）	同	林田濱	一	一	二三	三一	三八、九四〇、六	八、九四八、〇〇〇		
	總社鹽產株式會社（二一〇、〇〇〇円）	同	總社濱	一	一	一六	二六	二九、六九〇、九	六、三三九、四〇〇		
			大番濱	二	二	三	四	五、七五二、三	一、二〇四、八〇〇		
			中桝濱	三	一	一	二	二、五五二、三	三四〇、〇〇〇		
	三野良晴	地主製鹽權ヲ有シ請負組織	高屋濱	一九	二	九	四四	一七、二五二、三	三、二六五、〇〇〇		
	增田信次	同	濱崎濱	一	一	二	一	五、一七一、八	一、四七五、〇〇〇		
	濱崎產業株式會社（一五、〇〇〇円）	自作製鹽	濱崎濱	一	一	一七	二六	二六、六九一、八	六、〇六三、〇〇〇		
	大籔製鹽株式會社（七五、〇〇〇円）	會社製鹽權ヲ有シ請負組織	大籔濱	一	一	一七	二六	二六、〇六二、二	四五、三九一、〇〇〇		
	小計			七六	五八	九六	一六二				
高松出張所直轄		個人經營	古濱	六	五	七	五	一八、三〇一、一	三、三三一、〇〇〇	東讃鹽田信用購買組合	
同		同	新濱	八	八	八	八	一七、四九〇、〇	三、二四七、〇〇〇		
同		同	弦打濱	三	一三	一三	七	三二、九三二、一	五、四〇九、〇〇〇		
同		同	香西濱	一	三	四	三	八、四五二、五	一、六七二、〇〇〇		
同		會社製鹽權ヲ有シ請負組織	濃天濱	一	一	一	—	三、七八〇、三	七一六、〇〇〇		
同			宮脇濱	三	六	六	六	一六、一四一、五	三、〇一七、〇〇〇		
同			高松濱	二	五	六	五	二二、六七二、九	二、一四〇、八〇〇		

	木太鹽田株式會社(三六〇、〇〇〇円)	(會社製鹽權ヲ有シ請負)	木太濱	一	一	一三	|	三〇、九三〇三	五、八五九、〇〇〇	
	屋嶋鹽田株式會社(一〇〇、〇〇〇円)	同	屋島濱	一	八	六	八	一六、二九〇一	三、一三二、八〇〇	
		個人經營	新濱	三	一〇	一〇	五	二四、六七〇七	四、七九四、七〇〇	
		同	亥ノ濱	三	一八	一五	八	三二、〇四一五	六、八一六、〇〇〇	
		同		四	三	二	二	三、八二〇九	五四三、一〇〇	
	南濱問屋	同	南濱	一	一	一	一	二、七八二八	三九六、〇〇〇	
		(地主製鹽權ヲ有シ請負)			一	八	|	一六、一九二五	三、五六五、九〇〇	
同牟禮取扱所	南濱問屋	個人經營	柏納屋濱	|	一五	四	一五	八、三二〇六	一、五八三、三〇〇	東讃鹽業信用購買組合
		同	久通濱	一〇	五	四	一	一三、六三〇六	二、七五七、八〇〇	
		同	南濱	一七	一九	五	七	一三、二〇〇八	二、二二五、九〇〇	
		同	古高松濱	四	一四	三	一四	八、五三〇三	一、一六九、八〇〇	
		同	立石濱	二	五	三	|	七、一五〇九	一、一六三、二〇〇	
		同	庵治濱	二	|	一	外一	一、一七一三	一六八、九〇〇	
同下笠居取扱所	松ヶ枝舍	(製鹽權ヲ有シ請負トス)	生島濱	一	一	一三	七五	二九、四〇〇五	六、一二一、〇〇〇	
		個人經營	川窪濱	二	二	二	二	四、九〇三三	七九六、〇〇〇	東讃鹽田同業組合
同木澤取扱所	松ヶ枝舍	個人經營	木澤濱	一	一	一四	八二	一九、四六二九	四、六四三、〇〇〇	
	乃生鹽產株式會社(四八、〇〇〇円)	同	乃生濱	一	一	九	一九	一五、六二一九	二、五八八、〇〇〇	
同宇多津取扱所	宇多津東鹽田株式會社(三三〇、〇〇〇円)	同	(東濱 大東濱)	一	一	二三	三三	四二、〇七〇一	八、六五五、〇〇〇	宇多津鹽業購買販賣利用組合
	宇多津鹽田株式會社(三四〇、〇〇〇円)	同	(陸桝濱 中桝濱)	三	二	五〇	六三	七八、五二一七	一八、八六一、〇〇〇	
	宇多津製鹽株式會社(三五〇、〇〇〇円)	同	沖桝濱	一	一	二七	二六	三六、六七二二	八、六二九、〇〇〇	
	岩瀬純一	同	安逹濱	二	一	一二	一三	一七、三九〇四	三、九五二、〇〇〇	
	土器鹽田株式會社(八〇、〇〇〇円)	同	土器鹽田	一	一	一七	三	三〇、一五二三	七、一二〇、〇〇〇	
同丸龜取扱所	丸龜鹽田株式會社(四〇、〇〇〇円)	同	丸龜鹽田	一	一	七	七	一三、五〇一七	二、二〇七、〇〇〇	
	藤井鹽田合資會社(八〇、〇〇〇円)	同	古濱鹽田	五	一	三	三	八、六〇二四	一、二八二、〇〇〇	
				三	一	一	一	二、二〇〇七	三七一、〇〇〇	
		個人經營	新濱鹽田	六	六	二	一	三、六五〇四	五五五、〇〇〇	
	野口專次	(製鹽權ヲ有シ請負ニス)	野口墟田	一	一	一	三	五、三六二四	八三二、〇〇〇	
	中央開墾株式會社(七、五〇〇、〇〇〇)	(採鹹請負煎熬自營)	中開鹽田	一	一	一	七一	八二、九三〇五	二三、六六八、〇〇〇	
	小計			三七	四九	三六七	六三〇	七二〇、七三二五	一六七、三五三、三〇〇	
詫間出張所直轄	松崎鹽田株式會社(一〇〇、〇〇〇円)	(製墟權ヲ有シ請負ニ付ス)	松崎濱	一	一	一八	一八	二九、七五〇三	五、四〇二、〇〇〇	
	松崎沖鹽田株式會社(一七〇、〇〇〇円)	同	沖松崎濱	一	一	一二	一二	二三、四六二五	四、八九四、〇〇〇	
	西野鹽田株式會社(五五〇、〇〇〇円)	同	西野濱	一	一	一八	一八	三三、九二〇〇	六、七八〇、〇〇〇	
		個人經營	墟生濱	六二	四七	七	三〇	二一、一六〇四	一、八八九、〇〇〇	
同仁尾取扱所	鹽田忠左衞門	(製墟權ヲ有シ請負ニ付ス)	仁尾濱	一	一	四	四	六、六〇三三	一、五四六、〇〇〇	
	仁尾鹽田株式會社(一、〇〇〇、〇〇〇円)	(同(但シ採鹹ノミ請負トス))	仁尾新濱	一	一	一〇	五三	五九、五五〇四	一三、七〇〇、〇〇〇	

	松田鹽田株式會社（三〇〇、〇〇〇円）	片岡コノエ	同	直轄	松田清	同	同	小計	個人經營	龜水濱	二〇
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	二
	製鹽權ヲ有シ請負トス										
	詫間濱										
四	一	一	一	四	一	二	一五	一〇	一	二	一
一	一	一	一	四	一	一	四二	二六	一	一	一四〇
一四	一	六	四	四	一	一	一一	七	一	一	一三五
一四	六	六	四	四	一	一	三三	二三	一	一	一八四
二六、七二七	二三、四〇一九	七、三三二七	七、一四〇一	二、一六〇六	三二五、〇〇一九	一七、一七二	一〇、八三二〇	一、六五〇四	五、二二一	四、七六二六	三九、五五二三
五、五一〇、〇〇〇	二、六四七、〇〇〇	一、五二二、〇〇〇	一、五一六、〇〇〇	三八七、〇〇〇	六一、〇一四、一〇〇	二、八二五、〇〇〇	一、七〇三、〇〇〇	三五三、〇〇〇	六、七、〇〇〇	六三八、〇〇〇	六、一三六、〇〇〇
				東讃鹽業信用購買組合		土庄鹽業信用購買販賣利用組合					

	土庄出張所直轄	同	草壁取扱所	小計	波止濱出張所	波止濱鹽產合資會社（一九、〇〇〇円）	小計	東濱鹽產株式會社（八四、〇〇〇円）	多喜濱出張所	三喜濱鹽田合資會社	小計
	個人經營	同	同		會社自ラ經營			會社自ラ經營	個人經營	同	會社製鹽權ヲ有シ請負
	土庄濱	淵崎濱	四海濱	草壁濱	安田濱	波止濱		北濱	東濱	多濱	三喜濱
一五	一〇	一	二	九	三七	二二	二三	一	五	三	一
四二	二六	一	三	二	七四	一一	一一		七	九	二六
一一	七	一	三	二	二四	四〇	一四〇	一七	八	九	七
三三	二三	一	三	二	六一	一	一		六	九	二一
一七、一七二	一〇、八三二〇	一、六五〇四	五、二二一	四、七六二六	三九、五五二三	五九、一一〇五	五九、一一〇五	三七、〇五一三	一一、四八〇二	一二、三一〇九	八、〇四二二
二、八二五、〇〇〇	一、七〇三、〇〇〇	三五三、〇〇〇	六、七、〇〇〇	六三八、〇〇〇	六、一三六、〇〇〇	一一、九七六、〇〇〇	一一、九七六、〇〇〇	五、一三五、〇〇〇	一、九八二、〇〇〇	二、三三三、〇〇〇	五〇七、〇〇〇
土庄鹽業信用購買販賣利用組合											

	合計										
五〇八	三七三	七三二	一、〇九八一	一、四八三、三八〇五	三一〇、一〇四、五〇〇						
五〇八	三七三	七三二	一、〇九八一	一、四八三、三八〇五	三一〇、一〇四、五〇〇						

第十節　新規鹽田の製鹽業態

一、仁尾鹽田株式會社製鹽狀態

一、經營者　仁尾鹽田株式會社

二、鹽田の位置及地勢　本鹽田は香川縣三豐郡仁尾町の海岸の天然的干潟を利用して新開せる長方形の鹽田にして東西二百五十間餘、南北八百八間餘なり。南は江尻川に沿ひ、西は大蔦の嶋を控へ、北は入川を隔て仁尾町に接す。

三、製鹽許可　大正九年一月十七日

四、工事着手　大正九年七月廿六日
五、工事竣成　大正十三年四月十三日
六、製鹽許可高　一七、〇〇〇、〇〇〇斤
但し鹽田成熟迄毎年許可高左の如し。

十年度	二、八三三、〇〇〇斤	十一年度	八、五〇〇、〇〇〇斤
十二年度	一一、三三三、〇〇〇斤	十三年度	一四、一六六、〇〇〇斤
十四年度	一七、〇〇〇、〇〇〇斤		

大正十三年四月八日大正十三年度以降一三、七〇〇、〇〇〇斤に變更す。

七、鹽田反別　七拾五町歩（諸建設物敷地、堤防及交通路等を含む）
七、採鹹地反別　五拾九町五反五畝四歩
九、製鹽鹽業開始　大正十二年七月十四日
十、製鹽場　本鹽田を十製鹽場に分割し、一製鹽場に煎熬釜二個を架設せるもの六軒、三個を架せるもの四軒あり。
一製鹽場の所屬鹽田反別は約六町歩なり。
十一、鹽田地盤の高低　本鹽田の地盤は開墾前既に鹽田として殆んど理想に近き砂層を構成し居り、鹽田の標高は小潮の干潮面より一尺高なる以て排水の便は勿論給水の便亦自由なり。排水最大雨量と雖一汐の干潮にて排水し得られ給水は僅に四十五分間位にて地盤全體に要する給水をなし得る水閘を設置しあり。
而して滿干潮面と地盤の高低を示せば左の如し。

全鹽田採鹹開始　大正十三年六月八日

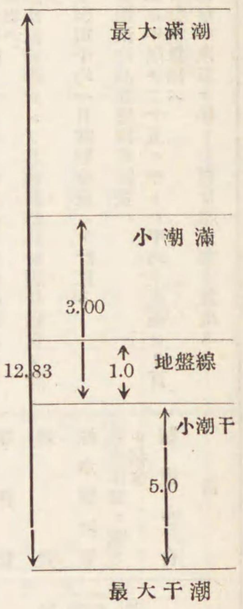

十二、鹽田の土質　地下深きに達する撒砂に類似せる洗砂にして從來の弊害たる地盤の悪僻（赤燒、黑燒等）の土砂を胎することなし。而して砂質稍々粗鬆なるを以て採鹹開始當時は着鹽幾分不良なりしも漸次粘質の撒砂を補給し、生産力頗る増加し、舊鹽田以上に達せり。而して鹽質は當初より容易に三等鹽を生産し而も極めて良好なりき。
十三、採鹹勞務請負狀態　採鹹作業は採收鹹水を會社專屬鹹水溜に輸送を了る迄全部採鹹勞務請負者の作業にして釜屋一軒前に付き一人若くは數人に分割して請負はしむ。請負者の採收鹹水は各自專屬の鹹水溜に一旦貯藏し置き而して鹹水の受渡は請負者專屬の鹹水溜より計量「タンク」に輸送（土管輸送裝置）し「タンク」に於て檢尺により石數を檢量し之れを各釜屋附屬鹹水溜に收容するものとす。
檢量及比重測定は請負者、會社員立會受授の上之を行ひ受渡をなし之が報酬は容積、比重に應じ毎月末に仕拂ふものとす。而して報酬、採鹹料の決定並に契約要項等次項掲記の如し。
十四、勞務請負報酬の採鹹料金に關する契約及決定の方法並に主なる契約事項
（一）請負の報酬は即工程拂にして鹽製造に於て豫め鹽田地盤の良否に應じ各採鹹地區劃毎に生産年額、一石當採鹹料金を定め置き、前項の如く採收鹹水の受渡をなし採鹹量の生産年額を超過するに至らば右採鹹料金の外に鹹水一石

（比重十六度を標準とし）に付七錢の割合の金額を奬勵金として交付し生産年額に達せざる場合は不足額に對し鹹水代金を辨償せしむ。

（二）採鹹料金は契約上毎年改定をなすものなるも實際に於ては鹽賠償價格の異動ありたる場合に改定するを普通とし生産年額は鹽田熟成の程度に從ひ毎年改定す。現在採鹹地一段歩當採鹹量最低四百石、最高四百七十五石にして其の間十階級に區分す。而して採鹹料金の決定は生産鹽を三等鹽として三等五十斤叺入鹽賠償價格より各比重毎に計算したる左記生産諸費額を控除し製鹽歩合により各比重毎に鹹水一石當の價格を算定し更に各採鹹區劃毎の歩合率（地盤料に相當す）を控除したる殘金額を以て採鹹料金とし尚參考として採鹹勞務請負の一部分に付鹹水生産費調査をなし相對照として決定す。

費目	備考	費目	備考
石炭代	—	包裝費	現在價格ニ將來ノ見込ヲ加味シテ算出ス
煎熬釜費	保存年限ヲ十ヶ年トシ一ヶ年生産高等ニヨリ算出ス	包裝勞銀	支拂實蹟
温釜費	保存年限ヲ十ヶ年トシ二ヶ年生産高等ニヨリ算出ス	事務費	—
煎熬器具	鹹水濾過器ポンプ其他諸器具新調修繕費ヲ計上	雜費	散砂代經營上ノ必要雜費
煎熬勞銀	全鹽田平均一日當製鹽量ニテ計算ス	鹹水檢收費	採鹹煎熬管理人給料其他鹹水受渡設備百斤當費賠償金ノ一割相當金額
釜屋雜費	釜屋消耗品及建物修繕費	計	
釜屋消却費	保存年限ヲ二十五ヶ年トシ平均生産高ヨリ百斤當ヲ算出ス		
土居消却費	保存年限三ヶ年トシ百斤當費額ヲ算出ス		

（三）昭和二年度採鹹勞務請負人に支拂ふべき毎壹石當報酬金額左の如し。

濱番及號	母氏比重一五、〇	一六、〇	一七、〇	一八、〇	一九、〇	二〇、〇	備考
自一番至一二番號	三〇五厘	三五七厘	四一〇厘	四六二厘	五一五厘	五六七厘	
自四番至六番號	三〇五	三五七	四一〇	四六二	五一五	五六七	
拾番七八號	三〇五	三五七	四一〇	四六二	五一五	五六七	
自一番至四番三號	三〇〇	三五二	四〇四	四五五	五〇七	五五九	
五番四五號	三一一	三六五	四一八	四七二	五二六	五七九	
五番六七號	三二二	三七七	四三三	四八八	五四四	五九九	
自六番至八番一號	三一五	三七〇	四二四	四七九	五三三	五八七	
自七番至八番一號	二九六	三四七	三九八	四四九	五〇〇	五五一	
十番六號	二九六	三四七	三九八	四四九	五〇〇	五五一	
自八番至八番二號	二九〇	三四〇	三九〇	四四〇	四九〇	五四〇	
八番六、七番	二九一	三四一	三九一	四四二	四九二	五四二	
自九番至九番一號	二九二	三四二	三九三	四四三	四九四	五四四	
自十番至十一番五號	二九三	三四四	三九四	四四五	四九六	五四六	

備考　各比重の度開は〇、二度毎に之を算出するものとす。

（四）請負契約の保證として採鹹地沼井一臺に付貳圓の割合に計算したる金額を契約期間中無利子にて提供し不都合な

く本契約滿期の時返還すること尙保證人一名連署し連帶の責任を負擔し契約期間は三ケ年とす。

(五)請負人又は代理者は現場に出動し作業に必要なる人夫を使役し四季を通じ隣接又は隣村鹽田に從事せる日は必ず施行し猥りに作業を休止せざること。

(六)採鹹器具器械は會社(製造人)より支給し修繕は請負人の負擔とし契約滿期の際最初支給を受けたる時の狀態のもとに返還す。

右の外詳細なる契約條項は省略す。

十五、採鹹方法　採鹹勞務請負者は大部分附近地方の者なるを以て大概所謂坂出式作業方法に依れども中には他地方より來れるものあるを以て多少異なる作業を行ふものあり。採鹹上重要なる事項に就ては契約上に於て統一せるも各種作業に就ては自由に任せるを以て請負者の得意とする方法に依る。一例を擧ぐれば撒砂は大概ね柄振を使用するも振鍬を使用するものも尠なからず要するに各最も有利と信ずる方法に依りて採鹹するの狀態なり。

十六、煎熬方法　煎熬場内の施設狀態普通のものと大差なきを以て煎熬方法に於ても一般と格別相異の點なし。但し各釜屋に煎熬上の責任者を配置し凡てを管理せしむるものなり。

二、中開鹽田製鹽狀態

一、經營者　中央開墾株式會社にして丸龜市に同社出張所あり、之が經營に當る。

二、鹽田の位置及地勢　本鹽田は香川縣丸龜市鹽屋字外濱の海岸に在り、天然の寄洲を利用して新開せる長方形の鹽田にして、東西七百間、南北四百間あり南は入川を隔てゝ丸龜市に接し東、西、北は海に面す。但し東西の各一部分は幅廣き入川を隔てゝ舊鹽田を控ふ。

三、製鹽地反別

總　反　別　九拾四町九反三畝二十三歩　但し製鹽場、海水貯溜池其他附屬建物敷地、堤塘通路等を含む。

採鹹地反別　八拾二町九段三畝五歩

四、製鹽許可、工事着手及竣工年月日

製鹽許可　大正九年三月二十五日　工事着手　大正十一年一月十日

工事竣工　大正十四年九月九日

五、製鹽作業開始及全鹽田完成

製鹽作業開始　大正十四年五月二十五日　全鹽田の完成　大正十四年九月一日

六、製鹽許可高　二三、八六八、〇〇〇斤

七、本鹽田の特質　本鹽田の他鹽田に比し特異と認むべき事項左の如し。

(一)鹽田地盤の低きこと　本鹽田地盤の標高は九拾六尺六寸(但し陸手西南隅約八町歩は九拾七尺一寸)にして當地方最大干潮位九拾八尺小潮平均干潮百二尺なるを以て即ち左記圖示の如く小潮平均位干潮位より五尺四寸低く、最大干潮位より尙一尺四寸低位にあり。

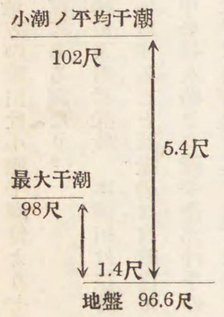

而して普通坂出地方の鹽田は小潮干潮位より七寸低く最大干潮位よりは三尺六寸高きを以て本鹽田地盤は在來鹽田に比し約五尺低位にある譯なり。

(二)採鹹地々盤の構成及撒砂採收　本鹽田は往時より鹽田用撒砂採收の場所なりしを以て鹽田地層深く天然に極めて優良なる地盤を構成すること及撒砂は自給自足の便あること他に比し著しく異なる點なり。乃ち鹽田地盤構成に當り地形の關係上中央排水路より陸手全部沖手の一部分は表土を鋤き取り沖手の深所を埋立て此の表面高を鹽田施工面より六寸低く水平に地均をなして之に表土を除きたる部分の撒砂を搬出して六寸厚に埋立仕上をなし鹽田地盤を構成せるものにして全面積の約三分の二は現地盤の撒砂を切り取りし儘鹽田となりたるを以て撒砂の深度は二尺乃至三尺にて其下層部は貝殼交り砂層なりとす。而して殘部三分の一は工事中堤防決潰の爲め荒らされたる部分を埋立てしたる所なるを以て撒砂層の深度淺く僅に六寸位にして其の下層に荒砂の層を以て構成せらるゝなり。而して撒砂の補給は各濱を掘り上げ採收せしも研究の結果幾分他產異質の撒砂を混合使用する方着鹽良好なることを認め近年は他地方產の撒砂を少量宛供給することゝなれり。

(三)排水機の設置　右の如く地盤低きは築造費を節約せむとの目的に出たること勿論なるが之が缺陷を補ふ爲め排水機三臺設置しあり。即ち之が設計の基調は(一)漏水、(二)降雨、(三)用水の不用部分の排出に在り。而して排水機の大要を記述すれば左の如し。

イ、渦卷喞筒　口徑參吋のもの三臺にして海水の干滿に應じて刻々變化する吸水及排水の兩水位の差が普通の場合十四尺乃至五尺五寸極端の場合十六尺乃至一尺二寸となるも各揚程に於ける排出水量の平均は三臺を合して約毎移二十五立方尺にして埋立區域內に降下すべき最大雨量日に對しては三十時間內外にして排除を終るべき設計なり。

ロ、蒸汽機械　蒸汽機械は直立型にして喞筒一臺に對して一臺宛直結せしめ各約三十馬力を有せしむ。但し最近內一臺を二十五馬力三相誘導電動機に變更せり。之が成績によりては全部を電化の計畫なりと謂ふ。

ハ、蒸汽罐　汽罐は大小二罐にして大型汽罐は喞筒二臺、小型汽罐は喞筒一臺を運轉するに充分なる能力を有するものとす。

大型汽罐は直徑六呎、長二十四呎、常用氣壓百十封度、小型汽罐は直徑五呎、長さ十六呎、常用氣壓百十封度

(四)漏水の狀態及排水機使用の程度　現在の所にては周圍の堤防等よりの漏水は每秒四立方尺（一時間二、二二二石）にして堤防は自然に堅固となり漸次漏水減少せり。又地下よりの湧水は殆んど無きが故に漏水は用水に利用し排水機は雨後の外は使用するの要なきに至れり。

(五)採鹹勞務請負狀態　採鹹作業は排水機運轉を除く以外は全部勞務請負にして鹽田地盤を八十二の擔當區（原則としては一區一町步）に分割し之れ等を鹽田地質其他の點より九等級に分ち各等級に依り鹹水の比價を異にす。鹹水の比價は一ケ年の鹹水採收量（十七度）を豫定し、之に要する總人夫賃、材料費、器具修理費等一切の費用を包含せしめ計算決定す。今左に採鹹作業請負契約證中請負組織の大要を知り得る主なる條項を摘錄すべし。

請負契約要項

第一條　請負人ハ前記鹽田ニ於テ貴社ノ爲メニ製鹽用鹹水ヲ採收保管シ、計量槽ニ移シタルモノニ就キ檢定ヲ受ケ之ニ合格シタルモノヲ貴社ニ納付スルモノトス。

第四條　請負報酬金ハ貴社ニ納付シタル鹹水ニ就キ第五條ニ規定セル鹹水比價ヲ以テ算出シタル金額トシ、每月貳回之ガ支拂ヲ受クルモノトス。

第五條　鹹水比價ハ別表ノ通リトス。比重及量ハ檢定當時ノ溫度ニ依ル。

第六條　鹽賠償價格ノ變更、其他鹹水比價ニ重大ナル響影ヲ及ボス事情アルトキハ貴社ニ於テ適宜第五條及金額ヲ變更セラルヽコトヲ承諾ス。

第七條　鹹水ノ檢定ニ合格ス可キ條件左ノ如シ。

一、比重ハボーメ拾四度以上ナルコト。

二、塵埃、汚穢、其他夾雜物ヲ含マザル純良品ナルコト。

三、苦汁又ハ藥品等ヲ混入セザルモノナルコト。

第九條　請負人ハ鹽田ノ善良ナル管理者トナリ。採鹹能率ノ增進ニ努メ日々本人又ハ貴社ノ承認ヲ得タル代理人必ズ現場ニ出動シ作業ニ要スル從業者ヲ監督使役シテ純良ナル鹹水ヲ採收スルモノトス。採鹹作業ハ貴社ノ承認ヲ經タル方法ヲ以テ週年之ヲ行ヒ、如何ナル事故又ハ損害ヲ生ズルコトアルモ貴社ノ許可ナクシテ休業若クハ停止ヲナサヾルモノトス。

第十條　鹽田培砂ハ貴社ヨリ供給ヲ受ケ請負人ニ於テ之ヲ撒布スルモノトス。

第十一條　貴社ヨリ貸與セラレタル別紙明細書列記ノ鹽田附屬物件ハ原形ノ變更轉貸讓渡ヲナサズ、善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ之ヲ保管シ、且破損セル場合ハ之ヲ修理シ鄭重ニ各其用途ニ從ツテ之ヲ使用シ決シテ他用ニ供セサルモノトス。

第十二條　鹽田附屬物件ニ對シテハ左ノ區別ニ從ヒ請負人ノ費用ヲ以テ之ガ保管、修理並ニ補充ヲナスモノトス。

一、鹽田並附屬物件ノ保管。

二、鹽田並鹹水溜ノ手入、小修理、建物及水路ノ小修理。

三、前項以外ノ鹽田附屬物件ノ修理。

四、沼井臺ノ六本木、簀竹、沼井菰、當子、鹹水溜ノ練工ニ掛クル莚、其他ノ補充。

第十七條　請負期間ノ滿了又ハ契約解除ノ際ハ即時鹽田及附屬物件一切を修理又ハ新調シテ完全ニ原形ニ復シ貴社ノ檢査ヲ經テ之ヲ返却スルモノトス。

第十九條　本契約締結ノ際身元保證金トシテ沼井一臺ニ付金壹圓ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ無利子ニテ貴社ニ供託シ、期間滿了後壹ケ月ヲ經テ申受クルモノトス。

第二十條　鹽專賣法又ハ貴社ノ都合ニ依リ製鹽地ノ區域又ハ鹽ノ製造期間若クハ生產高ヲ制限セラレタル場合ハ採鹹作業又ハ鹹水ノ納付ヲ中止セラルヽモ異議ヲ申出テサルモノトス。

(六)鹹水貯藏方法　採鹹作業區に專屬する鹹水溜は全部にて八十二棟あり。內部は當初從來の通り粘土製なりしが後年其の粘土の上に「コクンリート」を張りたり。而して家根は板張りの上部にマルソイド張となす。一棟の貯藏可能量九〇〇石にして即ち總棟にては七三八、〇〇石の貯藏力あり。

各作業區內の採收鹹水は一先づ無計量の儘當該作業區に專屬する石鹹水溜に收容貯藏す。

(七)鹹水の受授及賃銀支拂方法　採鹹作業區專屬鹹水溜に貯藏せる鹹水は採鹹、煎熬双方作業に支障なき程度に於て採鹹休止の日或は適當の時に於て之を煎熬場專屬の鹹水溜に移す際計量タンクを通過せしめ爰に賃銀計算の基礎たる鹹水の比重及容量の檢測を行ひ其の容量比重に應じ賃銀を支拂ふ。賃銀の支拂期は毎月十五日及月末の二回とす

尙計量タンクは採鹹專屬鹹水溜の中間毎に介在し其の數四十二個あり。コンクリート製にして縱十尺、橫六尺、深四十尺あり。容量は三十石として降雨を防ぐため上家を設備す。

八、鹹水の輸送及處理方法並其裝置

(一)採收鹹水は別紙圖面の如き經路に依り輸送せらる。

(二)右輸送裝置の內特殊なるものに付說明せん。

イ、發動機付ポンプ　本機はセミデーゼルエンヂン直結のタービンポンプにして一馬力半を有す。一臺の價格約七百圓にして一時間二百石を揚水し得。

ロ、中間槽　本槽は其の構造收容量共に既設鹹水溜と同樣にして陸手沖手各二棟宛都合四棟あり計量せる鹹水を一時貯藏するに使用す。

ハ、土　管　計量槽より中間槽への輸送は內徑五寸の土管を使用す。落差は四百間に付約三尺とす他は全部鐵管とす。

ニ、鹹水井戶　コンクリート製圓型にして直徑約五尺深九尺のものとす。陸手に二箇、沖手に一箇都合三箇あり。

ホ、地盤埋設輸送鐵管　本鐵管は沖手側鹹水井戶より陸手側鹹水井戶に輸送するに使用するものにして地盤下一尺の處に埋設せり。內徑五寸にして八時間二九六〇石傾流せしむる爲め四百間に付約九尺の落差を付す。此の落差は陸手側鹹水井戶の直前に於て傾斜を付せり。

(三)硫酸礬土使用方法順序　硫酸礬土を約五十斤入の籠に入れ之を溶解槽中に懸吊し之に鹹水を輸送注入し、底部より壓搾空氣を送入し充分に溶解せしむ。

前項硫酸礬土溶液を少量宛化合槽の第一區に流出し、即ち鹹水溜より輸送鹹水注入の箇所に適當に流入せしめ、而して化合槽の各區を上下流通する間に化合作用を起さしむなり。而して此の化合槽內にも壓搾空氣を吹き込む裝置とす。

化合槽に於て處理したる鹹水は之を沈澱槽に流下せしめ、此にて汚物を沈澱せしめて一旦鹹水溜に流入せしめ、次に之を電氣ポンプにて第一高架槽に汲み上げ、之より鐵管により鹹水濾過槽に送り、濾過鹹水は鹹水溜に再び流入せしめ、更にポンプを以て第二高架槽へ輸送し、此より煎熬釜へ送るものとす。而して硫酸礬土の使用量は鹹水一石當約三十二匁にして一日煎熬鹹水千五百石に對し四十八貫使用す。

(四)消石灰使用と硫酸礬土使用との得失　當鹽田の鹹水は稍酸性にして而も鐵分多きを以て先年消石灰を以て中和並に鐵分を分離沈澱せしめ鹹水を清澄せしが消石灰の使用は操作上頗る困難あり即ち使用量の加減困難從つて煎熬鹹水に石灰を殘留するもの多き時は煎熬釜に於てコーラの生成頗る多く、煎熬能率を害し、燃料の損失、釜の損傷等却つて損失を來す虞あり。斯かる場合には鹽質も良好ならず品質不同を來すことも多かりき然るに硫酸礬土に於ては使用量の過不足の影響消石灰の夫れの如く多大ならず處理も比較的容易にして其の効果消石灰より優良なるものあるが如し。尤も當鹽田生產鹹水も年月の經過と共に鐵分も漸次減少し尙多少有機質の不純物あるも品質一般良好となりたるを以て小量宛の硫酸礬土を使用する程度に依り充分淸澄の目的を達し得るに至りしを以て消石灰を使用するよりは寧ろ硫酸礬土を使用する方、合理的にして而も操作容易且つ効果もより大なるものゝ如し。

九、煎熬設備の概況　本鹽田は既說の如く採鹹は多數の作業區に分割して之を勞務請負に附しあるも煎熬は會社の直營にし一ケ所に集約して工業的經營施設をなせり。

(一)製鹽場は縱五十五間橫二十五間の建物にして二十四箇の煎熬釜(大型ST式釜)十二箇づゝ二列に併置し其の中間を居出場及通路に使用し煙突は釜四箇に對し一基とす。而して製鹽場附屬鹹水溜三種の設備あり。各部主要なるものに付き其の概要を記せば左の如し。

(二)製鹽場附屬鹹水溜

煉瓦造鹹水溜	一個	容量	一五〇〇石

鐵筋コンクリート圓形タンク一個(第一高架槽) 容量 二二〇石
鐵筋コンクリート圓形タンク一個(第二高架槽) 容量 一、〇〇〇石

(三)竈 二十四個全部「ロストル」式ニシテ竈内火床面は奥行六尺横二尺六寸仕切り三口となせるもの二十二、釜奥行六尺、横二尺六寸仕切り四口となせるもの二釜あり。而して大正十五年築造當時に於ては釜底と火床の距離は三尺二寸なりしが稍々傳熱距離多きに失するの嫌ありしを以て昭和二年之を二尺四寸に短縮したるに爾來釜中の沸騰狀況に好成績を見るに至れり。

(四)煎熬釜、溫目釜、苦汁釜 煎熬釜は全部ST式にして縱十九尺(タンク延三尺を含む)横十二尺、深さ八寸五分、タンクの深さ八寸、底板厚四分、側板厚二分、接合部分は二吋のアンクル厚三分のものを用ひ、徑六分の「リベット」を以て綾めたり。平面接合の箇所は幅四寸、厚四分の平鐵を六分の「リベット」にて綴釘す。但し二十四釜の内二釜は縱十九尺、横十九尺、深九寸にて兩側のタンクは幅一尺五寸、深七寸とし其の他の構造は前記と同じく焚口四個あり。尙此の釜の周圍には保溫裝置として小竹を編み付け、火山灰四、石灰五、藁スサ一の割合に混合したるものを以て塗付し又釜上の蒸發氣を外氣に依り冷却せしめざる爲めに採鹽又は作業上已を得ざる場合の外は蒸氣拔の下部を密閉する樣板圍を施せり。

溫目釜は縱十五尺、横十尺、深一尺四寸、厚二分の錬鐵とす。苦汁釜は縱十五尺、横五尺、深七寸、厚二分とす。

(五)煙 突 煙突は六個全部鐵筋コンクリート製とし、一個の煙突に四個の釜所屬するなり。

(六)居 出 場 居出場の總面積は百六十六坪にして之を二百五十個に區別す。一區劃は奥行六尺、横四尺、高六尺、鹽貯藏可能量三千五百斤釜一個に對し十個の居出場を備ふ。但し二個の釜は各十五個の居出場を備ふ。而して全部揚床とす。

(七)鹹水濾過裝置 鹹水濾過槽は縱七尺、横六尺、深さ三尺六寸のもの九個宛二列十八個を裝置し、其の構造外壁は煉瓦壁「モルタル」塗りとなし、底部は高五寸に根太を入れ簀竹及莚を敷き詰め之に八分目篩を通したる石炭殼を塡充す。此の一回の鹹水濾過可能量は全部にて五百石乃至六百石にて炭殼の取替は一週間一回とす。

十、煎熬方法 煎熬の操作取扱方法等一般ST式釜に於ける操作と異なる所なきも竈、居出場等附屬設備多少異なるを以て作業に多少の相違あり。

鹹水單價表

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
濃度 / 比重	49	14. 15, 16. 17. 18. 19. 30. 31. 32. 33. 34. 35	13. 20. 21. 29. 44. 74. 80.	3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 41. 43. 54. 55. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73.		1. 2. 22. 23. 24. 25. 42. 81. 82.	56. 57. 58. 59.	28	26
	50	36. 37. 38. 39. 40. 45.							27
	51	46. 47. 48. 52. 53. 75. 76. 77. 78. 79.							
14.0	198	209	220	230	240	246	262	283	293
2	208	219	230	240	250	256	272	293	303
4	218	229	240	250	260	266	282	303	313
6	228	239	250	260	270	276	292	313	323
8	238	249	260	270	280	286	302	323	333
15.0	248	259	270	280	290	296	312	333	343
2	258	269	280	290	300	306	322	343	353
4	268	279	290	300	310	316	332	353	363
6	278	289	300	310	320	326	342	363	373
8	288	299	310	320	330	336	352	373	383
16.0	298	309	320	330	340	346	362	383	393
2	308	319	330	340	350	356	372	393	403
4	318	329	340	350	360	366	382	403	413
6	328	339	350	360	370	376	392	413	423
8	338	349	360	370	380	386	402	423	433
17.0	348	359	370	380	390	396	412	433	443
2	357	368	379	389	399	405	421	442	452
4	366	377	388	398	408	414	430	451	461
6	375	386	397	407	417	423	439	460	470
8	384	395	406	416	426	432	448	469	479
18.0	393	404	415	425	435	441	457	478	488
2	403	414	425	435	445	451	467	488	498
4	413	424	435	445	455	461	477	498	508
6	423	434	445	455	465	471	487	508	518
8	433	444	455	465	475	481	498	518	528
19.0	443	454	465	475	485	491	507	528	538
2	454	465	476	486	496	502	518	539	549
4	465	476	487	497	507	513	529	550	560
6	476	487	498	508	518	524	540	561	571
8	487	498	509	519	529	535	551	572	582
20.0	498	509	520	530	540	546	562	583	593